

①-1

政府統計コード00200521

統計名	国勢調査
機関名	総務省
調査客体	<p>令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。</p> <p>ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅</p> <p>船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶</p> <p>なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。</p> <p>自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総務部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所</p> <p>刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院</p> <p>本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。</p> <p>外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族</p> <p>外国軍隊の軍人・軍属及びその家族</p> <p>なお、調査の対象となる世帯の世帯主又は世帯員には、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条で義務付けられている。（統計法第13条参照、国勢調査令第10条参照）</p>
調査方法	<p>令和2年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。</p> <p>調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。</p>
調査目的	国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	<p>国勢調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施されます。国勢調査から得られる日本の人口や世帯の実態は、国や地方公共団体の行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。</p> <p>国勢調査では、年齢別の人口、家族構成、働いている人や日本に住んでいる外国人などの結果を提供しています。</p>
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/pdf/chosahyo.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/pdf/chosahyo.pdf</a>
調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:国勢調査調査票	
設問文	<p>世帯について 1 世帯員の数</p> <p>・ふだん住んでいる人全員の人数を書いてください</p> <p>世帯員全員について</p> <p>3 氏名及び男女の別</p> <p>・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください</p>
選択肢	<p>1 男 女</p> <p>3 男 女</p>

①-2

政府統計コード00200532

統計名	就業構造基本調査
機関名	総務省
調査客体	令和2年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約3万4千調査区について、総務大臣の定める方法により市区町村長が選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を対象としました。 ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いています。 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。） 外国軍隊の軍人、軍属とその家族 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者 刑務所、少年刑務所、拘留所に収容されている人 少年院、婦人補導院の在院者
調査方法	（1）調査の流れ 調査は、次の流れにより行いました。 総務大臣－都道府県知事－市区町村長－指導員－調査員－調査世帯  （2）調査の実施 調査員（調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに9月下旬に調査書類を配布しました。 報告は、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主が、インターネットで回答する方法、紙の調査票を郵送又は調査員に提出する方法により行いました。
調査目的	就業構造基本調査は、統計法に基づく基幹統計『就業構造基本統計』を作成するための統計調査であり、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。
概要	就業構造基本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施しています。 調査の結果は、国や地方公共団体における雇用政策などの各種施策の基礎資料として利用されています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf/2022chosahyo.pdf">https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf/2022chosahyo.pdf</a>
調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
	調査票1:就業構造基本調査調査票
設問文	○15歳以上の方が1人1枚ずつ記入してください 1 氏名・男女の別及び配偶者（妻または夫）の有無 ・配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください
選択肢	男 女

①-3

政府統計コード00200533

統計名	<b>社会生活基本調査</b>
機関名	総務省
調査客体	<p>指定する調査区（全国で約7,600調査区）内にある世帯のうちから、無作為に選定した約9万1千世帯の10歳以上の世帯員約19万人を対象としました。</p> <p>ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いています。</p> <p>ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）</p> <p>イ 外国軍隊の軍人、軍属とその家族</p> <p>ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者</p> <p>エ 刑務所、拘留所に収容されている人</p> <p>オ 少年院、婦人補導院の在院者</p> <p>カ 社会福祉施設に入所している人</p> <p>キ 病院、療養所などに入院している人</p> <p>ク 水上に住居のある人</p>
調査方法	<p>調査は、次の流れにより行いました。</p> <p>総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯</p> <p>調査は、調査員（調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が調査世帯ごとに10月上旬から中旬に調査票を配布し、10月下旬に収集することにより行いました。</p> <p>報告は、世帯が調査員等へ調査票を提出又はインターネットで回答する方法により行いました。</p>
調査目的	<p>社会生活基本調査は、統計法に基づく基幹統計『社会生活基本統計』を作成するための統計調査であり、生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としています。</p>
概要	<p>社会生活基本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、生活時間の配分や余暇時間における主な活動（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽及び旅行・行楽）を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施しています。</p> <p>調査の結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成など、国民の豊かな社会生活に関する各種行政施策に欠かすことのできない重要な資料となります。</p>
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>・社会生活基本調査(調査票A)  <a href="https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/qua.pdf">https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/qua.pdf</a></p> <p>・社会生活基本調査(調査票B)  <a href="https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/qub.pdf">https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/qub.pdf</a></p>
調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
<b>調査票1:調査票A</b>	
設問文	<p>10歳以上の人は、一人1冊ずつ記入してください</p> <p>1 氏名・男女の別</p>
選択肢	男 女
<b>調査票2:調査票B</b>	
設問文	<p>10歳以上の人は、一人1冊ずつ記入してください</p> <p>1 氏名・男女の別</p>
選択肢	男 女

①-4

政府統計コード00450061

統計名	国民生活基礎調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>大規模調査</p> <p>全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とした。</p> <p>ただし、以下については調査の対象から除外した。</p> <p>（1）世帯票・健康票・介護票</p> <p>次に掲げる、世帯に不在の者</p> <p>単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者</p> <p>（2）所得票・貯蓄票</p> <p>上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯</p> <p>（注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。</p> <p>2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）</p> <p>簡易調査</p> <p>全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯及び世帯員を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とした。</p> <p>ただし、以下については調査の対象から除外した。</p> <p>（1）世帯票</p> <p>次に掲げる、世帯に不在の者</p> <p>単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者</p> <p>（2）所得票</p> <p>上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯</p> <p>（注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。</p> <p>2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）</p>
調査方法	<p>調査員があらかじめ配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法又は世帯の方が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）にアクセスして回答する方法により実施する。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とする。ただし、調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難（パソコンがない等）な世帯については、郵送回収とする。</p>
調査目的	<p>本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。</p>
概要	<p>国民生活基礎調査は、全国の世帯及び世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施しています。</p> <p>国民生活基礎調査では、世帯数と世帯人員の状況、各種世帯の所得等の状況、世帯員の健康状況、介護の状況等の結果を提供しています。</p>
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>国民生活基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯票</li> <li>・所得票</li> <li>・介護票</li> <li>・健康票</li> <li>・貯蓄票</li> </ul> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450061">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450061</a></p>

調査票の種類数	5種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<4種類>
男女の別欄のない調査票	・貯蓄票 ※調査票に「世帯番号」が付記されているため、世帯主・世帯員の男女の別を把握するその他の調査票との紐づけが可能と判断
調査票1:世帯票	
設問文	II世帯員の状況 すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。 質問3 性 補問9-6 主に手助けや見守りをしている方の性 この質問は補問9-5で「1 配偶者」～「5 その他の親族」と回答した方のみお答えください。
選択肢	1 男 2 女
調査票2:所得票	
設問文	質問1 あなたの性・出生年月を記入してください。 性
選択肢	1 男 2 女
調査票3:介護票	
設問文	質問2 介護が必要な方の性と出生年月をお答えください。 (1)性
選択肢	1 男 2 女
調査票4:健康票	
設問文	質問1 あなたの性・出生年月を記入してください。 性
選択肢	1 男 2 女

①-5

政府統計コード00200522

統計名	住宅・土地統計調査
機関名	総務省
調査客体	調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯)を対象とします。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外します。 (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員(家族を含む。)が居住している住宅 (2) 皇室用財産である施設 (3) 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所 (4) 自衛隊の営舎その他の施設 (5) 在日米軍用施設
調査方法	調査は、調査員が世帯を訪問し、調査票を配布する方法により行います。調査への回答はインターネットによる回答の他、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により行います。 また、調査員が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして、『建物調査票』に記入することにより行います。
調査目的	住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。
概要	住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする統計調査で、5年ごとに実施されます。この調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されています。 住宅・土地統計調査は、住宅数、空き家数、建物の構造や建て方、建築の時期などの結果を提供しています。また、全国、都道府県だけでなく、市、区及び人口1万5千人以上の町村の結果も提供しています。
統計分野(大分類)	住宅・土地・建設
統計の種類	基幹統計
調査票	・調査票甲 <a href="https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/chosahyou_kou.pdf">https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/chosahyou_kou.pdf</a> ・調査票乙 <a href="https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/chosahyou_otsu.pdf">https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/chosahyou_otsu.pdf</a> ・建物調査票 <a href="https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/tatemono.pdf">https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/tatemono.pdf</a>
調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<2種類>
男女の別欄のない調査票	・建物調査票 ※調査票に「建物番号」「住宅番号」が付記されているため、世帯員の男女の別を把握しているその他の調査票との紐づけが可能と判断
調査票1:調査票甲	
設問文	I あなたの世帯について 1 世帯の構成 (イ) 各世帯員の男女の別や年齢など ・世帯の家計を主に支える人 ・世帯員
選択肢	男 女
調査票2:調査票乙	
設問文	I あなたの世帯について 1 世帯の構成 (イ) 各世帯員の男女の別や年齢など ・世帯の家計を主に支える人 ・世帯員
選択肢	男 女

①-6

政府統計コード00200531

統計名	労働力調査
機関名	総務省
調査客体	<p>調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。</p> <p>この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約100万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）について調査している。</p> <p>なお、特定の世帯が続けて様々な調査の対象とならないように配慮している。</p>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員は、担当調査区内にある全ての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により、指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。</li> <li>調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。</li> </ul> <p>（詳細は、標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：380KB）参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定された住戸に居住する世帯へは、調査票の配布を開始する前に、はがきなどにより調査対象となった旨を通知する。</li> <li>調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯（以下「調査世帯」という。）に調査票を配布して記入を依頼し、記入の説明を行う。</li> <li>調査世帯はインターネット又は紙の調査票のいずれかの方法を選択し回答する。調査員は、調査週間の終了後3日以内に、インターネット回答を確認できない世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、紙の調査票を収集する。</li> <li>紙の調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。</li> </ul>
調査目的	労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。
概要	<p>労働力調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、毎月実施しています。</p> <p>調査の結果には、毎月公表する基本集計として、就業者数、完全失業者数、完全失業率など、四半期ごとに公表する詳細集計として、現職について理由別の非正規の職員・従業員数、失業期間別の完全失業者数数などがあります。</p> <p>それらの結果は、景気判断や雇用政策などの基礎資料として利用されています。</p>
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査票</li> <li>特定調査票</li> </ul> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/bq2018.pdf">https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/bq2018.pdf</a></p> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/sq2018.pdf">https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/sq2018.pdf</a></p>
調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定調査票</li> </ul> <p>※調査票に「基礎調査票の○枚目の○人目」が付記されているため、男女の別を把握している基礎調査票との紐づけが可能と判断</p>
調査票1:基礎調査票	
設問文	<p>15歳以上の人について記入してください</p> <p>①氏名及び男女の別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふだん住んでいる15歳以上の人をのれなく書いてください</li> </ul> <p>15歳未満の人について記入してください（1か月目調査世帯のみ記入してください）</p> <p>（1）男女の別</p>
選択肢	男 女

①-7

政府統計コード00200561

統計名	家計調査
機関名	総務省
調査客体	家計調査は、全国の世帯を調査対象としている。 ただし、下記に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。 (1) 学生の単身世帯 (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯 (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯 (4) 賄い付きの同居人がいる世帯 (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯 (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯 (7) 外国人世帯
調査方法	調査は次のような流れで行われています。(1) 調査票の設計、調査方法などの企画・設計、調査地域の選定総務省統計局(2) 調査員の選任・指導、調査世帯の選定都道府県・指導員(3) 調査地域の世帯名簿の作成、調査の依頼、調査票の配布調査員(4) 調査票（家計簿など）の記入世帯(5) 調査票の回収調査員(6) 調査票の提出・整理都道府県・指導員(7) 調査結果の集計・公表総務省統計局
調査目的	家計調査は、統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査であり、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。
概要	家計調査は、統計理論に基づき選定された全国約9千世帯を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査しています。 家計調査の結果は、我が国の景気動向の把握、生活保護基準の検討などの基礎資料として利用のほか、地方公共団体、民間の会社などでも利用されています。 二人以上の世帯の結果は、主に、地域・世帯属性ごとに1世帯当たり1か月間の収支金額にまとめ毎月公表、単身世帯及び総世帯の家計収支に関する結果並びに二人以上の世帯の貯蓄・負債に関する結果を四半期ごとに公表しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	・家計簿（二人以上の世帯用） ・家計簿（単身世帯用） ・世帯票 ・年間収入調査票 ・準調査世帯票 ・一般単位区世帯名簿、調査世帯抽出番号表（乱数表） ・貯蓄等調査票 <a href="https://www.stat.go.jp/data/kakei/form.html">https://www.stat.go.jp/data/kakei/form.html</a>
調査票の種類数	7種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<3種類>
男女の別欄のない調査票	・家計簿（二人以上の世帯用） ・家計簿（単身世帯用） ・年間収入調査票 ・貯蓄等調査票 ※調査票に「一連世帯番号」等が付記されているため、男女の別を把握している世帯票等との紐づけが可能と判断
調査票1:世帯票	
設問文	(2)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2:準調査世帯票	
設問文	(8)性別（単身のみ）
選択肢	1 男 2 女
調査票3:一般単位区世帯名簿	
設問文	・単身世帯 単身の適格世帯数 ・5 勤労・無職・勤無外・男女・不採用の別（単身） ・7 単位区更新 単身世帯一連世帯番号 ・※8 名簿補正 単身世帯一連世帯番号
選択肢	男 女

①-8

政府統計コード00200564

統計名	全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）
機関名	総務省
調査客体	全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象としました。
調査方法	調査員が調査対象世帯に調査票を配布することにより行いました。調査票の提出は、次のいずれかの方法を世帯が選択することができます（「都道府県調査」はイのみ）。 ア インターネット回答 イ 調査員に提出 ウ 郵送により提出（「簡易調査」の場合） なお、「都道府県調査」については、家計調査と一体的に実施しました。
調査目的	「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」（基幹統計「全国家計構造統計」を作成するための調査）で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査です。1959年（昭和34年）以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施するものであり、2019年（令和元年）調査は13回目になります。
概要	「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。 この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査です。 1959年以來5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施するものであり、2019年調査は13回目になります。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯票</li> <li>・家計簿（10月分）</li> <li>・家計簿（11月分）</li> <li>・年収・貯蓄等調査票</li> <li>・個人収支簿</li> <li>・家計調査世帯特別調査票（二人以上の世帯）</li> <li>・家計調査世帯特別調査票（単身世帯）</li> </ul> <a href="https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/form.html">https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/form.html</a>
調査票の種類数	7種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計簿（10月分）</li> <li>・家計簿（11月分）</li> <li>・年収・貯蓄等調査票</li> <li>・個人収支簿</li> <li>・家計調査世帯特別調査票（二人以上の世帯）</li> <li>・家計調査世帯特別調査票（単身世帯）</li> </ul> ※調査票に「一連世帯番号」が付記されているため、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能と判断
調査票1:世帯票	
設問文	II 世帯員について（一緒に住んでいる世帯員について（1）から（9）欄に記入してください） （1）男女の別及び世帯主との続き柄（3か月以上不在の家族はⅢへ）
選択肢	男 女

②-1

政府統計コード00200541

統計名	個人企業経済調査
機関名	総務省
調査客体	全国の個人企業約200万企業（平成28年経済センサス-活動調査結果による。）のうち、次の産業を営むもののなかから、一定の統計上の抽出方法に基づき抽出した約40,000企業を調査対象とする。
調査方法	調査は、総務大臣が業務を委託した民間事業者から調査票を郵送し、調査対象企業の事業主又は事業主に代わる者が調査票に回答することにより実施している。調査票の回収は、郵送又はインターネットにより行っている。 <調査の流れ> 総務省統計局 - 民間事業者 - 調査対象企業
調査目的	個人企業経済調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である個人企業経済統計を作成するための調査）として、個人企業の経営実態を明らかにし、中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする。
概要	個人企業経済調査は、個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにし、中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的として実施しています。なお、2019年度に実施した調査から、調査周期を年1回（毎年6月）に変更しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	個人企業経済調査 <a href="https://www.stat.go.jp/data/kojinke/pdf/chosahyo2023.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kojinke/pdf/chosahyo2023.pdf</a>
調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:個人企業経済調査	
設問文	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主について</li> <li>3 事業主の男女の別及び年齢</li> <li>（1）男女の別</li> <li>●5～12は行っている事業全体について記入してください</li> <li>11 従業者数 6月1日現在の人数を記入してください</li> <li>・事業主の家族で無給の人</li> <li>・常用雇用者（事業主の家族で有給の人 パート・アルバイトを含む）</li> <li>・臨時雇用者</li> </ul>
選択肢	3 事業主の男女の別及び年齢 1男 2女 11 従業者数 男 女

②-2

政府統計コード00400003

統計名	学校教員統計調査
機関名	文部科学省
調査客体	調査対象の範囲は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の本務教員である。（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校においては、一部の調査項目について兼務教員も調査。）
調査方法	<p>直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、調査票を配布。調査票は文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出、市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。</p> <p>都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。提出は郵送又はオンラインにて行った。</p> <p>■調査経路</p> <p>1 文部科学省 → 国立の学校、公立の大学、私立の大学及び高等専門学校</p> <p>2 文部科学省 → 都道府県教育委員会 → 都道府県立及び私立の学校</p> <p>3 文部科学省 → 都道府県教育委員会 → 市町村教育委員会 → 市町村立の学校</p> <p>■配布方法</p> <p>郵送又はオンライン</p> <p>■収集方法</p> <p>郵送又はオンライン</p>
調査目的	学校教員統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である学校教員統計を作成するための調査）として、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。
概要	学校教員統計調査は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の本務教員（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校においては、一部の調査項目について兼務教員も調査）を対象に、3年ごとに実施されます。教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を調査し、その結果は、中央教育審議会における教育職員免許制度の検討等のための基礎資料をはじめ、教員に関する諸施策を検討・立案するために広く活用されています。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>調査票一式</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/sonota/1421035.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/sonota/1421035.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校調査票</li> <li>・教員個人調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校・各種学校）</li> <li>・教員個人調査票・教員異動調査票（本務教員）</li> <li>・教員個人調査票（兼務教員）</li> <li>・教員異動調査票</li> </ul>
調査票の種類数	5種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:教員個人調査票 各種	
設問文	(4)性別 ※義務教育学校、高等学校、中等教育学校は問番号5
選択肢	1男 2女
調査票2:教員個人調査・教員異動調査票(本務教員) 大学・高等専門学校	
設問文	(5)性別等
選択肢	1男 2女 外国人3男 4女
調査票3:教員個人調査票 教員個人調査・教員異動調査票(兼務教員) 大学・高等専門学校	
設問文	(5)性別等
選択肢	1男 2女 外国人3男 4女
調査票4:教員異動調査票	
設問文	(5)性別
選択肢	1男 2女
調査票5:学校調査票	
設問文	各職名の人数欄
選択肢	男 女

②-3

政府統計コード00450022

統計名	患者調査
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設を利用した患者を調査の客体とする。
調査方法	調査の時期 入院及び外来患者については、10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日。退院患者については、9月1日～30日までの1か月間。（国への提出期限1月上旬） 調査票は9月1日までに管轄保健所から医療施設に配布（郵送等による）し、11月中旬以降の保健所の指定する日までに管轄保健所へ提出。 調査の方法及び実施系統 医療施設の管理者が記入する方法によった。
調査目的	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
概要	患者調査は、医療施設を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、3年に1回実施しています。 患者調査では、傷病分類別の患者数（外来・入院、都道府県別）、受療率（外来・入院、都道府県別）等の結果を提供しています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院入院（奇数）票</li> <li>・病院外来（奇数）票</li> <li>・病院（偶数）票</li> <li>・一般診療所票</li> <li>・歯科診療所票</li> <li>・病院退院票</li> <li>・一般診療所退院票</li> </ul> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_nyuin_kisuu.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_nyuin_kisuu.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_gairai_kisuu.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_gairai_kisuu.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_guusuu.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_guusuu.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_ippan.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_ippan.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_shika.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_shika.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_taiin.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_byouin_taiin.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_ippan_taiin.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/kanjya/R05_ippan_taiin.pdf</a>
調査票の種類数	7種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:病院入院（奇数）票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2:病院外来（奇数）票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票3:病院（偶数）票	
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女
調査票4:一般診療所票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票5:歯科診療所票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票6:病院退院票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票7:一般診療所退院票	
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女

②-4

政府統計コード00450071

統計名	毎月勤労統計調査
機関名	厚生労働省
調査客体	日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所です。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は調査の対象から除外しています。
調査方法	全国・地方調査 30人以上規模の事業所（第一種事業所） 5～29人規模の事業所（第二種事業所）
調査目的	毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査です。
概要	毎月勤労統計調査全国調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の変動を毎月把握する調査です。調査対象事業所は、常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス-基礎調査）から抽出した約33,000事業所で、名目賃金（現金給与総額）や実質賃金、所定内及び所定外労働時間などがわかります。調査の結果は、景気動向を判断するための指標の一つとなっているほか、厚生労働政策や経済政策の基礎資料、企業の労働条件決定の際の参考資料として幅広く活用されています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	毎月勤労統計調査 ・全国調査（様式第1号：第一種事業所・様式第2号：第二種事業所） ・地方調査（様式第3号：第一種事業所・様式第4号：第二種事業所） ・特別調査（様式第5号） <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450071">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450071</a>
調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:全国調査票（第一種事業所用、第二種事業所用）	
設問文	常用労働者の性別 ・5 常用労働者数 (1)前調査期間の末日は何人でしたか。 (2)採用、転勤等による増加は何人でしたか。 (3)解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。 (4)本調査期間の末日は何人でしたか。 (5)うち、パートタイム労働者は何人でしたか。 ・6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。（有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。） ・7 実労働時間数（休憩時間は含めないでください。） (1)所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。 (2)所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。 ・8 現金給与額（税込み額です。） (1)きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。（労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。） (3)特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。（盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。）
選択肢	男 女

## 調査票2:地方調査票（第一種事業所用、第二種事業所用）

設問文	<p>常用労働者の性別</p> <p>・5 常用労働者数</p> <p>(1)前調査期間の末日は何人でしたか。</p> <p>(2)採用、転勤等による増加は何人でしたか。</p> <p>(3)解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。</p> <p>(4)本調査期間の末日は何人でしたか。</p> <p>(5)うち、パートタイム労働者は何人でしたか。</p> <p>・6 出勤日数</p> <p>実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。（有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。）</p> <p>・7 実労働時間数（休憩時間は含めないでください。）</p> <p>(1)所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。</p> <p>(2)所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。</p> <p>・8 現金給与額（税込み額です。）</p> <p>(1)きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。（労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。）</p> <p>(3)特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。（盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ペースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。）</p>
選択肢	男 女

## 調査票3:特別調査票

設問文	<p>常用労働者について記入してください。（常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。次の者は除きます。○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者）</p> <p>2 性</p>
選択肢	男 女

②-5

政府統計コード00200543

統計名	科学技術研究調査
機関名	総務省
調査客体	2023年（令和5年）調査では、企業約13,500、非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約4,000の合計約18,600客体を調査対象とした。
調査方法	総務省統計局が調査対象に調査票を郵送（5月中旬）し、インターネット又は郵送により回答を得る方法で実施
調査目的	科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としている。
概要	科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、毎年実施しております。 調査結果は、科学技術基本計画における政策目標の設定や国民経済計算の推計、科学技術白書や男女共同参画白書などの白書の分析に利用されています。 科学技術研究調査では、研究費や研究者数などの結果を、企業、非営利団体・公的機関、大学等の研究主体別に提供しています。
統計分野（大分類）	情報通信・科学技術
統計の種類	基幹統計
調査票	科学技術研究調査 ・調査票甲（企業A） ・調査票甲（企業B） ・調査票乙（非営利団体・公的機関） ・調査票丙（大学等） <a href="https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05koua.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05koua.pdf</a> <a href="https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05koub.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05koub.pdf</a> <a href="https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05otsu.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05otsu.pdf</a> <a href="https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05hei.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/05hei.pdf</a>
調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
<b>調査票1:調査票甲（企業A）</b>	
設問文	【4】研究関係従業者数(3月31日現在)を記入してください ・総数 ・研究者①（実数、専ら研究に従事する者、研究を兼務する者） ・研究補助者② ・技能者③ ・研究事務その他の関係者④ ー以上、「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」も、うち女性数を把握 ・研究者のうち博士号取得者 【5】採用・転入・転出研究者数を記入してください ・新規採用者数（総数、うち自然科学部門（総数、理学、工学、農学、保健（総数、うち医学、うち歯学、うち薬学））、転入研究者数（※「会社（うち親子会社）」「非営利団体」「公的機関」「大学等」「その他」は女性の把握なし） ・転出研究者数（※「うち親子会社」は女性の把握なし） ・新規採用者のうち博士号取得者 ・転入研究者のうち博士号取得者 【6】研究者の専門別内訳を記入してください(3月31日現在) ・合計 ・自然科学部門（理学（数学、情報科学、物理、化学、生物、地学、その他）、工学（機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他）、農学（農林、獣医・畜産、水産、その他）、保健（医学・歯学、薬学、その他）） ・人文・社会科学部門
選択肢	【4】実数 うち女性 【5】総数 うち女性 【6】総数 うち女性

調査票2:調査票甲（企業B）	
設問文	<p>【4】研究関係従業者数(3月31日現在) を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総数</li> <li>・研究者①（実数、専ら研究に従事する者、研究を兼務する者）</li> <li>・研究補助者②</li> <li>・技能者③</li> <li>・研究事務その他の関係者④</li> </ul> <p>ー以上、「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」も、うち女性数を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者のうち博士号取得者</li> </ul> <p>【5】採用・転入・転出研究者数を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者数（総数、うち自然科学部門（理学、工学、農学、保健（総数、うち医学、うち歯学、うち薬学））</li> <li>・転入研究者数（※内訳の「会社（うち親子会社）」「非営利団体」「公的機関」「大学等」「その他」は女性の把握なし）</li> <li>・転出研究者数（※内訳の「うち親子会社」は女性の把握なし）</li> <li>・新規採用者のうち博士号取得者</li> <li>・転入研究者のうち博士号取得者</li> </ul> <p>【6】研究者の専門別内訳を記入してください(3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計</li> <li>・自然科学部門（理学（数学、情報科学、物理、化学、生物、地学、その他）、工学（機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他）、農学（農林、獣医・畜産、水産、その他）、保健（医学・歯学、薬学、その他））</li> <li>・人文・社会科学部門</li> </ul>
選択肢	<p>【4】実数 うち女性</p> <p>【5】総数 うち女性</p> <p>【6】総数 うち女性</p>
調査票3:調査票乙（非営利・公的機関）	
設問文	<p>【7】研究関係従業者数(3月31日現在) を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総数</li> <li>・研究者①（実数、専ら研究に従事する者、研究を兼務する者）</li> <li>・研究補助者②</li> <li>・技能者③</li> <li>・研究事務その他の関係者④</li> </ul> <p>ー以上、「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」も、うち女性数を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者のうち博士号取得者</li> <li>・任期無し研究者（うち40歳未満）</li> </ul> <p>【8】採用・転入・転出研究者数を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者数</li> <li>・うち自然科学部門（総数、理学、工学、農学、保健（うち医学、うち歯学、うち薬学））</li> <li>・転入研究者数（※内訳の「会社」「非営利団体」「公的機関」「大学等」「その他」は女性の把握なし）</li> <li>・転出研究者数</li> <li>・新規採用者のうち博士号取得者</li> <li>・転入研究者のうち博士号取得者</li> </ul> <p>【9】研究者の専門別内訳を記入してください(3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計</li> <li>・人文・社会科学部門（人文科学（文学、その他）、社会科学（商学・経済、社会学、その他））</li> <li>・自然科学部門（理学（数学、情報科学、物理、化学、生物、地学、その他）、工学（機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他）、農学（農林、獣医・畜産、水産、その他）、保健（医学・歯学、薬学、その他））</li> <li>・その他の部門（心理学、その他（教育学など））</li> </ul>
選択肢	<p>【7】実数 うち女性</p> <p>【8】総数 うち女性</p> <p>【9】総数 うち女性</p>

調査票4:調査票乙（大学等）	
設問文	<p>【4】従業者数(3月31日現在) を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究関係従業者数の合計、「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」のうち女性数を把握</li> <li>・研究者①（総数、本務者（実数、教員、大学院博士課程の在籍者、医局員、その他の研究員）、兼務者（学外からの研究者））</li> <li>・研究補助者②</li> <li>・技能者③</li> <li>・研究事務その他の関係者④</li> </ul> <p>－②③④は「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」も、うち女性数を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者のうち博士号取得者⑤</li> <li>・任期無し研究者⑥（実数、うち40歳未満）</li> <li>・大学院博士課程在籍者のうち雇用関係を有する者⑦</li> <li>・その他の研究員のうち雇用関係を有する者⑧</li> </ul> <p>【5】採用・転入・転出研究者数を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用者数（総数、うち自然科学部門（理学、工学、農学、保健（うち医学、うち歯学、うち薬学））</li> <li>・転入研究者数（※内訳の「会社」「非営利団体」「公的機関」「大学等」「その他」は女性の把握なし）</li> <li>・転出研究者数</li> </ul> <p>【6】研究本務者の専門別内訳を記入してください(3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計</li> <li>・人文・社会科学部門（人文科学（文学、史学、哲学、その他）、社会科学（法学・政治、商学・経済、社会学、その他））</li> <li>・自然科学部門（理学（数学、情報科学、物理、化学、生物、地学、その他）、工学（機械・船舶、電気・通信、土木・建築、応用化学、応用理学、原子力、材料、繊維、航空、経営工学、その他）、農学（農学、農芸化学、農業工学、農業経済、林学、林産、獣医・畜産、水産、その他）、保健（医学、歯学、薬学、看護、その他））</li> <li>・その他の部門（心理学、家政、教育、芸術・その他）</li> </ul>
選択肢	<p>【4】実数 うち女性</p> <p>【5】総数 うち女性</p> <p>【6】総数 うち女性</p>

②-6

政府統計コード00200552

統計名	経済センサス-基礎調査
機関名	総務省
調査客体	(1) 甲調査 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、国及び地方公共団体の事業所及び以下に掲げる事業所を除く事業所を対象としています。 ア 大分類A－農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの イ 大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの ウ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所 エ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所 (2) 乙調査 国及び地方公共団体の事業所
調査方法	(1) 甲調査 統計調査員が担当する地域に所在するすべての事業所について、外観等によりその名称、所在地、活動状態等を確認し、その結果を『調査員用端末』（タブレット端末）に入力するとともに、新たに把握した事業所など一部の事業所には「調査票甲」を配布します。調査への回答は、オンライン又は調査票に記入し、郵送する方法により行います。 (2) 乙調査 国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布します。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行います。
調査目的	経済センサス-基礎調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。
概要	経済センサス-基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベースなどの母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）です。 経済センサス-基礎調査では、事業所及び企業の産業分類、経営組織、従業者規模などの結果を、全国、都道府県、市区町村などの地域で提供しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	・甲調査 <a href="https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/pdf/chousahyou_kou.pdf">https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/pdf/chousahyou_kou.pdf</a> ・乙調査
調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:調査票甲	
設問文	4 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で、役員報酬を得ている人） 常用雇用者（期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人） ④正社員・正職員としている人、⑤④以外の人（パート・アルバイトなど） ⑥臨時雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む） ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） 受入者（①～④以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向、⑩派遣
選択肢	男 女
調査票2:調査票乙	
設問文	職員数 常用雇用者（期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人） (1)正職員としている人、(2)(1)以外の人（パート・アルバイトなど） (3)臨時雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む） (4)総数(1)～(3)の合計 (5)左記以外で、民間の事業所に所属している人で、この事業所で働いている人
選択肢	男 女

②-7

政府統計コード00400002

統計名	学校保健統計調査
機関名	文部科学省
調査客体	調査対象の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校に在籍する満5歳から17歳（4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒である。
調査方法	(1) 文部科学大臣は、都道府県知事を通じ、調査実施校の長に調査票等を配布する。 (2) 調査実施校の長は、都道府県知事の定める期日までに調査票を都道府県知事に提出する。 (3) 都道府県知事は、提出された調査票を整理・審査し、文部科学大臣に提出する。 ■ 調査経路 文部科学大臣 ⇄ 都道府県知事 ⇄ 調査実施校の長 ■ 配布方法 郵送又はオンライン ■ 収集方法 郵送又はオンライン
調査目的	学校保健調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である学校保健統計を作成するための調査）として、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。
概要	学校保健統計調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育、健康等の状態を明らかにすることを目的としています。本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の幼児、児童及び生徒を対象に、毎年実施されます。学校保健安全法により義務づけられている健康診断の結果に基づいて、発育及び健康状態に関する事項（身長、体重及び被患率等）に関する調査を行っており、その結果は、学校保健安全法及び学校給食法の改正をはじめとした学校保健行政の施策の立案検討の際の基礎資料としてだけでなく、我が国の学校保健に関する基礎資料として、各方面で活用されています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	基幹統計
調査票	・発育状態調査票 ・健康状態調査票 幼稚園及び幼保連携型認定こども園 5歳 小学校及び義務教育学校（第1～6学年） 中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年） 高等学校及び中等教育学校の後期課程 <a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm</a>
調査票の種類数	8種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:発育状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）	
設問文	5歳 身長 体重
選択肢	男 女
調査票2:発育状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））	
設問文	第1学年（6歳）身長 体重 第2学年（7歳）身長 体重 第3学年（8歳）身長 体重 第4学年（9歳）身長 体重 第5学年（10歳）身長 体重 第6学年（11歳）身長 体重
選択肢	男 女

調査票3:発育状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年））

設問文	<p>&lt;個人ごとに記載&gt;</p> <p>第1(7)学年(12歳)身長 体重</p> <p>第2(8)学年(13歳)身長 体重</p> <p>第3(9)学年(14歳)身長 体重</p>
選択肢	男 女

調査票4:発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

設問文	<p>&lt;個人ごとに記載&gt;</p> <p>第1学年(15歳)身長 体重</p> <p>第2学年(16歳)身長 体重</p> <p>第3学年(17歳)身長 体重</p>
選択肢	男 女

調査票5:健康状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園5歳）

設問文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象者数</li> <li>・栄養状態 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・脊柱・胸郭・四肢の状態 受検者数/疾病・異常者数（脊柱の疾病・異常、胸郭の疾病・異常、四肢の疾病・異常）</li> <li>・裸眼視力 受検者数(a+b+c)/視力非矯正者の裸眼視力(a)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/視力矯正者の裸眼視力(b)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/矯正視力のみを測定した人(c)</li> <li>・眼の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・耳鼻咽喉頭疾患 受検者数/疾病・異常者数（耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患・異常）</li> <li>・皮膚疾患 受検者数/疾病・異常者数（アトピー性皮膚炎、その他の皮膚疾患）</li> <li>・心臓 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・蛋白検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・その他の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数（ぜん息、腎臓疾患、言語障害、その他の疾病・異常）</li> <li>・歯・口腔 受検者数/疾病・異常者数（う歯（処置完了者、未処置歯のある者）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、その他の疾病・異常）</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票6:健康状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））

設問文	<p>&lt;学年別に記載&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象者数</li> <li>・栄養状態 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・脊柱・胸郭・四肢の状態 受検者数/疾病・異常者数（脊柱の疾病・異常、胸郭の疾病・異常、四肢の疾病・異常）</li> <li>・裸眼視力 受検者数(a+b+c)/視力非矯正者の裸眼視力(a)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/視力矯正者の裸眼視力(b)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/矯正視力のみを測定した人(c)</li> <li>・眼の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・難聴（両耳とも） 受検者数/疾病・異常者数 ※第4学年（9歳）、第6学年（11歳）はなし</li> <li>・耳鼻咽喉頭疾患 受検者数/疾病・異常者数（耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患・異常）</li> <li>・皮膚疾患 受検者数/疾病・異常者数（アトピー性皮膚炎、その他の皮膚疾患）</li> <li>・結核に関する検診 受検者数/結核の精密検査の対象者</li> <li>・結核 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・心電図異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・心臓 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・蛋白検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・尿糖検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・その他の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数（ぜん息、腎臓疾患、言語障害、その他の疾病・異常）</li> <li>・歯・口腔 受検者数/疾病・異常者数（う歯（処置完了者、未処置歯のある者）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、その他の疾病・異常）</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票7:健康状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年）

設問文	<p>&lt;学年別に記載&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象者数</li> <li>・栄養状態 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・脊柱・胸郭・四肢の状態 受検者数/疾病・異常者数（脊柱の疾病・異常、胸郭の疾病・異常、四肢の疾病・異常）</li> <li>・裸眼視力 受検者数(a+b+c)/視力非矯正者の裸眼視力(a)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/視力矯正者の裸眼視力(b)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/矯正視力のみを測定した人(c)</li> <li>・眼の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・難聴（両耳とも） 受検者数/疾病・異常者数 ※第2（8）学年（13歳）はなし</li> <li>・耳鼻咽喉頭疾患 受検者数/疾病・異常者数（耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患・異常）</li> <li>・皮膚疾患 受検者数/疾病・異常者数（アトピー性皮膚炎、その他の皮膚疾患）</li> <li>・結核に関する検診 受検者数/結核の精密検査の対象者</li> <li>・結核 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・心電図異常 受検者数/疾病・異常者数 ※第1（7）学年（12歳）のみ</li> <li>・心臓 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・蛋白検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・尿糖検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・その他の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数（ぜん息、腎臓疾患、言語障害、その他の疾病・異常）</li> <li>・歯・口腔 受検者数/疾病・異常者数（う歯（処置完了者、未処置歯のある者）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、その他の疾病・異常）</li> <li>・永久歯のうし歯等数 受検者数/喪失歯数/う歯（処置歯数、未処置歯数） ※第1（7）学年（12歳）のみ</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票8:健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

設問文	<p>&lt;学年別に記載&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象者数</li> <li>・栄養状態 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・脊柱・胸郭・四肢の状態 受検者数/疾病・異常者数（脊柱の疾病・異常、胸郭の疾病・異常、四肢の疾病・異常）</li> <li>・裸眼視力 受検者数(a+b+c)/視力非矯正者の裸眼視力(a)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/視力矯正者の裸眼視力(b)（1.0以上、疾病・異常者数（0.7以上1.0未満、0.3以上0.7未満、0.3未満））/矯正視力のみを測定した人(c)</li> <li>・眼の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・難聴（両耳とも） 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・耳鼻咽喉頭疾患 受検者数/疾病・異常者数（耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患・異常）</li> <li>・皮膚疾患 受検者数/疾病・異常者数（アトピー性皮膚炎、その他の皮膚疾患）</li> <li>・結核 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・心電図異常 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・心臓 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・蛋白検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・尿糖検出 受検者数/疾病・異常者数</li> <li>・その他の疾病・異常 受検者数/疾病・異常者数（ぜん息、腎臓疾患、言語障害、その他の疾病・異常）</li> <li>・歯・口腔 受検者数/疾病・異常者数（う歯（処置完了者、未処置歯のある者）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、その他の疾病・異常）</li> </ul>
選択肢	男 女

②-8

政府統計コード00400004

統計名	社会教育調査
機関名	文部科学省
調査客体	<p>1 社会教育行政調査票 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）</p> <p>2 公民館調査票 (ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 (イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの</p> <p>3 図書館調査票 (ア) 図書館法第2条に規定する図書館 (イ) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの</p> <p>4 博物館調査票 (ア) 博物館法第2条に規定する博物館 (イ) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設 (ウ) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設</p> <p>5 青少年教育施設調査票 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設</p> <p>6 女性教育施設調査票 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設</p> <p>7 体育施設調査票 一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設 民間が設置したスポーツ施設については、日本標準産業分類の生活関連サービス業、娯楽業（スポーツ施設提供業、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バドミントンコート、フィットネスクラブ）及び教育、学習支援業（スポーツ・健康教授業）に該当する施設</p> <p>8 劇場、音楽堂等調査票 地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの</p> <p>9 生涯学習センター調査票 地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設</p>
調査方法	直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、調査票を配布。調査票は文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出、市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。
調査目的	社会教育調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である社会教育統計を作成するための調査）として、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
概要	社会教育調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的としています。本調査は、都道府県・市町村教育委員会、都道府県・市町村首長部局、公民館、図書館、博物館、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターを対象に、3年ごとに実施されます。社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項（職員に関する事項、施設・設備に関する事項、事業実施に関する事項等）を把握できる唯一の調査として、その結果は社会教育関係者はもとより、広く一般に利用されています。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育行政調査票（3-1、3-2、3-3）</li> <li>・公民館調査票</li> <li>・図書館調査票</li> <li>・博物館調査票</li> <li>・青少年教育施設調査票</li> <li>・女性教育施設調査票</li> <li>・体育施設調査票</li> <li>・劇場、音楽堂等調査票</li> <li>・生涯学習センター調査票</li> </ul> <p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_chousa01-100015870_02.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_chousa01-100015870_02.pdf</a></p>
調査票の種類数	11種類
調査票上での男女別欄の有無	あり

## 調査票1:社会教育行政調査票3-1

設問文	<p>4 教育委員会事務局の社会教育関係職員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育担当（専任、兼任、非常勤）</li> <li>・社会体育担当（専任、兼任、非常勤）</li> <li>・社会教育・社会体育担当（専任、兼任、非常勤）</li> </ul> <p>ー以上について、課長（うち社会教育主事の資格を有する者（うち発令者））、社会教育主事、社会教育主事補、派遣社会教育主事、その他の職員（事務職員等）（うち社会教育主事の資格を有する職員）</p> <p>5 社会教育委員</p> <p>（1）社会教育委員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育関係者</li> <li>②社会教育関係者</li> <li>③家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>④学識経験者</li> <li>⑤その他条例で定める者</li> </ul> <p>①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者</p> <p>6 社会教育関係指導員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)社会教育指導員</li> <li>(2)スポーツ推進委員</li> <li>(3)各種指導員</li> </ul> <p>実人数、延人数（①青少年教育関係、②女性教育関係、③家庭教育関係、④社会体育関係、⑤その他）</p>
選択肢	男 女

## 調査票2:社会教育行政調査票3-2

設問文	<p>8 教育委員会における社会教育関連事業の実施状況及び補助団体数（令和2年度間） ※学習内容区分ごと</p> <p>（6）社会教育学級・講座</p> <p>学級生数及び受講者数（人）</p>
選択肢	男 女

## 調査票3:社会教育行政調査票3-3

設問文	<p>3 首長部局における事業実施状況(令和2年度間) ※学習内容区分ごと</p> <p>（6）学級・講座</p> <p>学級生数及び受講者数（人）</p>
選択肢	男 女

## 調査票4:生涯学習センター調査票

設問文	<p>8 職員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任</li> <li>・兼任</li> <li>・非常勤</li> <li>・指定管理者</li> </ul> <p>ー以上について、施設の長/指導系職員/その他の職員</p> <p>10 ボランティア活動状況</p> <p>（1）ボランティア登録数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体</li> <li>・個人</li> </ul> <p>ー以上について、登録者数（人）</p> <p>13 事業実施状況（令和2年度間）</p> <p>（9）学級・講座 ※学習内容区分ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級生数及び受講者数（人）</li> </ul>
選択肢	<p>8 男 女</p> <p>10(1) 男 女</p> <p>13 男 女</p>

調査票5:劇場、音楽堂等調査票	
設問文	8 職員数（人） ・専任 ・兼任 ・非常勤 ・指定管理者 -以上について、施設の長/指導系職員/その他の職員（うち技術職員） 10 ボランティア活動状況 (1) ボランティア登録数 ・団体 ・個人 -以上について、登録者数（人）
選択肢	8 男 女 10(1) 男 女
調査票6:公民館調査票	
設問文	8 職員数（人） ・専任 ・兼任 ・非常勤 ・指定管理者 -以上について、館長または分館長/公民館主事/その他の職員/合計（うち社会教育主事の資格を有する者） 11 公民館運営審議会等の設置状況 1.当該館（施設）に設置を選択した場合、公民館運営審議会等の構成を回答 ※公民館類似施設及び一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人による設置公民館を除く。 ・学校教育関係者 ・社会教育関係者 ・学校教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者 ・その他条例で定める者 12 ボランティア活動状況 (1) ボランティア登録数 ・団体 ・個人 -以上について、登録者数（人） 15 事業実施状況（令和2年度間） (6) 学級・講座 ※学習内容区分ごと 学級数及び受講者数（人）
選択肢	8 男 女 11 男 女 12 男 女 15 男 女

調査票7:図書館調査票	
設問文	9 職員数（人） ・専任 ・兼任 ・非常勤 ・指定管理者 -以上について、館長または分館長（うち司書有資格者）/司書/司書補/その他 14 ボランティア活動状況 (1) ボランティア登録数 ・団体 ・個人 -以上について、登録者数（人）
選択肢	9 男 女 14 男 女
調査票8:博物館調査票	
設問文	10 職員数（人） ・専任 ・兼任 ・非常勤 ・指定管理者 -以上について、館長/学芸員/学芸員補/その他の職員 15 ボランティア活動状況 (1) ボランティア登録数 ・団体 ・個人 -以上について、登録者数（人）
選択肢	10 男 女 15 男 女
調査票9:青少年教育施設調査票	
設問文	9 職員数（人） ・専任 ・兼任 ・非常勤 ・指定管理者 -以上について、施設の長/指導系職員/その他の職員 11 ボランティア活動状況 (1) ボランティア登録数 ・団体 ・個人 -以上について、登録者数（人） 14 事業実施状況（令和2年度間） (4) 学級・講座（（1）の再掲） ※学習内容別 ・教養の向上、うち趣味・けいこごと ・体育・レクリエーション ・家庭教育・家庭生活 ・職業知識・技術の向上、うち情報教育関係 ・市民意識・社会連帯意識、うち環境問題関係、うち社会福祉関係 ・指導者養成、うち自然体験活動関係 ・その他 -以上について、学級生数及び受講者数（人）
選択肢	9 男 女 11 男 女 14(4) 男 女

## 調査票10:女性教育施設調査票

設問文	<p>8 職員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任</li> <li>・兼任</li> <li>・非常勤</li> <li>・指定管理者</li> </ul> <p>ー以上について、施設の長/指導系職員/その他の職員</p> <p>10 ボランティア活動状況</p> <p>(1) ボランティア登録数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体</li> <li>・個人</li> </ul> <p>ー以上について、登録者数（人）</p> <p>12 利用状況（令和2年度間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体利用</li> <li>・個人利用</li> </ul> <p>ー以上について、利用人数（人）</p> <p>13 事業実施状況（令和2年度間）</p> <p>(1) 各種事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級・講座</li> <li>・諸集会（講演会・講習会・実習会等、展示会、体育・レクリエーション行事）</li> <li>・相談事業</li> </ul> <p>ー以上について、主催/共催の参加者数（人）</p> <p>(4) 学級・講座（(1)の再掲） ※学習内容別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養の向上、うち趣味・けいこごと</li> <li>・体育・レクリエーション</li> <li>・家庭教育・家庭生活</li> <li>・職業知識・技術の向上、うち情報教育関係</li> <li>市民意識・社会連帯意識、うち環境問題関係 うち社会福祉関係</li> <li>・指導者養成</li> <li>・その他</li> <li>・（再掲）家庭教育学級</li> </ul> <p>ー以上について、学級生数及び受講者数（人）</p>
選択肢	<p>8 男 女</p> <p>10 男 女</p> <p>12 男 女</p> <p>13(1) 男 女</p> <p>13(4) 男 女</p>

## 調査票11:体育施設調査票

設問文	<p>8 職員数（人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任</li> <li>・兼任</li> <li>・非常勤</li> <li>・指定管理者</li> </ul> <p>ー以上について、施設の長/指導系職員/その他の職員</p> <p>10 ボランティア活動状況</p> <p>(1) ボランティア登録数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体</li> <li>・個人</li> </ul> <p>ー以上について、登録者数（人）</p>
選択肢	<p>8 男 女</p> <p>10 男 女</p>

②-9

政府統計コード00550010

統計名	工業統計調査	令和2（2020）年調査をもって廃止 令和4年より「経済構造実態調査」に統合・再編
機関名	経済産業省	
調査客体	【地域】全国 【単位】事業所 【属性】工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）のうち、4人以上の事業所が対象です。 なお、3人以下の事業所についても、調査員が事業所の状況（事業所名、従業者数等）を確認（準備調査）に伺います。 【調査対象数】192,047事業所（2020年調査）	
調査方法	【調査経路】 調査員調査方式 総務省・経済産業省→都道府県→市町村→調査員→調査対象事業所 郵送調査（本社等一括調査、国直送調査） 総務省・経済産業省（実施事務局（民間事業者））→調査対象企業・事業所 【配布方法】 調査員、郵送 【回収方法】 郵送、オンライン	
調査目的	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間における経済構造統計を作成することを目的としております。	
概要	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標ヘデータを提供することを目的としています。	
統計分野（大分類）	鉱工業	
統計の種類	基幹統計	
調査票	従業者人数区分で2種 甲調査票（従業者が30人以上の事業所） 乙調査票（従業者が4人以上29人以下の事業所） <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo/chosahyo/2020.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo/chosahyo/2020.html</a>	
調査票の種類数	2種類	
調査票上での男女別欄の有無	あり	
調査票1:工業調査票甲		
設問文	6 従業者数（2020年6月1日現在）（単位：人） ①個人業主及び無給家族従業者 ②有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者（期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している人） ③正社員・正職員としている人 ④③以外の人（パート・アルバイトなど） ⑤臨時雇用者（雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパート・アルバイトなどを含む） ⑥合計（①～⑤の合計） ⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） ⑧出向・派遣受入者（①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	
選択肢	男 女	
調査票2:工業調査票乙		
設問文	6 従業員数（2020年6月1日現在）（単位：人） ①個人業主及び無給家族従業者 ②有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者（期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している人） ③正社員・正職員としている人 ④③以外の人（パート・アルバイトなど） ⑤臨時雇用者（雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパート・アルバイトなどを含む） ⑥合計（①～⑤の合計） ⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） ⑧出向・派遣受入者（①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	
選択肢	男 女	
備考		
・令和2（2020）年調査をもって廃止、令和4年より「経済構造実態調査」に統合・再編		

②-10

政府統計コード00550040

統計名	特定サービス産業実態調査	平成30（2018）年調査をもって廃止 令和元年より「経済構造実態調査」に統合・再編
機関名	経済産業省	
調査客体	<p>【地域】 全国</p> <p>【単位】 事業所（一部業種は企業）</p> <p>【属性】 平成24年経済センサス-活動調査において、以下の日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の小分類に格付けされた事業所（一部業種は企業）が対象。 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、クレジットカード業、割賦金融業、各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業、デザイン業、広告業、機械設計業、計量証明業、冠婚葬祭業、映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地・テーマパーク、学習塾、教養・技能教授業、機械修理業、電気機械器具修理業</p> <p>【調査対象数】 約47,000 ※</p> <p>【報告義務者】 この調査の対象となる事業所又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務づけられています。特定サービス産業実態調査における報告義務者については、特定サービス産業実態調査規則第7条に規定しています（特定サービス産業実態調査規則はこちら）。</p> <p>【回収率】 約81.7%（30年調査の確報結果による） 回収率は、調査票回収数÷調査対象数により算出。 ※調査対象数及び調査票回収数には、廃業、転業及び休業事業所（企業）を含まない。</p> <p>【オンライン提出率】 約10% ※平成30年調査時</p>	
調査方法	<p>（平成26年調査から）</p> <p>【調査経路】 郵送調査方式 経済産業省 → 民間事業者 → 調査対象事業所（一部業種は企業） 一括調査方式 経済産業省 → 民間事業者 → 一括調査対象企業（経済産業大臣が指定するもの）</p> <p>【配布方法】 郵送</p> <p>【収集方法】 郵送、オンライン</p> <p>【督促方法】 国及び民間事業者より督促を実施。</p> <p>【集計業務の実施系統】 国が直接契約する民間事業者を通じて調査関係用品を郵送し、回収、審査、集計している。</p>	
調査目的	特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。	
概要	各種サービス産業のうち、行政、経済両面において統計ニーズの高い特定サービス産業の活動状況及び事業経営の現状を調査し、サービス産業の企画・経営及び行政施策の立案に必要な基礎データを得ることを目的としています。	
統計分野（大分類）	商業・サービス業	
統計の種類	基幹統計	

調査票	調査票 <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h30.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h30.html</a> 01 ソフトウェア業／02 情報処理・提供サービス業／03 インターネット附随サービス業 04 映像情報制作・配給業 05 音声情報制作業 06 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 07 新聞業 08 出版業 09 クレジットカード業，割賦金融業 10 各種物品賃貸業／11 産業用機械器具賃貸業／12 事務用機械器具賃貸業 13 自動車賃貸業／14 スポーツ・娯楽用品賃貸業／15 その他の物品賃貸業 16 デザイン業／17 機械設計業 18 広告業 19 計量証明業 20 機械修理業／21 電気機械器具修理業 22 冠婚葬祭業 23 映画館 24 興行場，興行団 25 スポーツ施設提供業 26 公園，遊園地・テーマパーク 27 学習塾 28 教養・技能教授業
-----	---

調査票の種類数	20種類
---------	------

調査票上での男女別欄の有無	あり
---------------	----

調査票1:01 ソフトウェア業／02 情報処理・提供サービス業／03 インターネット附随サービス業

設問文	7 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女

調査票2:04 映像情報制作・配給業

設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女

調査票3:05 音声情報制作業

設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女

調査票4:06 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	
設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票5:07 新聞業	
設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票6:08 出版業	
設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票7:09 クレジットカード業、割賦金融業	
設問文	7 従業者数 I 企業全体の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の企業に派遣している人） 総計のほかに別経営の企業から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票8:10 各種物品賃貸業／11 産業用機械器具賃貸業／12 事務用機械器具賃貸業	
設問文	7 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女

調査票9:13 自動車賃貸業／14 スポーツ・娯楽用品賃貸業／15 その他の物品賃貸業

設問文	<p>7 従業者数</p> <p>I 事業所の従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者</p> <p>②有給役員</p> <p>常用雇用者</p> <p>③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人</p> <p>④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数）</p> <p>⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）</p> <p>総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人）</p> <p>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</p>
選択肢	男 女

調査票10:16 デザイン業／17 機械設計業

設問文	<p>7 従業者数</p> <p>I 事業所の従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者</p> <p>②有給役員</p> <p>常用雇用者</p> <p>③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人</p> <p>④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数）</p> <p>⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）</p> <p>総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人）</p> <p>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</p>
選択肢	男 女

調査票11:18 広告業	
設問文	7 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票12:19 計量証明業	
設問文	7 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票13:20 機械修理業 / 21 電気機械器具修理業	
設問文	8 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票14:22 冠婚葬祭業	
設問文	9 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票15:23 映画館	
設問文	7 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女

調査票16:24 興行場, 興行団	
設問文	9 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票17:25 スポーツ施設提供業	
設問文	9 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票18:26 公園, 遊園地・テーマパーク	
設問文	8 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票19:27 学習塾	
設問文	10 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
調査票20:28 教養・技能教授業	
設問文	11 従業者数 I 事業所の従業者数 ①個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者 ②有給役員 常用雇用者 ③一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 ④パート・アルバイトなど（、就業時間換算雇用者数） ⑤臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） 総計（①～⑤の合計）（、うち 別経営の事業所に派遣している人） 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
選択肢	男 女
備考	
・令和元年より「経済構造実態調査」に統合・再編	

②-11

政府統計コード00200553

統計名	経済センサス-活動調査
機関名	総務省／経済産業省（共管）
調査客体	<p>以下に掲げる事業所を除く全国すべての事業所及び企業が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所</li> <li>○ 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所</li> <li>○ 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所</li> <li>○ 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所</li> </ul>
調査方法	<p>（1）甲調査 【調査員調査】 都道府県知事が任命する調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済み調査票を回収する方法により行います。 【直轄調査】 国が民間事業者に委託して、企業の本社宛に傘下の事業所分を含めた調査票を郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）又はインターネットで調査票を回収します。</p> <p>（2）乙調査 国の事業所には総務省が、都道府県の事業所には都道府県が、市町村の事業所には市町村が、電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布します。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行います。</p>
調査目的	<p>経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。</p>
概要	<p>経済センサス-活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で把握するため、日本国内に所在する全ての事業所・企業を対象として、5年ごとに実施されます。調査から得られる日本の経済活動の実態は、国や地方公共団体において地方消費税の清算や各種行政政策の立案など利用されているほか、民間企業における経営計画の基礎資料として広く活用されています。</p> <p>この調査では、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等の産業横断的な事項や製造品出荷額等の産業に特化した事項などの結果を、産業分類別、地域別などの区分で提供しています。</p>
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>・甲調査（21種） 個人経営、法人でない団体、新設事業所用 【01】調査票（産業共通） 単独事業所企業用 【02】調査票（農業、林業、漁業） 【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 【04】調査票（製造業） 【05】調査票（卸売業、小売業） 【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業） 【07】調査票（飲食サービス業） 【08】調査票（医療、福祉） 【09】調査票（サービス関連産業A） 【10】調査票（サービス関連産業B） 【11】調査票（サービス関連産業C） 【12】調査票（政治団体、宗教） 複数事業所企業用 【13】企業調査票 【14】団体調査票（政治団体、宗教） 【15】事業所調査票（農業、林業、漁業） 【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 【17】事業所調査票（製造業） 【18】事業所調査票（卸売業、小売業） 【19】事業所調査票（建設業、サービス業） 【20】事業所調査票（政治団体、宗教） 個人企業経済調査 【21】調査票（個人企業経済調査）</p> <p>・乙調査（1種） 【22】調査票（国、地方公共団体用）</p> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/ichiran_1.html">https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/ichiran_1.html</a></p>

調査票の種類数	22種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<20種類>
男女の別欄のない調査票	複数事業所企業用 【13】企業調査票 【14】団体調査票（政治団体、宗教） ※調査票に「事業所番号」が付記されているため、【13】は「5 企業全体の常用雇用者数及び支所数等」について、【14】は「5 企業全体の常用雇用者数及び支所数等」について、男女別従業員数を把握している事業所調査票との紐づけが可能と判断
<b>調査票1:【01】調査票（産業共通）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人） ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女
<b>調査票2:【02】調査票（農業、林業、漁業）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女
<b>調査票3:【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女

調査票4:[04]調査票（製造業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票5:[05]調査票（卸売業、小売業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票6:[06]調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

調査票の種類	事業所系
設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票7:[07]調査票（飲食サービス業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票8:[08]調査票（医療、福祉）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出处（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票9:[09]調査票（サービス関連産業A）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出处（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票10:[10]調査票（サービス関連産業B）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出处（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票11:[11]調査票（サービス関連産業C）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出处（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票12:【12】調査票（政治団体、宗教）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票13:【15】事業所調査票（農業、林業、漁業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票14:【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票15:【17】事業所調査票（製造業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票16:【18】事業所調査票（卸売業、小売業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票17:[19]事業所調査票（建設業、サービス業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票18:[20]事業所調査票（政治団体、宗教）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票19:個人企業経済調査（調査票番号[21]）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>③無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>④有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑤有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑥合計（①～⑤の合計）</p> <p>⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑧出向</p> <p>⑨派遣</p>
選択肢	男 女

調査票20:[22]調査票（国、地方公共団体用）

設問文	<p>職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用雇用者             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)無期雇用者、(2)有期雇用者</li> </ul> </li> <li>・(3)臨時雇用者</li> <li>・(4)総数 (1)～(3)の合計</li> <li>・(5)左記以外で、この事業所で働いている人</li> </ul>
選択肢	男 女

②-12

政府統計コード00400001

統計名	学校基本調査
機関名	文部科学省
調査客体	調査対象の範囲は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校及び各種学校である。
調査方法	直接又は都道府県若しくは市町村を通じて、調査票を配布。調査票は文部科学大臣、都道府県知事又は市町村長に提出、市町村長は、提出された調査票を審査・整理のうえ、都道府県知事に提出する。都道府県知事は、市町村長から提出された調査票を審査・整理のうえ、文部科学大臣に提出する。 文部科学大臣に提出された調査票は、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付において集計する（推計は行っていない）。配布及び提出は郵送又はオンラインにて行った。
調査目的	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	学校基本調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としています。全国の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を対象に、毎年実施されます。調査の内容は、5月1日現在の学校数、在学者数、卒業生数等であり、調査の結果は、当面する教育の諸問題を解決する基礎資料として利用されているばかりでなく、将来の教育計画を立てる際の貴重な資料として役立てることができます。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）</li> <li>・学校通信教育調査票（高等学校）</li> <li>・不就学学齢児童生徒調査票</li> <li>・学校施設調査票（高等学校等、各種学校）</li> <li>・卒業後の状況調査（中学校、高等学校 全日制・定時制、中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）、特別支援学校 中学部、特別支援学校 高等部、高等学校 通信制、義務教育学校）</li> </ul> <p><a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/2023_01.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/2023_01.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校調査票（大学）学生教職員等状況票</li> <li>・学校調査票（大学）学部学生内訳票</li> <li>・学校調査票（大学）大学院学生内訳票</li> <li>・学校調査票（短期大学）本科学生内訳票</li> <li>・学校調査票（大学・短期大学・高等専門学校）外国人学生調査票</li> <li>・学校調査票（大学・短期大学・高等専門学校）大学通信教育調査票</li> <li>・学校調査票（高等専門学校）</li> <li>・卒業後の状況調査票（大学・大学院・短期大学・高等専門学校）</li> <li>・学校施設調査票（大学 短期大学 高等専門学校）</li> <li>・学校経費調査票A/B</li> </ul> <p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_chousa01-000027663_18.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_chousa01-000027663_18.pdf</a></p>
調査票の種類数	31種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<27種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設調査票（高等学校等）</li> <li>・学校施設調査票（各種学校）</li> <li>・学校施設調査票（大学 短期大学 高等専門学校）</li> <li>・学校経費調査票A/B</li> </ul> <p>※調査票に学校コードが付記されているため、男女別教員数等を把握している他の調査票との紐づけが可能と判断</p>

調査票1:学校調査票（幼稚園）

設問文	<p>6 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、教育補助員</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、教育補助員</li> </ul> <p>7 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員</li> <li>・養護教員（看護師等）</li> <li>・用務員・警備員・その他</li> <li>・計</li> </ul> <p>8 「6」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、園長・副園長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>10 学級別年齢別在園者数（学級ごとに1段ずつとって記入する。）</p> <p>3歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度入園（令和2年4月2日～令和2年5月1日生まれ、平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）</li> <li>・前年度間入園（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）</li> </ul> <p>4歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児入園</li> <li>・4歳児（本年度）入園</li> </ul> <p>5歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児入園</li> <li>・4歳児入園</li> <li>・5歳児（本年度）入園</li> </ul> <p>計</p> <p>11 修了者数（令和5年3月修了者）</p>
選択肢	男 女

調査票2:学校調査票（幼保連携型認定こども園）

設問文	<p>7 教育・保育職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、講師、計、教諭等、保育士、教育・保育補助員</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、講師、計、教諭等、保育士、教育・保育補助員</li> </ul> <p>8 その他の職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員</li> <li>・養護教員（看護師等）</li> <li>・調理員</li> <li>・その他（用務員・警備員等）</li> <li>・計</li> </ul> <p>9 「7」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、園長・副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）※学級ごとに1段ずつとって記入する。</p> <p>3歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児入園</li> <li>・本年度入園（令和2年4月2日～令和2年5月1日生まれ、平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）</li> <li>・前年度間入園（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）</li> </ul> <p>4歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児入園</li> <li>・3歳児入園</li> <li>・4歳児（本年度）入園</li> </ul> <p>5歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児入園</li> <li>・3歳児入園</li> <li>・4歳児入園</li> <li>・5歳児（本年度）入園</li> </ul> <p>計</p> <p>13 修了者数（令和5年3月修了者）</p>
選択肢	男 女

調査票3:学校調査票（小学校）

設問文	<p>7 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> </ul> <p>8 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担法による者（公立のみ） a事務職員、学校栄養職員、「7」以外の教員</li> <li>・その他の者 事務職員、学校図書館事務員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他</li> </ul> <p>・計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲） 左記aのうち学校図書館事務従事者、負担法による者のうち休職者（事務職員、学校栄養職員）</li> </ul> <p>9 「7」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>15 学年別学級別児童数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年</li> <li>・2学年</li> <li>・3学年</li> <li>・4学年</li> <li>・5学年</li> <li>・6学年</li> <li>・計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票4:学校調査票（中学校）

設問文	<p>8 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> </ul> <p>9 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担法による者（公立のみ） a事務職員、学校栄養職員</li> <li>・その他の者 「8」以外の教員、事務職員、学校図書館事務員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他</li> </ul> <p>・計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲） 左記aのうち学校図書館事務従事者、負担法による者のうち休職者（事務職員、学校栄養職員）</li> </ul> <p>10 「8」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>16 学年別学級別生徒数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年</li> <li>・2学年</li> <li>・3学年</li> <li>・計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票5:学校調査票（義務教育学校）

設問文	<p>7 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計、（再掲）市町村費負担の教員</li> </ul> <p>8 職員数（本務者のみ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担法による者（公立のみ） a事務職員、学校栄養職員</li> <li>・その他の者「7」以外の教員、事務職員、学校図書館事務員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他</li> <li>・計</li> <li>・（再掲） 左記aのうち学校図書館事務従事者、負担法による者のうち休職者（事務職員、学校栄養職員）</li> </ul> <p>9 「7」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>15 学年別学級別児童・生徒数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年</li> <li>・2学年</li> <li>・3学年</li> <li>・4学年</li> <li>・5学年</li> <li>・6学年</li> <li>・7学年</li> <li>・8学年</li> <li>・9学年</li> <li>・計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票6:学校調査票（高等学校）

設問文	<p>13 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） ※全日制/定時制ごとに 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） ※全日制/定時制ごとに 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> </ul> <p>14 「13」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師 ※全日制/定時制ごとに、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>19 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制 事務職員（a主事・主事補等、その他）、実習助手、学校図書館事務員、技術職員、養護職員（看護師等）、用務員、警備員・その他、計、左記aのうち学校図書館事務従事者</li> <li>・定時制 事務職員（b主事・主事補等、その他）、実習助手、学校図書館事務員、技術職員、養護職員（看護師等）、用務員、警備員・その他、計、左記bのうち学校図書館事務従事者</li> <li>・左記のうち休職職員（再掲） 全日制（事務職員（a、その他）、実習助手） 定時制（事務職員（b、その他）、実習助手）</li> </ul> <p>21 課程別学科別の生徒数及び入学状況 ※全日制/定時制ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科の入学状況 入学志願者、入学者計（計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者、計のうち過年度中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者</li> <li>・生徒数 本科（1学年、2学年、3学年、4学年 ※「4学年」は定時制のみ）、専攻科、別科、計</li> </ul> <p>ー以上について、小学科、計</p> <p>22 修業年限別生徒数及び入学状況（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●修業年限3年             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科の入学状況 入学志願者、入学者計（計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者、計のうち過年度中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者）</li> <li>・生徒数 本科（1学年、2学年、3学年）、計</li> </ul> </li> <li>●修業年限4年             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科の入学状況 入学志願者、入学者計（計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者、計のうち過年度中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者）</li> <li>・生徒数 本科（1学年、2学年、3学年、4学年）、計</li> </ul> </li> </ul> <p>ー以上について、全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程（うち単位制による課程）</p>
選択肢	男 女

調査票7:学校調査票（中等教育学校）

<p>設問文</p>	<p>10 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> </ul> <p>11 職員数（本務者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担法による者（公立のみ） a事務職員、学校栄養職員</li> <li>・その他の者 事務職員、実習助手、学校図書館事務員、技術職員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計</li> <li>・左記aのうち学校図書館事務従事者</li> <li>・左記のうち休職職員（再掲） 負担法による者のうち休職者（事務職員、学校栄養職員）、その他の者（事務職員、実習助手）</li> </ul> <p>12 「10」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>ー以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>18 学年別学級別生徒数（前期課程のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年</li> <li>・2学年</li> <li>・3学年</li> <li>・計</li> </ul> <p>19 課程別学科別の生徒数(後期課程のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全日制</li> <li>・本科（1学年、2学年、3学年）</li> <li>・専攻科</li> <li>・別科</li> <li>・計</li> <li>●定時制</li> <li>・本科（1学年、2学年、3学年、4学年）</li> <li>・専攻科</li> <li>・別科</li> <li>・計</li> </ul> <p>ー以上について、小学科、計</p> <p>20 修業年限別生徒数（再掲）（後期課程のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●修業年限3年</li> <li>・本科（1学年、2学年、3学年）</li> <li>・計</li> </ul> <p>ー以上について、全日制の課程のうち単位制による課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●修業年限4年</li> <li>・本科（1学年、2学年、3学年、4学年）</li> <li>・計</li> </ul> <p>ー以上について、定時制の課程（うち単位制による課程）</p>
<p>選択肢</p>	<p>男 女</p>

調査票8:学校調査票（特別支援学校）

設問文	<p>6 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> </ul> <p>7 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担法による者（公立のみ） 事務職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員</li> <li>・その他の者 事務職員、技術職員、寄宿舎指導員、実習助手、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従業員、用務員、警備員・その他</li> <li>・計</li> <li>・（再掲） 計のうち介助業務を担当する職員、負担法による者のうち休職者（事務職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員）</li> </ul> <p>8 私費負担の職員数（国・公立の本務者）</p> <p>9 「6」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>—以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>15(1) 小学部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数計</li> <li>・学年別（1学年、2学年、3学年、4学年、5学年、6学年）</li> <li>・年齢別（6～11歳、12～14歳、15歳以上）</li> </ul> <p>15(2) 中学部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数計</li> <li>・学年別（1学年、2学年、3学年）</li> <li>・年齢別（12～14歳、15歳以上）</li> </ul> <p>15(3) 幼稚部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児数計</li> <li>・年齢別（3歳、4歳、5歳）</li> </ul> <p>15(4) 高等部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつとって記入する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数計</li> <li>・学年別（1学年、2学年、3学年）</li> <li>・年齢別（15～17歳、18～20歳、21歳以上）</li> </ul> <p>—以上について、本科、専攻科、別科、生徒数合計</p> <p>20 高等部の学科別在学者数及び入学者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学者数 本科、専攻科、別科、計</li> <li>・本科の入学者数（再掲）</li> <li>—以上について、普通科、専門教育を主とする学科（小学科別に記入する。）、計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票9:学校調査票（専修学校）

設問文	<p>5 教員数 ※高等課程、専門課程、一般課程ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者を含む。）、うち通信制</li> <li>・兼務者（休職者を除く。）</li> </ul> <p>6 職員数（本務者のみ）</p> <p>7 課程別・学科別の修業年限、生徒数、入学状況及び卒業生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数</li> <li>・入学状況 春期の入学者数（5月1日までに退学した者を除く。）</li> <li>・卒業生数（令和4年度間） 計、計のうち就職者数（再掲）（関連分野に就職した者、その他の分野に就職した者）</li> <li>—以上について、学科、計</li> </ul> <p>8 「7」の入学者数のうち新規卒業生数(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等課程入学者のうち令和5年3月中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校(前期課程)修了者</li> <li>・専門課程入学者のうち令和5年3月高等学校及び中等教育学校(後期課程)卒業生</li> </ul> <p>9 「7」の入学者のうち就業している者の数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等課程</li> <li>・専門課程</li> <li>・一般課程</li> </ul> <p>10 「7」の専門課程入学者のうち大学等卒業生数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短期大学</li> <li>・高等専門学校</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票10:学校調査票（各種学校）

設問文	<p>5 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者を含む。）</li> <li>・兼務者（休職者を除く。）</li> </ul> <p>6 職員数（本務者のみ）</p> <p>7 課程名・課程別生徒数、入学者数及び卒業生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数 修業年限1年未満の課程、修業年限1年以上の課程、計、計のうち昼の課程の生徒数（再掲）、計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の生徒数（再掲）</li> <li>・入学者数（令和5年4月1日から同年5月1日までに入学した者。入学後5月1日までに退学した者を除く。） 計、計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数（再掲）</li> <li>・卒業生数（令和4年度間）</li> </ul> <p>－以上について、課程、計</p> <p>8 「7」の入学者のうち就業している者の数（再掲）</p> <p>9 「7」の入学者の「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数（再掲）」のうち令和5年3月高等学校及び中等教育学校（後期課程）卒業生数（再掲）</p>
選択肢	男 女

調査票11:学校通信教育調査票 高等学校

設問文	<p>10 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者（休職者等を含む。） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> <li>・兼務者（休職者等を除く。） ※校内/協力校/その他ごとに 副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、計</li> </ul> <p>11 「10」の本務者のうち休職等教員数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休職（教員組合事務専従者（公立のみ）、職務上の負傷疾病、その他）</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul> <p>－以上について、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師、養護教諭・養護助教諭・栄養教諭、計</p> <p>15 職員数（本務者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員 a主事・主事補等、その他</li> <li>・実習助手</li> <li>・学校図書館事務員</li> <li>・技術職員</li> <li>・養護職員（看護師等）</li> <li>・用務員</li> <li>・警備員・その他</li> <li>・計</li> <li>・左記aのうち学校図書館従事者</li> <li>・左記のうち休職職員（再掲）（事務職員（主事・主事補等、その他）、実習助手）</li> </ul> <p>－16～19は、学科別：普通科（普通、学際領域、地域社会、その他）、専門教育を主とする学科（農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、その他）、計</p> <p>16 生徒数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当校の通信制課程の生徒 定時制課程との併修者、通信制課程との併修者、左記以外の者、計、計の年齢別内訳（15歳、16歳、17歳、18歳、19歳、20～24歳、25～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上）</li> <li>・他からの併修者 定時制課程からの併修者、通信制課程からの併修者</li> </ul> <p>17 履修者数（実数）</p> <p>18 入学者数 令和5年度入学者、令和4年度間入学者</p> <p>19 退学者数（令和4年度間）</p> <p>20 特科生 計、計の年齢別内訳（15歳、16歳、17歳、18歳、19歳、20～24歳、25～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上）</p> <p>21 修業年限別生徒数及び入学者数（再掲） ※修業年限（3年、4年以上）ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数</li> <li>・入学者数 令和5年度入学者、令和4年度間入学者</li> </ul> <p>－以上について、計、うち単位制による課程</p>
選択肢	男 女

調査票12:卒業後の状況調査票 義務教育学校

<p>設問文</p>	<p>7 状況別卒業生数（令和5年3月卒業生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A高等学校等進学者</li> <li>・高等学校（本科） 全日制、定時制、通信制</li> <li>・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制</li> <li>・高等学校（別科）</li> <li>・中等教育学校後期課程（別科）</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・特別支援学校高等部 本科、別科</li> <li>●B専修学校（高等課程）進学者</li> <li>●C専門学校（一般課程）等入学者</li> <li>・専修学校（一般課程）</li> <li>・各種学校</li> <li>●D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>●E就職者等（左記A～Dを除く）</li> <li>・自営業主等</li> <li>・常用労働者 無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）</li> <li>・臨時労働者</li> <li>●F左記以外の者</li> <li>●G不詳・死亡の者</li> <li>●計（卒業生総数）</li> <li>●（再掲）</li> <li>・左記Aのうち他県への進学者</li> <li>・左記A,B,C,Dのうち就職している者 Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち</li> <li>・左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> </ul> <p>8 「7」の卒業生総数のうち特別支援学級卒業生の状況（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A進学者 高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科・高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科</li> <li>・B専門学校（高等課程）進学者</li> <li>・C高等学校（高等課程）進学者</li> <li>・D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>・E就職者等（左記A,B,C,Dを除く）</li> <li>・F+G左記以外の者、不詳・死亡の者</li> <li>・計</li> </ul> <p>9 「7」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校（本科） 全日制、定時制</li> <li>・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・特別支援学校高等部（本科）</li> <li>・計</li> </ul> <p>10 就職先の産業別就業者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次産業 県内、県外</li> <li>・第2次産業 県内、県外</li> <li>・第3次産業 県内、県外</li> <li>・左記以外のもの 県内、県外</li> <li>・計 県内、県外</li> </ul>
<p>選択肢</p>	<p>男 女</p>

調査票13:卒業後の状況調査票 高等学校 全日制・定時制

設問文	<p>9 状況別卒業生数（令和5年3月の本科卒業生。専攻科、別科及び通信課程の修了者は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A大学等進学者 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、特別支援学校高等部（専攻科）</li> <li>・B専修学校（専門課程）進学者</li> <li>・C専修学校（一般課程）等入学者 専修学校（一般課程）等、各種学校</li> <li>・D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>・E就職者等（左記A,B,C,Dを除く。） 自営業主等、常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者））、臨時労働者</li> <li>・F左記以外の者</li> <li>・G不詳・死亡の者</li> <li>・計（卒業生総数）</li> <li>・（再掲） 左記A,B,C,Dのうち就職している者（自営業主等、無期雇用労働者/雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者）、左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> <li>ー以上について、学科、計</li> </ul> <p>10 「9」の卒業生総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> <li>ー以上について、学科、計</li> </ul> <p>11 令和4年3月以前卒業生のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> <li>・令和3年3月以前卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> <li>ー以上について、学科、計</li> </ul> <p>12 就職先の産業別就職者数 ※学科ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A農業、林業 県内、県外</li> <li>B漁業 県内、県外</li> <li>C鉱業、採石業、砂利採取業 県内、県外</li> <li>D建設業 県内、県外</li> <li>E製造業 県内、県外</li> <li>F電気・ガス・熱供給・水道業 県内、県外</li> <li>G情報通信業 県内、県外</li> <li>H運輸業、郵便業 県内、県外</li> <li>I卸売業、小売業 県内、県外</li> <li>J金融業、保険業 県内、県外</li> <li>K不動産業、物品賃貸業 県内、県外</li> <li>L学術研究、専門・技術サービス業 県内、県外</li> <li>M宿泊業、飲食サービス業 県内、県外</li> <li>N生活関連サービス業、娯楽業 県内、県外</li> <li>O教育、学習支援業 県内、県外</li> <li>P医療、福祉 県内、県外</li> <li>Q複合サービス事業 県内、県外</li> <li>Rサービス業（他に分類されないもの） 県内、県外</li> <li>S公務（他に分類されるものを除く） 県内、県外</li> <li>T左記以外のもの 県内、県外</li> <li>計 県内、県外、計</li> </ul> <p>13 職業別就職者数 ※学科ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B専門的・技術的職業従事者</li> <li>C事務従事者</li> <li>D販売従事者</li> <li>Eサービス職業従事者</li> <li>F保安職業従事者</li> <li>G農林漁業従事者 1 農林業従事者、2 漁業従事者</li> <li>H生産工程従事者 1 製造・加工従事者、2 機械組立従事者、3 整備修理従事者、4 検査従事者、5 その他</li> <li>I輸送・機械運転従事者</li> <li>J建設・採掘従事者</li> <li>K運搬・清掃等従事者</li> <li>L左記以外のもの</li> <li>計</li> <li>計のうち（再掲） 職業安定所又は学校を通じて就職した者、自家・自営業に就いた者</li> </ul> <p>14 就職先の都道府県別就職者数 ※学科ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各47都道府県</li> <li>その他</li> <li>計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票14:卒業後の状況調査票 高等学校 通信制

設問文	<p>ー以下6～10は、学科ごと：普通科（普通、学際領域、地域社会、その他）、専門教育を主とする学科（農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、その他）、計</p> <p>6 状況別卒業生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A大学等進学者 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、特別支援学校高等部（専攻科）</li> <li>・B専修学校（専門課程）進学者</li> <li>・C専修学校（一般課程）等入学者 専修学校（一般課程）等、各種学校</li> <li>・D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>・E就職者等（左記A,B,C,Dを除く） 自営業主等、常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者））、臨時労働者</li> <li>・F左記以外の者</li> <li>・G不詳・死亡の者</li> <li>・計（卒業生総数）</li> <li>・（再掲） 左記A,B,C,Dのうち就職している者（Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち）、左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> </ul> <p>7 「6」の卒業生総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> </ul> <p>8 令和3年度以前卒業者のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度間卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> <li>・令和2年度間以前卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> </ul> <p>9 就職先の産業別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A農業、林業</li> <li>B漁業</li> <li>C鉱業、採石業、砂利採取業</li> <li>D建設業</li> <li>E製造業</li> <li>F電気・ガス・熱供給・水道業</li> <li>G情報通信業</li> <li>H運輸業、郵便業</li> <li>I卸売業、小売業</li> <li>J金融業、保険業</li> <li>K不動産業、物品賃貸業</li> <li>L学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>M宿泊業、飲食サービス業</li> <li>N生活関連サービス業、娯楽業</li> <li>O教育、学習支援業</li> <li>P医療、福祉</li> <li>Q複合サービス事業</li> <li>Rサービス業（他に分類されないもの）</li> <li>S公務（他に分類されるものを除く）</li> <li>T左記以外のもの</li> <li>計</li> </ul> <p>10 職業別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B専門的・技術的職業従事者</li> <li>C事務従事者</li> <li>D販売従事者</li> <li>Eサービス職業従事者</li> <li>F保安職業従事者</li> <li>G農林漁業従事者 1 農林業従事者、2 漁業従事者</li> <li>H生産工程従事者 1 製造・加工従事者、2 機械組立従事者、3 整備修理従事者、4 検査従事者、5 その他</li> <li>I輸送・機械運転従事者</li> <li>J建設・採掘従事者</li> <li>K運搬・清掃等従事者</li> <li>L左記以外のもの</li> <li>計</li> <li>計のうち（再掲） 職業安定所又は学校を通じて就職した者、自家・自営業に就いた者</li> </ul> <p>11 就職先の都道府県別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各47都道府県</li> <li>その他</li> <li>計</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票15:卒業後の状況調査票 中学校

設問文	<p>8 状況別卒業生数（令和5年3月卒業生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A高等学校等進学者             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校（本科） 全日制、定時制、通信制</li> <li>・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制</li> <li>・高等学校（別科）</li> <li>・中等教育学校後期課程（別科）</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・特別支援学校高等部 本科、別科</li> </ul> </li> <li>●B専修学校（高等課程）進学者</li> <li>●C専修学校（一般課程）等入学者 専修学校（一般課程）、各種学校</li> <li>●D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>●E就職者等（左記A～Dを除く。） 自営業主等、常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上の者）、臨時労働者）</li> <li>●F左記以外の者</li> <li>●G不詳・死亡の者</li> <li>●計（卒業生総数）</li> <li>●（再掲） 左記Aのうち他県への進学者、左記A,B,C,Dのうち就職している者（Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち）、左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者、左記「高等学校（本科）」のうち併設先または連携先の高等学校へ進学した者（全日制的うち（併設先、連携先）、定時制的うち（併設先、連携先））</li> </ul> <p>9 「8」の卒業生総数のうち特別支援学級卒業生の状況（再掲）</p> <p>A進学者 高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科・高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科</p> <p>B専修学校（高等課程）進学者</p> <p>C専修学校（一般課程）等入学者</p> <p>D公共職業能力開発施設等入学者</p> <p>E就職者等（左記A,B,C,Dを除く。）</p> <p>F+G左記以外の者、不詳・死亡の者</p> <p>計</p> <p>10 「8」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）</p> <p>高等学校（本科） 全日制、定時制</p> <p>中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制</p> <p>高等専門学校</p> <p>特別支援学校高等部（本科）</p> <p>計</p> <p>左記「高等学校（本科）」のうち併設先または連携先の高等学校への入学志願者（再掲） 全日制的うち（併設先、連携先）、定時制的うち（併設先、連携先）</p> <p>11 就職先の産業別就職者数（再掲）</p> <p>第1次産業 県内、県外</p> <p>第2次産業 県内、県外</p> <p>第3次産業 県内、県外</p> <p>左記以外のもの 県内、県外</p> <p>計 県内、県外、計</p>
選択肢	男 女

調査票16:卒業後の状況調査票 中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）

設問文  
 <前期課程>

- 6 状況別修了者数（令和5年3月修了者）
- A高等学校等進学者
    - ・高等学校（本科） 全日制、定時制、通信制
    - ・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制
    - ・高等学校（別科）
    - ・中等教育学校後期課程（別科）
    - ・高等専門学校
    - ・特別支援学校高等部 本科、別科
  - B専修学校（高等課程）進学者
  - C専修学校（一般課程）等入学者
    - ・専修学校（一般課程）
    - ・各種学校
  - D公共職業能力開発施設等入学者
  - E就職者等（左記A～Dを除く。）
    - ・自営業主等
    - ・常用労働者 無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）
    - ・臨時労働者
  - F左記以外の者
  - G不詳・死亡の者
  - 計（修了者総数）
    - （再掲）
    - ・左記Aのうち他県への進学者
    - ・左記A,B,C,Dのうち就職している者 Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち
    - ・左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者
- 7 「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況（再掲）
- A進学者 高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び学科・高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科
- B専修学校（高等課程）進学者
- C専修学校（一般課程）等入学者
- D公共職業能力開発施設等入学者
- E就職者等（左記A,B,C,Dを除く。）
- F+G左記以外の者、不詳・死亡の者
- 計
- 8 「6」の修了者総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）
- ・高等学校（本科） 全日制、定時制
  - ・高等専門学校
  - ・特別支援学校高等部（本科）
  - ・計
- 9 就職先の産業別就職者数（再掲）
- 第1次産業 県内、県外
- 第2次産業 県内、県外
- 第3次産業 県内、県外
- 左記以外のもの 県内、県外
- 計 県内、県外、計

設問文 ＜後期課程＞	<p>8 状況別卒業生数（令和5年3月の本科卒業生。専攻科、別科及び通信制課程の修了者は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A大学等進学者</li> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> <li>・大学・短期大学の通信教育部及び放送大学</li> <li>・大学・短期大学（別科）</li> <li>・高等学校（専攻科）</li> <li>・特別支援学校高等部（専攻科）</li> <li>●B専修学校（専門課程）進学者</li> <li>●C専修学校（一般課程）等入学者</li> <li>・専修学校（一般課程）等</li> <li>・各種学校</li> <li>●D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>●E就職者等（左記A,B,C,Dを除く。）</li> <li>・自営業主等</li> <li>・常用労働者 無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）</li> <li>・臨時労働者</li> <li>●F左記以外の者</li> <li>●G不詳・死亡の者</li> <li>●計（卒業生総数）</li> <li>●（再掲）</li> <li>・左記A,B,C,Dのうち就職している者 自営業主等、無期雇用労働者、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> <li>・左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> </ul> <p>9 「8」の卒業生総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> </ul> <p>10 令和4年3月以前卒業生のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度3月卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> <li>・令和3年3月以前卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> </ul> <p>11 就職先の産業別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A農業、林業 県内、県外</li> <li>B漁業 県内、県外</li> <li>C鉱業、採石業、砂利採取業 県内、県外</li> <li>D建設業 県内、県外</li> <li>E製造業 県内、県外</li> <li>F電気・ガス・熱供給・水道業 県内、県外</li> <li>G情報通信業 県内、県外</li> <li>H運輸業、郵便業 県内、県外</li> <li>I卸売業、小売業 県内、県外</li> <li>J金融業、保険業 県内、県外</li> <li>K不動産業、物品賃貸業 県内、県外</li> <li>L学術研究、専門・技術サービス業 県内、県外</li> <li>M宿泊業、飲食サービス業 県内、県外</li> <li>N生活関連サービス業、娯楽業 県内、県外</li> <li>O教育、学習支援業 県内、県外</li> <li>P医療、福祉 県内、県外</li> <li>Q複合サービス事業 県内、県外</li> <li>Rサービス業（他に分類されないもの） 県内、県外</li> <li>S公務（他に分類されるものを除く） 県内、県外</li> <li>T左記以外のもの 県内、県外</li> <li>計 県内、県外、計</li> </ul> <p>12 職業別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B専門的・技術的職業従事者</li> <li>C事務従事者</li> <li>D販売従事者</li> <li>Eサービス職業従事者</li> <li>F保安職業従事者</li> <li>G農林漁業従事者 1 農林業従事者、2 漁業従事者</li> <li>H生産工程従事者 1 製造・加工従事者、2 機械組立従事者、3 整備修理従事者、4 検査従事者、5 その他</li> <li>I輸送・機械運転従事者</li> <li>J建設・採掘従事者</li> <li>K運搬・清掃等従事者</li> <li>L左記以外のもの</li> <li>計</li> <li>計のうち（再掲） 職業安定所又は学校を通じて就職した者、自家・自営業に就いた者</li> </ul> <p>13 就職先の都道府県別就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各47都道府県</li> <li>その他</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票17:卒業後の状況調査票 特別支援学校 高等部

設問文	<p>ー以下5～7について、学科別、計</p> <p>5 状況別卒業生数（令和5年3月の本科卒業生。専攻科、別科及び通信制過程の修了者は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A大学等進学者             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> <li>・大学・短期大学の通信教育部及び放送大学</li> <li>・大学・短期大学（別科）</li> <li>・高等学校（専攻科）</li> <li>・特別支援学校高等部（専攻科）</li> </ul> </li> <li>●B専修学校（専門課程）進学者</li> <li>●C専修学校（一般課程）等入学者             <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校（一般課程）等</li> <li>・各種学校</li> </ul> </li> <li>●D公共職業能力開発施設等入学者</li> <li>●E就職者等（左記A,B,C,Dを除く。）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業主等</li> <li>・常用労働者 無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）</li> <li>・臨時労働者</li> </ul> </li> <li>●F左記以外の者</li> <li>●G不詳・死亡の者</li> <li>●計（卒業生総数）             <ul style="list-style-type: none"> <li>●（再掲）</li> <li>・左記A,B,C,Dのうち就職している者（Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち）</li> <li>・左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者</li> <li>・左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者 児童福祉施設、障害者支援施設等（うち就労系支援事業利用者）、医療機関</li> </ul> </li> </ul> <p>6 「5」の卒業生総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（学部）</li> <li>・短期大学（本科）</li> </ul> <p>7 令和4年3月以前卒業生のうち本年度大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> <li>・令和3年3月以前卒業生 大学（学部）、短期大学（本科）</li> </ul> <p>8 就職先の産業別就職者数 ※学科ごと</p> <p>A農業、林業 県内、県外</p> <p>B漁業 県内、県外</p> <p>C鉱業、採石業、砂利採取業 県内、県外</p> <p>D建設業 県内、県外</p> <p>E製造業 県内、県外</p> <p>F電気・ガス・熱供給・水道業 県内、県外</p> <p>G情報通信業 県内、県外</p> <p>H運輸業、郵便業 県内、県外</p> <p>I卸売業、小売業 県内、県外</p> <p>J金融業、保険業 県内、県外</p> <p>K不動産業、物品賃貸業 県内、県外</p> <p>L学術研究、専門・技術サービス業 県内、県外</p> <p>M宿泊業、飲食サービス業 県内、県外</p> <p>N生活関連サービス業、娯楽業 県内、県外</p> <p>O教育、学習支援業 県内、県外</p> <p>P医療、福祉 県内、県外</p> <p>Q複合サービス事業 県内、県外</p>
-----	---

	Rサービス業（他に分類されないもの） 県内、県外 S公務（他に分類されるものを除く） 県内、県外 T左記以外のもの 県内、県外 計 県内、県外、計 9 職業別就職者数 ※学科ごと B専門的・技術的職業従事者 C事務従事者 D販売従事者 Eサービス職業従事者 F保安職業従事者 G農林漁業従事者 1 農林業従事者、2 漁業従事者 H生産工程従事者 1 製造・加工従事者、2 機械組立従事者、3 整備修理従事者、4 検査従事者、5 その他 I輸送・機械運転従事者 J建設・採掘従事者 K運搬・清掃等従事者 L左記以外のもの 計 計のうち（再掲）職業安定所又は学校を通じて就職した者、自家・自営業に就いた者 10 就職先の都道府県別就職者数 ※学科ごと 各47都道府県 その他 計
選択肢	男 女

調査票18:卒業後の状況調査票 特別支援学校 中学部

設問文	ー以下5、6について、障害区分（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、計） 5 状況別卒業生数（令和5年3月卒業生） ●A高等学校等進学者 ・高等学校（本科） 全日制、定時制、通信制 ・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制 ・高等学校（別科） ・中等教育学校後期課程（別科） ・高等専門学校 ・特別支援学校高等部 本科、別科 ●B専修学校（高等課程）進学者 ●C専修学校（一般課程）等入学者 ・専修学校（一般課程） ・各種学校 ●D公共職業能力開発施設等入学者 ●E就職者等（左記A～Dを除く） ・自営業主等 ・常用労働者 無期雇用労働者、有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者） ・臨時労働者 ●F左記以外の者 ●G不詳・死亡の者 ●計（卒業生総数） ●（再掲） ・左記Aのうち他県への進学者 ・左記A,B,C,Dのうち就職している者 Aのうち、Bのうち、Cのうち、Dのうち ・左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者 ・左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者 児童福祉施設、障害者支援施設等、うち就労系支援事業利用者、医療機関 6 「5」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲） ・高等学校（本科） 全日制、定時制 ・中等教育学校後期課程（本科） 全日制、定時制 ・高等専門学校 ・特別支援学校高等部（本科） ・計 7 就職先の産業別就職者数（再掲） ・第1次産業 県内、県外 ・第2次産業 県内、県外 ・第3次産業 県内、県外 ・左記以外のもの 県内、県外 ・計 県内、県外、計
選択肢	男 女

調査票19:不就学学齢児童生徒調査票

設問文	<p>4 理由別就学免除者及び就学猶予者数 ※年齢別（6歳、7歳、8歳、9歳、10歳、11歳、計（6～11歳）、12歳、13歳、14歳、計（12～14歳））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学免除者 病弱・発育不完全、児童自立支援施設又は少年院にいるため、重国籍のため、その他、計</li> <li>・就学猶予者 病弱・発育不完全、児童自立支援施設又は少年院にいるため、重国籍のため、その他、計</li> </ul> <p>5 1年以上居所不明者数 ※年齢別（7歳、8歳、9歳、10歳、11歳、計（7～11歳）、12歳、13歳、14歳、計（12～14歳））</p> <p>6 学齢児童生徒死亡者数（令和4年度間、令和4年4月1日現在の満年齢で記入する）※年齢別（6歳、7歳、8歳、9歳、10歳、11歳、計（6～11歳）、12歳、13歳、14歳、計（12～14歳））</p>
選択肢	男 女

調査票20:学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票

設問文	<p>3 学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間</li> <li>・夜間</li> </ul> <p>ー以上について、大学院（博士課程、修士課程、専門職学位課程）、学部・本科、専攻科、別科、科目等履修生・聴講生・研究生、計、学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職課程）（再掲）</p> <p>4 教員数（本務者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長・副学長</li> <li>・学部</li> <li>・教養部（一般教育）</li> <li>・大学院</li> <li>・附属病院</li> <li>・附属研究所</li> <li>・その他</li> <li>・計</li> </ul> <p>・上記本務教員のうち（再掲） 大学院担当者 休職者 外国人</p> <p>ー以上について、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、計</p> <p>5 教員数（兼務者）</p> <p>学長、副学長、学長・副学長以外の教員（教員からの兼務 教員以外からの兼務）、計、左記のうち外国人（再掲）</p> <p>6 職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者</li> <li>・兼務者</li> </ul> <p>ー以上について、事務系、技術技能系、医療系、教務系、その他、計</p>
選択肢	男 女

調査票21:学校調査票（大学）学部学生内訳票

設問文	<p>ー以下、6、7について、1年次、2年次、3年次、4年次、5年次、6年次、計</p> <p>6 学科別学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・計</li> </ul> <p>7 学科別学生数のうち休学者数</p> <p>8 学科別入学志願者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・計</li> </ul> <p>9 学科別入学者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・計</li> </ul> <p>10 学科別学生数のうち最低在学年度超過学生数（編入学者は除く。） ※入学年度別（令和元年入学者、平成30年度入学者、平成29年度入学者、平成28年度入学者、平成27年度入学者、平成26年度以前入学者、計）</p> <p>11 出身高校の所在地県別入学者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各47都道府県</li> <li>・その他</li> <li>・計</li> </ul> <p>12 年齢別入学者数（9の再掲）（注）5月1日現在の年齢とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢区分 17歳以下、18歳、19歳、20歳、21歳、22歳、23歳、24歳、25歳、26歳、27歳、28歳、29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳、65歳以上、計</li> <li>・計のうち再掲1 外国の学校卒、専修学校高等課程卒、その他（高卒認定等）</li> <li>・計のうち再掲2 留学生</li> </ul> <p>13 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻科</li> <li>・別科</li> <li>・科目等履修生・聴講生・研究生（学部卒以上 左記以外）</li> <li>・計</li> </ul> <p>14 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校等専攻科からの編入学者数 ※学年別（2年次、3年次、計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校（専門課程）</li> <li>・高等学校（専攻科）</li> <li>・中等教育学校（専攻科）</li> <li>・特別支援学校（専攻科）</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票22:学校調査票（大学）大学院学生内訳票

設問文	<p>6 専攻別学生数 ※学年別（1年次、2年次、3年次、4年次、5年次、計、左記のうち社会人）</p> <p>7 専攻別学生数のうち休学者数</p> <p>8 専攻別学生数のうち最低在学年度超過学生数（編入学者は除く。） ※入学年度別（令和3年度入学者、令和2年度入学者、令和元年入学者、平成30年度入学者、平成29年度入学者、平成28年度以前入学者、計）</p> <p>9 入学状況 ※専攻別、出身校別（当該大学出身者、他大学出身者（国立、公立、私立）、外国の学校卒、その他、計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学志願者数</li> <li>・入学者数</li> </ul> <p>10 年齢別入学者数 ※年齢区分別（21歳以下、22歳、23歳、24歳、25歳、26歳、27歳、28歳、29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳、65歳以上、計、左記のうち（社会人、留学生））</p> <p>11 科目等履修生等の学生数 ※科目等履修生・聴講生・研究生（学部卒以上、左記以外）、計</p>
選択肢	男 女

調査票23:学校調査票（短期大学）本科学生内訳票

設問文	<p>ー以下4～6について、昼間、夜間別</p> <p>4 学科別学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・1年次</li> <li>・2年次</li> <li>・3年次</li> <li>・計</li> </ul> <p>5 学科別学生数のうち休学者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次</li> <li>・2年次</li> <li>・3年次</li> <li>・計</li> </ul> <p>6 入学状況（本科）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・入学志願者数</li> <li>・入学者数別</li> </ul> <p>7 出身高校の所在地県別入学者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各47都道府県</li> <li>・その他</li> <li>・計</li> </ul> <p>ー以下8～10について、昼間、夜間別</p> <p>8 年齢別入学者数（6の再掲） ※年齢区分別（17歳以下、18歳、19歳、20歳、21歳、22歳、23歳、24歳、25歳、26歳、27歳、28歳、29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳、60～64歳、65歳以上、計、計のうち再掲1（外国の学校卒、専修学校高等課程卒、その他（高卒認定等））、計のうち再掲2（留学生））</p> <p>9 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻科</li> <li>・別科</li> <li>・科目等履修生・聴講生・研究生（学部卒以上 左記以外）</li> <li>・計</li> </ul> <p>10 高等学校等専攻科からの編入学者数 ※学年別（2年次、3年次、計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校（専攻科）</li> <li>・中等教育学校(専攻科)</li> <li>・特別支援学校(専攻科)</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票24:学校調査票（大学・短期大学・高等専門学校）外国人学生調査票

設問文	<p>4 種類別・国籍・地域別外国人学生数 ※専門分野別、別掲1（専攻科・別科の学生、科目等履修生・聴講生・研究生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費留学生</li> <li>・私費留学生</li> <li>・留学生以外の外国人学生</li> </ul> <p>ー以上について、国籍・地域 計 別掲2（専攻科・別科の学生、科目等履修生・聴講生・研究生）</p>
選択肢	男 女

調査票25:学校調査票（大学・大学院・短期大学）大学通信教育調査票

設問文	<p>ー以下6～8について、学科（専攻）別、計、上記のうち休学者、授業料滞納者（6のみ）</p> <p>6 学科（専攻）別学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の課程 1年次、2年次、3年次、4年次、計</li> <li>・専攻科</li> <li>・特修生</li> <li>・科目等履修生・聴講生</li> <li>・計</li> </ul> <p>7 入学者数（正規の課程のみ）（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月高校卒</li> <li>・令和4年3月高校卒</li> <li>・令和3年3月高校卒</li> <li>・その他</li> <li>・計</li> </ul> <p>ー以下8～11について、教員、公務員、会社（商店）員、銀行員等、個人営業・自由業、無職、その他、計</p> <p>8 職業別学科（専攻）別学生数</p> <p>9 職業別年齢別学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18～22歳</li> <li>・23～24歳</li> <li>・25～29歳</li> <li>・30～39歳</li> <li>・40～49歳</li> <li>・50～59歳</li> <li>・60歳以上</li> <li>・計</li> </ul> <p>10 在学年数別職業別卒業生数（前年度間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低在学年数卒業生数</li> <li>・1年超過</li> <li>・2年超過</li> <li>・3年超過</li> <li>・4年以上超過</li> <li>・計</li> </ul> <p>11 職業別授業方法別出席者数（前年度間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接授業</li> <li>・メディアを利用して行う授業</li> </ul> <p>12 教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者</li> <li>・兼務者（学内から 学外から 計）</li> </ul> <p>13 職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者</li> <li>・兼務者</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票26:学校調査票（高等専門学校）

設問文	<p>ー以下、3～4について、学年別（1学年、2学年、3学年、4学年、5学年、実習生（商船高専）、計）</p> <p>3 学科別学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科</li> <li>・計</li> </ul> <p>4 学科別学生数のうち休学者数</p> <p>5 入学状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学志願者数 令和5年3月中卒（再掲）</li> <li>・入学者数 令和5年3月中卒（再掲）</li> </ul> <p>6 教員数・本務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記本務者のうち（再掲） 専門科目担当者 退職者 外国人</li> <li>・兼務者 教員からの兼務 教員以外からの兼務</li> <li>・上記兼務者のうち外国人（再掲）</li> </ul> <p>ー以上について、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、計</p> <p>7 職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本務者</li> <li>・兼務者</li> </ul> <p>ー以上について、事務系、技術技能系、医療系、教務系、その他、計、左記職員のうち（再掲）（寄宿舍指導員、栄養士、看護師）</p> <p>9 専攻科及び科目等履修生等の学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻科</li> <li>・科目等履修生・聴講生</li> </ul>
選択肢	男 女

調査票27:卒業後の状況調査票（大学・大学院・短期大学・高等専門学校）

設問文	<p>&lt;卒業後の状況調査票2-1&gt;                  ー以下7～9について、学科 専攻、計                  7 状況別卒業生数                  A大学院研究科                  B大学学部                  C短期大学本科                  D専攻科                  E別科                  就職者等（左記A～Eを除く） F自営業主等 G無期雇用労働者 H有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者） I臨時労働者                  臨床研修医（予定者を含む）                  専修学校・外国の学校等入学者                  J左記以外の者 進学準備中の者 就職準備中の者 その他                  不詳・死亡の者                  計(a)                  （再掲）左記A～Eのうち、就職している者（自営業主等、無期雇用労働者、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者）、左記H有期雇用労働者のうち、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者）                  8 大学院博士課程の計（a）のうち（再掲）                  満期退学者                  ポストドクター等（満期退学者を含む） Hのうち Iのうち Jのうち                  9 入学年度別卒業生数（大学・大学院・短期大学のみ記入 各入学年度を書き換えて記入）                  令和元年度入学                  平成30年度入学                  平成29年度入学                  平成28年度入学                  平成27年度以前入学                  その他（編入学者）                  計(a)</p> <p>&lt;卒業後の状況調査票2-2&gt;                  上記「&lt;卒業後の状況調査票2-1&gt; 7 状況別卒業生数」のうち「就職者（*）」の職業及び就職先事業所の産業を分類                  *就職者は、「F 自営業主等」、「G 無期雇用労働者」と「(再掲)左記A～Eのうち就職している者」、「左記H有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」。</p> <p>7 職業別就職者数                  ・学科、専攻                  ・計                  b 専門的・技術的職業従事者 1.研究者 2.農林水産技術者 3.製造技術者（開発） 機械 電気 化学 その他 4.製造技術者（開発を除く） 機械 電気 化学 その他 5.建築・土木・測量技術者 6.情報処理・通信技術者 7.その他の技術者 8.教員 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 短期大学 大学 特別支援学校 その他 9.医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 医師、歯科医師 獣医師 薬剤師 10.保健師、助産師、看護師 11.医療技術者 12.その他の保健医療従事者 1 栄養士 2 その他 13.美術・写真・デザイナー・音楽・舞台芸術家 14.その他                  a 管理的職業従事者                  c 事務従事者                  d 販売従事者                  e サービス職業従事者                  f 保安職業従事者                  g 農林漁業従事者 1.農林業従事者 2.漁業従事者                  h 生産工程従事者                  i 輸送・機械運転従事者                  j 建設・採掘従事者                  k 運搬・清掃等従事者                  左記以外                  計(a)</p>
-----	--

8 産業別就業者数 ・学科、専攻 ・計 A 農業, 林業 B 漁業 C 鉱業,採石業,砂利採取業 D 建設業 E 製造業 1.食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 2.繊維工業 3.印刷・同関連業 4.化学工業,石油・石炭製品製造業 5.鉄鋼業,非鉄金属・金属製品製造業 6.はん用・生産用・業務用機械器具製造業 7.電子部品・デバイス・電子回路製造業 8.電気・情報通信機械器具製造業 9.輸送用機械器具製造業 10.その他の製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 1.卸売業 2.小売業 J 金融業, 保険業 1.金融業 2.保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 1.不動産取引・賃貸・管理業 2.物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 1.学術・開発研究機関 2.法務 3.その他の専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 1.学校教育 2.その他の教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 1.医療業, 保健衛生 2.社会保険・社会福祉・介護事業 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） 1.宗教 2.その他のサービス業 S 公務（他に分類されるものを除く） 1.国家公務 2.地方公務 左記以外 計(a)	選択肢	男 女
---	-----	-----

②-13

政府統計コード00550005

統計名	経済センサス-活動調査（平成24年の速報用）	特記：政府統計コード00550005は、経済センサス-活動調査<平成24年速報版用>として設定がされたコード。 ※経済センサス-活動調査の主体となる政府統計コードは00200553となります。
機関名	総務省／経済産業省（共管）	
調査客体	以下に掲げる事業所を除く全国すべての事業所及び企業が対象です。 ○ 日本標準産業分類大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所 ○ 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所 ○ 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所 ○ 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所	
調査方法	（1）甲調査 【調査員調査】 都道府県知事が任命する調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済み調査票を回収する方法により行います。 【直轄調査】 国が民間事業者に委託して、企業の本社宛に傘下の事業所分を含めた調査票を郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）又はインターネットで調査票を回収します。 （2）乙調査 国の事業所には総務省が、都道府県の事業所には都道府県が、市町村の事業所には市町村が、電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布します。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行います。	
調査目的	経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。	
概要	経済センサス-活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で把握するため、日本国内に所在する全ての事業所・企業を対象として、5年ごとに実施されます。調査から得られる日本の経済活動の実態は、国や地方公共団体において地方消費税の清算や各種行政政策の立案など利用されているほか、民間企業における経営計画の基礎資料として広く活用されています。 この調査では、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等の産業横断的な事項や製造品出荷額等の産業に特化した事項などの結果を、産業分類別、地域別などの区分で提供しています。	
統計分野（大分類）	企業・家計・経済	
統計の種類	基幹統計	
調査票	・甲調査（21種） 個人経営、法人でない団体、新設事業所用 【01】調査票（産業共通） 単独事業所企業用 【02】調査票（農業、林業、漁業） 【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 【04】調査票（製造業） 【05】調査票（卸売業、小売業） 【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業） 【07】調査票（飲食サービス業） 【08】調査票（医療、福祉） 【09】調査票（サービス関連産業A） 【10】調査票（サービス関連産業B） 【11】調査票（サービス関連産業C） 【12】調査票（政治団体、宗教） 複数事業所企業用 【13】企業調査票 【14】団体調査票（政治団体、宗教） 【15】事業所調査票（農業、林業、漁業） 【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 【17】事業所調査票（製造業） 【18】事業所調査票（卸売業、小売業） 【19】事業所調査票（建設業、サービス業） 【20】事業所調査票（政治団体、宗教） 個人企業経済調査 【21】調査票（個人企業経済調査） ・乙調査（1種） 【22】調査票（国、地方公共団体用） <a href="https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/ichiran_1.html">https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/ichiran_1.html</a>	

調査票の種類数	22種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<20種類>
男女の別欄のない調査票	複数事業所企業用 【13】企業調査票 【14】団体調査票（政治団体、宗教） ※調査票に「事業所番号」が付記されているため、【13】は「5 企業全体の常用雇用者数及び支所数等」について、【14】は「5 企業全体の常用雇用者数及び支所数等」について、男女別従業員数を把握している事業所調査票との紐づけが可能と判断
<b>調査票1:【01】調査票（産業共通）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人） ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女
<b>調査票2:【02】調査票（農業、林業、漁業）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女
<b>調査票3:【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）</b>	
設問文	4 この事業所の従業員数 6月1日現在の従業員数を記入してください。 (1) この事業所に所属する従業員数 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人） 常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣
選択肢	男 女

調査票4:〔04〕調査票（製造業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票5:〔05〕調査票（卸売業、小売業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票6:〔06〕調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

調査票の種類	事業所系
設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票7:〔07〕調査票（飲食サービス業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票8:[08]調査票(医療、福祉)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票9:[09]調査票(サービス関連産業A)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票10:[10]調査票(サービス関連産業B)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票11:[11]調査票(サービス関連産業C)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票12:【12】調査票(政治団体、宗教)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票13:【15】事業所調査票(農業、林業、漁業)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票14:【16】事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票15:【17】事業所調査票(製造業)

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主(個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人)</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))</p> <p>⑤有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人)</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計(①～⑥の合計)</p> <p>⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)</p> <p>(2) 受入者(①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票16:【18】事業所調査票（卸売業、小売業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票17:【19】事業所調査票（建設業、サービス業）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票18:【20】事業所調査票（政治団体、宗教）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人</p> <p>③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑦合計（①～⑥の合計）</p> <p>⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑨出向</p> <p>⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票19:個人企業経済調査（調査票番号【21】）

設問文	<p>4 この事業所の従業者数 6月1日現在の従業者数を記入してください。</p> <p>(1) この事業所に所属する従業者数</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）</p> <p>②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）</p> <p>常用雇用者</p> <p>③無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））</p> <p>④有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）</p> <p>臨時雇用者 ⑤有期雇用者(1か月未満、日々雇用)</p> <p>⑥合計（①～⑤の合計）</p> <p>⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）</p> <p>(2) 受入者（①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）</p> <p>⑧出向</p> <p>⑨派遣</p>
選択肢	男 女

調査票20:【22】調査票（国、地方公共団体用）

設問文	職員数 ・常用雇用者 (1)無期雇用者、(2)有期雇用者 ・(3)臨時雇用者 ・(4)総数 (1)～(3)の合計 ・(5)左記以外で、この事業所で働いている人
選択肢	男 女

②-14

政府統計コード00550020

統計名	商業統計調査	平成26（2014）年調査をもって廃止 令和元年より「経済構造実態調査」に統合・再編
機関名	経済産業省	
調査客体	【地域】全国 【単位】事業所 【属性】日本標準産業分類に掲げる「大分類I－卸売業,小売業」に属する全国の事業所 【回収対象数】平成26年調査結果 1,407,235事業所	
調査方法	【調査経路】 調査員調査方式：経済産業省→都道府県→市町村→調査員→報告者 本社等一括調査方式：経済産業省→民間事業者→報告者 【配布方法】郵送、調査員 【収集方法】郵送、オンライン、調査員	
調査目的	商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。	
概要	商業統計調査は、卸売業、小売業を営む民営の事業所を対象とする統計調査で、概ね5年ごと（経済センサス-活動調査の2年後）に実施されます。 商業統計調査では、産業別、従業者規模別、地域（都道府県や市区町村）別に事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積等を公表しています。 調査の結果は、国や地方公共団体により中心市街地の活性化などの商業に関する施策の基礎資料や地方消費税の精算に関する基礎資料として利用されるだけでなく、民間企業による出店計画等にも広く利用されています。	
統計分野（大分類）	商業・サービス業	
統計の種類	基幹統計	
調査票	・調査票A(調査員調査用) ・調査票B(調査員調査用) ・調査票C企業調査票(本社等一括調査用) ・調査票C事業所調査票(本社等一括調査用) <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html#menu01">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html#menu01</a>	
調査票の種類数	4種類	
調査票上での男女別欄の有無	あり<3種類>	
男女の別欄のない調査票	・調査票C企業調査票(本社等一括調査用) ※調査票に「事業所番号」が付記されているため、男女別従業者数を把握している事業所調査票との紐づけが可能と判断 ※人に関する設問 4 組織全体の常用雇用者数 ・国内の常用雇用者数 ・海外の常用雇用者数	
<b>調査票1:調査票A(調査員調査用)</b>		
設問文	3 事業所の従業者数 7月1日現在の従業者数を記入してください。従業者数には、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。個人業主の家族で、賃金や給料を受け取っている場合は、「常用雇用者」となります。「⑤ ④以外の人」とは、パート・アルバイト・契約社員・嘱託などと呼ばれている人で、雇用期間が常用雇用者の定義に当てはまる人をいいます。 ①個人業主（個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人） ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員（個人経営以外で、役員報酬を得ている人） 常用雇用者（期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は 5月と6月にそれぞれ18日以上雇用している人） ④正社員・正職員などと呼ばれている人 ⑤④以外の人（パート・アルバイトなど） ⑥臨時雇用者(1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む) ⑦合計（①～⑥の合計） ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） 受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人） ⑨出向 ⑩派遣	
選択肢	男 女	

調査票2:調査票B(調査員調査用)

設問文	<p>3 事業所の従業者数 7月1日現在の従業者数を記入してください。従業者数には、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。個人業主の家族で、賃金や給料を受け取っている場合は、「常用雇用者」となります。「⑤ ④以外の人」とは、パート・アルバイト・契約社員・嘱託などと呼ばれている人で、雇用期間が常用雇用者の定義に当てはまる人をいいます。</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人）                  ②個人業主の家族で無給の人                  ③有給役員（個人経営以外で、役員報酬を得ている人）                  常用雇用者（期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は 5月と6月にそれぞれ18日以上雇用している人）                  ④正社員・正職員などと呼ばれている人                  ⑤④以外の人（パート・アルバイトなど）                  ⑥臨時雇用者(1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)                  ⑦合計（①～⑥の合計）                  ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）                  受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人）                  ⑨出向                  ⑩派遣</p>
選択肢	男 女

調査票3:調査票C事業所調査票(本社等一括調査用)

設問文	<p>5 事業所の従業者数 7月1日現在の従業者数を記入してください。従業者数には、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。個人業主の家族で、賃金や給料を受け取っている場合は、「常用雇用者」となります。「⑤ ④以外の人」とは、パート・アルバイト・契約社員・嘱託などと呼ばれている人で、雇用期間が常用雇用者の定義に当てはまる人をいいます。</p> <p>①個人業主（個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人）                  ②個人業主の家族で無給の人                  ③有給役員（個人経営以外で、役員報酬を得ている人）                  常用雇用者（期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は 5月と6月にそれぞれ18日以上雇用している人）                  ④正社員・正職員などと呼ばれている人                  ⑤④以外の人（パート・アルバイトなど）                  ⑥臨時雇用者(1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)                  ⑦合計（①～⑥の合計）                  ⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）                  受入者（①～⑧以外で別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人）                  ⑨出向                  ⑩派遣</p>
選択肢	男 女

備考

・平成26（2014）年調査をもって廃止、令和元年より「経済構造実態調査」に統合・再編

②-15

政府統計コード00450011

統計名	人口動態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。
調査方法	<p>ア 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚又は死産の届出を受けたときは、その届書に基づいてすみやかに人口動態調査票を作成し、これを遅滞なく保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。</p> <p>イ 保健所長は、毎月、市区町村長から送付された人口動態調査票のうち、前月中の出生、死亡及び死産であってその月の14日までに届出があったものに係る分（前々月以前の出生、死亡及び死産であって前月の15日からその月の14日までに届出があったものに係る分を含む。）並びに前月中に届出があった婚姻及び離婚に係る分をとりまとめ、その月の25日までに都道府県知事に送付する。ただし、保健所を設置する市又は特別区の保健所にあつては、市長又は区長を経由する。</p> <p>ウ 保健所長は、市区町村長から送付を受けた出生票に基づいて出生小票（出生票の写し）を、死亡票に基づいて死亡小票（死亡票の写し）を作成する。</p> <p>エ 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、送付を受けた日の属する月の翌月5日までに厚生労働大臣に送付する。</p> <p>オ 市区町村長、保健所長及び都道府県知事は、上記ア、イ又はエにおける送付をする場合は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、これらによる送付ができない場合は、書面又は電子媒体による送付に代えて行うことができる。</p> <p>カ 人口動態調査票の送付を電子媒体で行う場合は、当該電子媒体のラベル領域に次の事項を記載し送付する。</p> <p>(1)人口動態調査である旨  (2)人口動態調査票の種別  (3)送付年月日  (4)都道府県名、保健所名又は市区町村名</p> <p>キ 市区町村長、保健所長及び都道府県知事は、上記ア、イ又はエにおいて電子情報処理組織を使用して人口動態調査票を送付する場合は、あらかじめ、当該市区町村名、保健所名又は都道府県名その他必要な事項について厚生労働大臣に届出を行い、送付者コード（ID、パスワード）の付与を受ける。なお、市区町村長、保健所長及び都道府県知事は、届出た事項に変更が生じる場合若しくは送付者コード（ID、パスワード）の使用を廃止する場合は、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届出を行う。</p>
調査目的	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	<p>人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握する上で重要な統計調査です。同調査は戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として、毎月実施されます。</p> <p>人口動態調査では、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する合計特殊出生率や死因別死亡数、年齢別婚姻・離婚件数などの結果を、全国、都道府県、保健所などの単位で提供しています。また、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）など他の統計や施策に活用されるほか、民間企業や研究機関でも広く利用されています。</p>

統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	基幹統計
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態調査出生票</li> <li>・人口動態調査死亡票</li> <li>・人口動態調査死産票</li> <li>・人口動態調査婚姻票</li> <li>・人口動態調査離婚票</li> </ul> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-01.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-01.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-02.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-02.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-03.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-03.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-04.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-04.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-05.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/81-1/dl/h31-05.pdf</a>
調査票の種類数	5種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<3種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態調査婚姻票</li> <li>・人口動態調査離婚票</li> </ul> ※なお、上記調査票では「夫」「妻」で聴取
<b>調査票1:出生票</b>	
設問文	(1)子の氏名 父母との続き柄 男女別
選択肢	1 男 2 女
<b>調査票2:死亡票</b>	
設問文	(2)男女別
選択肢	1 男 2 女
<b>調査票3:死産票</b>	
設問文	(3)死産児の男女別及び嫡出子か否かの別
選択肢	1 男 2 女 3 不詳

②-16

政府統計コード00351000

統計名	民間給与実態統計調査
機関名	国税庁
調査客体	-
調査方法	-
調査目的	-
概要	民間給与実態統計調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としているものです。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	源泉徴収義務者用（R6年1月時点） <a href="https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r04minkyu/pdf/g_tyousahyo.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r04minkyu/pdf/g_tyousahyo.pdf</a> 給与所得者用（R6年1月時点） <a href="https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r04minkyu/pdf/k_tyousahyo.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r04minkyu/pdf/k_tyousahyo.pdf</a>  （参考）調査票のURLは調査の年分ごとに更新がされる（R6年3月時点では以下） <a href="https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r05minkyu/pdf/g_tyousahyo.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r05minkyu/pdf/g_tyousahyo.pdf</a> <a href="https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r05minkyu/pdf/k_tyousahyo.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r05minkyu/pdf/k_tyousahyo.pdf</a>
調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・源泉徴収義務者用 ※調査票に「調査対象者ID記載欄」が付記されているため、給与所得者用調査票との紐づけ可能と判断 ※人に関する設問 2(2)回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号
	調査票1:給与所得者用
設問文	(3)性別
選択肢	男 女

②-17

政府統計コード00200555

統計名	経済構造実態調査
機関名	総務省・経済産業省（共管）
調査客体	事業所母集団データベースを母集団とし、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業（産業横断調査）と製造業に属する一定規模以上の法人事業所（製造業事業所調査）が対象です。
調査方法	調査は、事業者に委託し、調査票等の書類を5月中旬から順次郵送します。以下の方法でご回答ください。 インターネット回答 郵送回答
調査目的	経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施※の調査です。 各産業の売上高や費用内訳等の実態を把握することができるため、国民経済計算（年次推計）の精度向上への活用や、効果的な行政施策・企業の経営判断等に活用されます。 ※経済センサス-活動調査の実施年を除きます。
概要	経済構造実態調査は、我が国の企業等の経済活動の状況を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、企業等に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、総務省・経済産業省の共管で令和元年（2019年）から実施しております。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	・産業横断調査（調査票A、調査票B、調査票C） <a href="https://www.stat.go.jp/data/kkj/form/2023/pdf/23odan_q.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kkj/form/2023/pdf/23odan_q.pdf</a> ・製造業事業所調査（1種） <a href="https://www.stat.go.jp/data/kkj/form/2023/pdf/23seizo_q.pdf">https://www.stat.go.jp/data/kkj/form/2023/pdf/23seizo_q.pdf</a>
調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・産業横断調査（調査票A、調査票B、調査票C） ※調査票で法人番号や名称等は把握しているが、その他の調査票・情報との紐づけ可能か不明だったため紐づけ不可と判断 ※人に関する設問 【調査票C】 4 事業所の従業者数 従業者総数、うち常用雇用者数 【調査票A】【調査票B】 なし
<b>調査票1: 製造業事業所調査票</b>	
設問文	4 この事業所の従業者数（2023年6月1日現在）（単位：人） (1) この事業所に所属する従業者数 ①有給役員 常用雇用者 ②無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ③有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人） 臨時雇用者 ④有期雇用者（1か月未満、日々雇用） ⑤合計（①～④の合計） ⑥送出者（⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人） (2) 受入者 ⑦出向・派遣受入者（①～⑥以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）
選択肢	男 女

②-18

政府統計コード00450021

統計名	医療施設調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1) 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設 (2) 動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
調査方法	調査の方法及び実施系統 <静態調査> (1) 医療施設の管理者は、医療施設静態調査票に記入し、その医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。 (2) 保健所長は、提出された医療施設静態調査票を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。 (3) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、提出された医療施設静態調査票を審査整理し、都道府県知事に提出する。 (4) 都道府県知事は、提出された医療施設静態調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。 医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式 <動態調査> (1) 保健所を設置する市の市長（指定都市の市長を除く。）又は特別区の区長は、診療所の開設・廃止等の届出（下記参考を参照）を受けたときは、その都度、届出に基づいて医療施設動態調査票を作成し、毎月1日から月末までに作成した分を取りまとめ、都道府県知事に、都道府県知事が定める期限までに提出する。 (2) 指定都市の市長は、病院及び診療所の開設・廃止等の届出（下記参考を参照）を受けたときは、その都度、届出に基づいて医療施設動態調査票を作成し、毎月1日から月末までに作成した分を取りまとめ、都道府県知事に、都道府県知事が定める期限までに提出する。 (3) 都道府県知事は、病院及び診療所の開設・廃止等の届出（下記参考を参照）を受けたときは、その都度、届出に基づいて医療施設動態調査票を作成し、毎月1日から月末までに作成した分を取りまとめ、上記（1）及び（2）とともに、翌月20日までに厚生労働大臣に提出する。 開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式  参考：医療施設の開設・廃止等の届出と医療施設動態調査票の作成との関係について  医療法等では医療施設はその開設、休止、廃止、再開、変更等が発生した日から、10日以内に都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に届出をすることとなっている。医療施設動態調査票は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長において、これらの届出を受ける都度作成される。
調査目的	病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
概要	医療施設調査は、病院及び診療所について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」を毎月実施するとともに、医療施設の詳細な実態を把握する「医療施設静態調査」を3年ごとに実施しています。 医療施設調査では、全国の病院・一般診療所・歯科診療所の施設数と種類、病床数、人口10万対病床数等の結果を提供しています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	基幹統計
調査票	<医療施設静態調査> ・病院票 <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_byouin.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_byouin.pdf</a> ・一般診療所票 <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_ippan.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_ippan.pdf</a> ・歯科診療所票 <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_shika.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_seitai_shika.pdf</a> <医療施設動態調査票> <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_doutai.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/iryoushisetu/R05_doutai.pdf</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：過去の経緯	
・平成29年調査・平成26年調査・平成23年調査「有」→病院票：科目別医師数について男女別に聴取 ・平成20年調査「有」→病院票：科目別医師数について男女別に聴取／子育て支援の状況の選択肢に「男性職員の育児時間」「男性職員の出産休暇」あり ・平成29年調査→病院の従事者数の年次データのうち、平成11年のみ「保健師」「看護師」「准看護師」の男女の別がある。 ※病院の従事者数は、平成28年まで「病院報告」で把握し、平成29年から「医療施設静態調査」で把握に変更 ※「病院報告」従事者票（平成11年）では、「保健婦」「保健士」「看護婦」「看護師」「准看護婦」「准看護士」で聴取	

## 備考：人に関する設問

## &lt;病院票&gt;

(9)患者数※診療科目ごと

9月中の外来患者延数、9月30日24時現在の在院患者数

(10)9月中の外来患者 初診の患者の数

(12)退院調整支援担当者 人

(13)医師事務作業補助者 人

(34)病棟における看護職員の勤務体制（一般病棟、療養病棟、精神・結核病棟ごとに、三交代制、二交代制、当直制・他ごとに 配置している看護師・准看護師 人）

(36)従事者数（医師等）

## &lt;一般診療所票&gt;

(9)診療状況

9月30日24時現在の在院患者数、9月中の退院患者数、9月中の外来患者延数、初診の患者の数（再掲）

(13)退院調整支援担当者 人

(27)従事者数（医師等）

## &lt;歯科診療所票&gt;

(8)診療状況

9月中の外来患者延数、初診の患者の数（再掲）

(27)従事者数（歯科医師等）

## &lt;医療施設動態調査票&gt;

(12)従事者数（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、歯科衛生士）

②-19

政府統計コード00550100

統計名	経済産業省企業活動基本調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】企業 【属性】日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のもの 【調査対象数】40,302社（2023年調査速報）
調査方法	【調査経路】 経済産業省 – 民間事業者 – 調査客体 【配布方法】 郵送 【収集方法】 郵送、オンライン
調査目的	経済産業省企業活動基本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、毎年実施している。
概要	経済産業省企業活動基本調査は、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、研究開発、情報化等の実態を把握することによって、企業の経営戦略や産業構造の変化の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、毎年実施しています。 調査結果は、経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等の経済産業施策の基礎資料、中小企業白書、通商白書、経済白書での利用分析、企業を対象とする各種統計調査の母集団名簿情報等に利用されています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	企業活動基本調査票 <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu07">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu07</a> ・2023年 <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/minkan/pdf/2023_chousahyo.pdf">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/minkan/pdf/2023_chousahyo.pdf</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
2 事業組織及び従業者数 (1) 事業組織別事業所数及び常時従業者数 （本社・支店、本社・支店以外、他企業等への出向者、合計、うち正社員・正職員、うち正社員・正職員以外） (2) その他の従業員数（臨時雇用者、（受入）派遣従業者） 10 企業経営の方向 (1) 取締役の人数（社内取締役、社外取締役）	

②-20

政府統計コード00550200

統計名	経済産業省生産動態統計調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】事業所（又は企業） 【属性】経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表に掲げる鉱産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所について調査を行います。 【調査対象数】約13,000
調査方法	【調査経路】経済産業省→報告者 【配布方法】郵送 【収集方法】郵送、オンライン
調査目的	経済産業省生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計『経済産業省生産動態統計』を作成するための基幹統計調査です。この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。
概要	-
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	生産品別（計109種） ・鉄鋼・非鉄金属・金属製品（25種） ・化学工業（11種） ・機械（39種） ・窯業・建材（9種） ・繊維・生活用品（13種） ・紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品（9種） ・資源エネルギー（3種） <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu07">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu07</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<各種> 3 労務 月末従事者数	

②-21

政府統計コード00200572

統計名	全国物価統計調査	平成19（2007）年調査をもって中止 平成25年より「小売物価統計調査」に統合・再編
機関名	総務省	
調査客体	<p>人口が10万以上の市（東京都区部を含む。）については、すべての市で調査を実施した。 また、人口10万未満の市及び町村については、410市町村を抽出し調査を実施した。</p> <p>ア 小売店舗 調査市町村内にある小売店舗を、売場面積、産業分類及び店舗の業態により区分し、それぞれの区分の中から全国で約13万7千店舗を調査店舗として選定し調査した。</p> <p>イ 飲食店及びサービス事業所 調査市町村内にある飲食店やサービス業を営む事業所（約6万5千店舗）を対象とし、調査した。</p> <p>ウ 広域サービス企業、通信販売企業、ホテル・旅館及びゴルフ場 広域地域でサービスを提供する企業等や、通信販売を行っている企業（約2,200企業）、ホテル・旅館（約400事業所）及びゴルフ場（約400事業所）を対象とし、全国から選定し調査した。</p>	
調査方法	<p>(1) 小売店舗 調査員が指定された店舗に調査票を配布し、店舗の代表者等が記入した調査票を取集する方法により行った。</p> <p>(2) 飲食店及びサービス事業所 市町村職員が『サービス料金調査票』に基づき、事業所の代表者等に質問をする方法により行った。</p> <p>(3) 広域サービス企業、通信販売企業、ホテル・旅館及びゴルフ場 通信販売企業については、総務省統計局職員が調査企業等に調査票を郵送し、調査企業等から記入した調査票を郵送で回収する方法により行った。この場合において、インターネットを通じて政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより回答することも可能とした。 サービス料金（宿泊料、ゴルフプレー料金を含む）を調査する企業等については、総務省統計局職員が代表者等に質問をする方法等により行った。</p>	
調査目的	<p>全国物価統計調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や経営形態など価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明し、物価に関する基礎資料を得ることを目的としている。</p>	
概要	<p>全国物価統計調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象となる財及びサービスの価格並びにこれらを取り扱う店舗の業態など価格決定に係る要素を調べる統計調査です。全国物価統計調査から得られる日本の物価の実態は、国や地方公共団体での利用はもとより、民間企業などにおいても広く利用されています。</p> <p>全国物価統計調査では、物価の地域差を見るための全国物価地域差指数や店舗形態別など価格決定に係る要素別の価格を提供しています。</p> <p>なお、本調査は平成19年の調査を最後に、平成25年から小売物価統計調査に統合しました。</p>	
統計分野（大分類）	企業・家計・経済	
統計の種類	基幹統計	
調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗調査票</li> <li>・価格調査票</li> <li>・週間価格調査票</li> <li>・サービス料金調査票</li> <li>・通信販売調査票</li> <li>・通信販売価格調査票</li> </ul> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/zenbutu/2007/indexf.html#i1">https://www.stat.go.jp/data/zenbutu/2007/indexf.html#i1</a></p>	
調査票上での男女別欄の有無	なし	
備考：人に関する設問		
<p>&lt;店舗調査票&gt;</p> <p>3 従業者数等</p> <p>(1)従業者数（パート・アルバイトを除く）</p> <p>(2)パート・アルバイト数、8時間換算パート・アルバイト数</p> <p>&lt;通信販売調査票&gt;</p> <p>2 従業者数等</p> <p>(1)従業者数（パート・アルバイトを除く）</p> <p>(2)パート・アルバイト数、8時間換算パート・アルバイト数</p>		
備考		
<p>・平成25年より「小売物価統計調査」に統合</p>		

②-22

政府統計コード00350600

統計名	法人企業統計調査
機関名	財務省
調査客体	法人企業統計調査は、営利法人等を対象とする標本調査です（四半期別調査は資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1,000万円以上）。 また、平成20年度調査から「金融業、保険業」を調査対象に含めています。 （「金融業、保険業」追加の経緯等はこちら(PDF:912KB)をご覧ください。） なお、営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社です。
調査方法	1.郵送又はオンラインによる自計記入方式です。 2.調査票の送付、回収及び審査等は、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行います（問い合わせはこちらへ）。
調査目的	法人企業統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査として「法人企業統計調査規則」（昭和45年大蔵省令第48号）に基づいて行うもので、その目的は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することです。
概要	法人企業統計調査は、わが国における営利法人等の企業活動の実態を把握するため、標本調査として実施されている統計法に基づく基幹統計調査です。 本調査には、全ての営利法人等を調査対象としてその年度における確定決算の計数を調査する「年次別調査」と、資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等を調査対象として四半期ごとに仮決算計数を調査する「四半期別調査」があります。 調査の結果は、「年次別調査」は9月に、「四半期別調査」は3月、6月、9月、12月に発表しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	属性に応じて、調査票第1号～第12号様式 <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo7.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo7.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo1.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo1.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo8.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo8.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo2.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo2.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo3.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo3.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo9.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo9.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo10.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo10.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo4.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo4.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo11.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo11.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo5.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo5.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo12.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kihochosahyo12.pdf</a> <a href="https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo6.pdf">https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpochosahyo6.pdf</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<年次別調査票 各種> 8 役員・従業員数 期中平均役員数、期中平均従業員数 <四半期別調査票 各種> 5 ～ 月中人件費 人員及び金額 人員 役員数 従業員数	

②-23

政府統計コード00500225

統計名	牛乳乳製品統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	<p>母集団名簿</p> <p>経済センサス公表年に事業所母集団データベースから上記の「調査の対象」の「1.調査の範囲」に該当する事業所を抽出した情報に、毎年、都道府県、保健所等から収集した休廃業等の状況を反映させた名簿を母集団としている。</p> <p>選定の方法</p> <p>(1) 基礎調査（全数調査） 全ての処理場・工場</p> <p>(2) 月別調査（標本調査） 直近の基礎調査の結果をもとに毎年4月に以下の処理場・工場を選定</p> <p>ア 乳製品工場</p> <p>(ア) 全ての乳製品工場</p> <p>(イ) 乳製品工場を管理する本店又は主たる事務所</p> <p>イ 牛乳処理場</p> <p>(ア) 基礎調査結果における12月の県内・県外の生産者及び県内・県外の工場からの受乳量（以下「月間受乳量」という）が300トン以上の牛乳処理場</p> <p>(イ) 基礎調査結果における12月の月間受乳量が300トン未満の牛乳処理場のうち、県外から生乳を受乳している牛乳処理場及び飲用牛乳等を県外へ出荷している牛乳処理場</p> <p>(ウ) ア及びイの（ア）・（イ）の処理場・工場における12月の月間受乳量が、基礎調査対象工場の都道府県別の12月の月間受乳量の80%に満たない場合について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場</p>
調査方法	<p>基礎調査</p> <p>農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布し、郵送若しくはFAXにより回収する自計調査又は調査対象処理場・工場が政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施している。</p> <p>月別調査</p> <p>民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布し、郵送若しくはFAXにより回収する自計調査又は調査対象処理場・工場がオンライン調査システムにより入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施している。</p>
調査目的	牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにするとともに、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	-
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html#15">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html#15</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<p>&lt;基礎調査票&gt;</p> <p>2 常用従業者数（12月31日現在）</p>	

②-24

政府統計コード00550030

統計名	商業動態統計調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】事業所（コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターは企業） 【属性】日本標準産業分類大分類I－卸売業、小売業のうち代理商、仲立業を除く全国の事業所 【調査対象数】約25,000事業所又は企業
調査方法	【調査経路】経済産業大臣→（民間事業者）→事業所又は企業（報告者） 【配布方法】郵送、オンライン 【収集方法】郵送、オンライン
調査目的	全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。
概要	商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の販売額等を毎月調査することにより、商業（卸売業、小売業）の動向を把握し、景気判断、消費動向等の基礎資料を得ることを目的としています。 商業動態統計調査では、業種別商品販売額等のほか、業態別（百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター）の商品販売額等を全国、経済産業局別、都道府県別に集計し、提供しています。
統計分野（大分類）	商業・サービス業
統計の種類	基幹統計
調査票	商業動態統計調査 ・甲調査票（大規模卸売店用） ・乙調査票（一般事業所用） ・丙調査票（百貨店・スーパー用） ・丁1調査票（コンビニエンスストア用） ・丁2調査票（家電大型専門店用） ・丁3調査票（ドラッグストア用） ・丁4調査票（ホームセンター用） <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html#menu01">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html#menu01</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<大規模卸売店用> <一般事業所用> <百貨店・スーパー用> 2.月末従業者数	

②-25

政府統計コード00551130

統計名	ガス事業生産動態統計調査
機関名	資源エネルギー庁
調査客体	【地域】全国 【単位】事業者、事業所 【属性】ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。） 【調査対象数】約1,600事業者、8,000件
調査方法	【調査経路】経済産業省→調査客体、経済産業省→経済産業局→調査客体 【配布方法】郵送、オンライン 【収集方法】郵送、オンライン
調査目的	ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	ガス事業生産動態統計調査は、ガスの原料、ガス生産量及び購入量、製品ガス生産・購入・販売・在庫等について調査することで、ガス事業の短期的な動向を観察し、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、毎月実施しています。調査の結果は、エネルギーに関する年次報告、I E A（国際エネルギー機関）への情報提供等において、各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されています。また、ガス業界による日本全体の都市ガスの状況の把握等にも利用されています。
統計分野（大分類）	エネルギー・水
統計の種類	基幹統計
調査票	ガス事業生産動態統計調査 ・様式1 ・様式2 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline7">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline7</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<様式1> VII 労務 従業者数（単位：人）	

②-26

政府統計コード00600130

統計名	建設工事統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	(1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 建設業法上の許可を受けた建設業者
調査方法	調査方法 ・調査員調査 統計法（平成19年法律第53号）第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その統計調査員は都道府県知事から指定された営業所を担当し、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布、収集その他これらに付帯する事務を行う。 ・郵送調査 都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。 ・オンライン調査（大手指定建設業者以外の業者） ホームページ上に電子調査票を用意し、報告者において記入し、提出期限までに送信する。 ・オンライン調査（大手指定建設業者） 国土交通省から報告者あてに電子調査票を電子メールで送信し、報告者において記入し、送信。 電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。
調査目的	建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とし、建設工事施工統計調査及び建設工事受注動態統計調査を行っています。この調査は建設業者を対象とし、完成工事高、受注高等について発注者別、工事種類別、都道府県別に調査を行い、毎月（建設工事施工統計調査は毎年）公表しています。調査から得られる結果は、各種の経済・社会施策のための基礎資料や企業の経営方針策定における参考資料として役立てられています。 建設工事受注動態統計調査の2013年4月から2022年3月までの受注高、公共機関からの受注及び民間等からの受注の結果については、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」において決定された方法に基づいて推計値を算出しています。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr4_000006.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr4_000006.html</a>

調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<p>&lt;調査票1&gt; 6.就業者数 a.従業者（労務外注を除く） 常雇等、臨時・日雇（臨時・日雇は「(1)役員」「建設業以外の部門の従業者数」はなし） ・建設業部門（1）役員（経営者を含み、常勤の者に限る）、（2）事務、営業、販売その他の従業者、（3）技術者（工事の設計、積算又は現場施工の管理・監督にあたる者）、（4）現場労働者（（3）技術を除く）、（5）合計(1)+(2)+(3)+(4) ・建設業以外の部門の従業者数（役員も含める） b.労務外注 労務外注契約の相手先が、建設業許可業者である場合は除く、うち安定的な者（専属的・継続的な者）</p>	

②-27

政府統計コード00600470

統計名	法人土地・建物基本調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>(1) 地域的範囲 全国</p> <p>(2) 属性的範囲及び報告を求める者 【調査票A：約510,000法人（母集団数約2,400,000法人）】 日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く） 【調査票B：約5,000法人】 日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く）のうち、日本標準産業分類に掲げる中分類「33 電気業」、「34 ガス業」、「37 通信業」（小分類「371 固定電気通信業」及び「372 移動電気通信業」に限る）、「38 放送業」及び「44 鉄道業」を営む法人、道路法で規定される自動車専用道路を所有している法人並びに土地改良法に基づき設立された土地改良区のうち水路を所有している法人 【調査票C（1）：約7,500法人】 日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く）のうち、資本金5億円以上の会社法人 【調査票C（2）：約30,500法人（母集団数約1,000,000法人）】 日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く）のうち、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに土地の売買を行った法人</p> <p>(3) 報告義務者 調査の対象となる法人の代表者は、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられています。</p>
調査方法	—
調査目的	法人土地・建物基本調査とは、我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的として実施しています。
概要	法人土地・建物基本調査は、国及び地方公共団体以外の本邦に本所、本社又は本店を有する法人を対象に5年ごとに実施する統計調査で、全国及び都道府県別に土地・建物の所有及び利用状況などの情報を提供しています。 法人土地・建物基本調査から得られる土地所有及び利用状況などの情報は、土地政策の基礎資料となることはもとより、民間企業や研究機関でも利用されています。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>&lt;調査票A&gt; <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001618657.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001618657.pdf</a></p> <p>&lt;調査票B 特殊な用途の土地について&gt; <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001616446.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001616446.pdf</a></p> <p>&lt;調査票C 資本金、出資金又は基金の額が1億円以上の企業を対象&gt; <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001616447.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001616447.pdf</a></p>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<p>&lt;調査票A&gt; I 貴法人について 6 常用雇用者数（4人以下/5～9人/…/5,000人以上から選択）</p>	

②-28

政府統計コード00450151

統計名	薬事工業生産動態統計調査
機関名	厚生労働省
調査客体	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定により、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業の許可を受けて医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する者
調査方法	【調査票配布方法】オンライン、厚生労働省ホームページ又は郵送 【収集方法】オンライン又は郵送
調査目的	薬事工業生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である薬事工業生産動態統計を作成するための調査）として、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に関する生産の実態等を明らかにすることを目的としています。
概要	この調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産等の実態を明らかにすることを目的としています。客体範囲は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定により、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業の許可を受けて製造販売する製造販売業者です。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/yakuji-chousahyo_01-04.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/yakuji-chousahyo_01-04.pdf</a>

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：過去の経緯	
<p>・調査年2000～2004年、2008年～2018年は、従業者数の男女の別の結果あり</p> <p>※総務省統計委員会の審議を経て、2019（平成31）年1月分調査から調査方法を大幅に変更。変更のポイントの一つに「医薬品製造業者の従業者数の報告を廃止」あり</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html</a></p>	

②-29

政府統計コード00500217

統計名	木材統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	<p>基礎調査 全国の製材工場（製材用動力の出力数が7.5kw以上の工場）、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であつて、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象としている。</p> <p>製材月別調査 全国の製材工場（製材用動力の出力数が7.5kw以上の工場）における製材用素材消費量（以下「素材消費量」という。）のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県の製材工場を調査の対象としている。</p> <p>合単板月別調査 全国の合単板工場を調査の対象としている。</p>
調査方法	<p>基礎調査 本調査は、農林水産省－民間事業者－調査対象工場の実施系統で実施している。 農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が調査対象工場に郵送、オンライン又は民間事業者の調査員により調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行っている。 ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、民間事業者による面接調査の方法により行っている。</p> <p>製材月別調査及び合単板月別調査 本調査は、農林水産省－民間事業者－調査対象工場の実施系統で実施している。 民間事業者が調査対象工場に郵送、オンライン、FAX又は民間事業者の調査員により調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行っている。 ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、民間事業者による面接調査の方法により行っている。</p>
調査目的	素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
概要	-
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>調査票 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#12">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#12</a> 木材統計調査基礎調査票</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf</a> 木材統計調査製材月別調査票</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf</a> 木材統計調査合単板月別調査票</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-6.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/attach/pdf/index-6.pdf</a></p>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：過去の経緯	
<p>・調査年2005～2016年は、従業者数の男女の別の結果あり ※従業者数を把握する調査事項の削除（第110回統計委員会（平成29年6月27日）において資料5で報告あり） <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000493050.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000493050.pdf</a></p>	

②-30

政府統計コード00550210

統計名	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査	
機関名	資源エネルギー庁（平成27年調査までは経済産業省の所管）	平成15年より「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」に統合・再編
調査客体	<p>地域 全国</p> <p>単位 事業所</p> <p>属性 日本標準産業分類に掲げる大分類－製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼」、「非鉄金属地金」及び「機械器具」を製造する事業所であって、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表で生産品目（加工品を含む）ごとに定める調査の範囲に属する事業所（生産を行っていない本社又は本店であるものを除く）。</p> <p>調査規則別表（PDF形式：63KB）PDFファイル</p> <p>調査対象数 約1,300</p> <p>回収率 約97%</p> <p>報告を求めめる者 上記の「属性」に該当する事業所の責任者は、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）によって義務付けられています。</p>	
調査方法	<p>民間事業者から調査対象事業所に対して、12月に1年分の調査票を郵送し、調査対象事業所から経済産業省に対して、毎月、提出期限までに、調査月の調査票を提出してもらいます。</p> <p>調査経路 経済産業省（資源エネルギー庁）→民間事業者→調査対象事業所</p> <p>配布方法 郵送</p> <p>収集方法 郵送、オンライン</p>	
調査目的	<p>経済産業省特定業種石油等消費統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である経済産業省特定業種石油等消費統計を作成するための調査）として、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。</p>	
概要	-	
統計分野（大分類）	エネルギー・水	
統計の種類	基幹統計	
調査票	<p>属性に応じて1～9の調査票</p> <p>1パルプ・紙・板紙 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_01.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_01.pdf</a></p> <p>2化学工業製品 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_02.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_02.pdf</a></p> <p>3化学繊維 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_03.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_03.pdf</a></p> <p>4石油製品 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_04.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_04.pdf</a></p> <p>5窯業・土石製品 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_05.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_05.pdf</a></p> <p>6ガラス製品 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_06.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_06.pdf</a></p> <p>7鉄鋼 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_07.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_07.pdf</a></p> <p>8非鉄金属地金 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_08.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_08.pdf</a></p> <p>9機械器具 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_09.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/2024/ec003_09.pdf</a></p>	
調査票の種類数	人を対象としない	
調査票上での男女別欄の有無	なし	
備考		
・平成15年より「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」に統合・再編		

②-31

政府統計コード00551020

統計名	石油製品需給動態統計調査
機関名	資源エネルギー庁
調査客体	<p>【地域】 全国</p> <p>【単位】 事業所</p> <p>【属性】 石油製品の全国の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。</p> <p>【母集団名簿】 石油の備蓄の確保等に関する法律（経済産業省）（昭和五十年法律第九十六号）外部サイトを公開に基づき、登録、届出を行ったものの名簿。（事業所母集団データベースは利用していない。）</p> <p>【調査対象数】 約200事業所</p> <p>【回収率】 100%</p> <p>【オンライン提出率】 約58%（令和4年度の平均実績）</p>
調査方法	<p>【調査経路】 調査票の配布：経済産業省－報告者（新規） 経済産業省－民間事業者－報告者 調査票の回収：報告者－経済産業省</p> <p>【配布方法】 郵送、オンライン(インターネット経由)</p> <p>【収集方法】 郵送、オンライン(インターネット経由)、オンライン(メール)</p> <p>【督促方法】 委託事業者（株式会社サーベイリサーチセンター）より電話等による督促を行っている。</p> <p>【代替・補完行政記録】 代替・補完するために行政記録は活用していない。</p>
調査目的	石油製品需給動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である石油製品需給動態統計を作成するための調査）として、石油製品の製造業者、輸入業者等を対象に、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。
概要	<p>石油は、日本の一次エネルギー供給の約4割を占めており、国民生活及び経済活動を支える社会基盤の構築のために不可欠となっています。また、日本では石油のほとんどが蒸留・精製によりガソリン等の石油製品に転換されて販売されています。</p> <p>本調査では、そんな石油製品について日本国内の需給の実態を明らかにするため、石油製品の製造業者、輸入業者等に対して毎月実施しており、石油製品別の月間受入量・払出量、国別の輸出入量、月末在庫量等を提供しています。</p> <p>本調査の結果は、行政はもとより民間企業でも広く活用されています。</p>
統計分野（大分類）	商業・サービス業
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline7">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline7</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

②-32

政府統計コード00551060

統計名	埋蔵鉱量統計調査	平成24年度末に廃止
機関名	資源エネルギー庁	
調査客体	-	
調査方法	-	
調査目的	埋蔵鉱量統計調査は、埋蔵されている鉱物の実態を明らかにすることを目的として定期的を実施している。	
概要	平成24年度末をもって、本調査は廃止	
統計分野（大分類）	鉱工業	
統計の種類	基幹統計	
調査票	・第一号様式 ・第二号様式 <a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00551060&amp;tstat=000001025060&amp;cycle=0&amp;tclass1=000001025061&amp;stat_infid=000002495837&amp;tclass2val=0">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00551060&amp;tstat=000001025060&amp;cycle=0&amp;tclass1=000001025061&amp;stat_infid=000002495837&amp;tclass2val=0</a>	
調査票の種類数	人を対象としない	
調査票上での男女別欄の有無	なし	
備考		
・平成24年度末に廃止		

②-33

政府統計コード00551180

統計名	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
機関名	資源エネルギー庁
調査客体	この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の対象事業所のうち、第1表に掲げる9業種に属する事業所です。なお、業種によっては従事者規模による裾切りを行っています。
調査方法	-
調査目的	この調査は、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。
概要	製造業のうち特定の生産品目（①パルプ・紙・板紙、②化学工業製品、③化学繊維、④石油製品、⑤窯業・土石製品、⑥ガラス製品、⑦鉄鋼、⑧非鉄金属地金、⑨機械器具）を製造している工場等の、燃料、電力、蒸気の消費の動向を、業種別、燃料種別、生産部門別に明らかにして、主にエネルギー消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、毎月、調査・公表しています。
統計分野（大分類）	エネルギー・水
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline7">https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline7</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

②-34

政府統計コード00600300

統計名	造船造機統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	調査対象 造船調査は、約800事業所全てを対象に調査しています。 造機調査は、約500事業所全てを対象に調査しています。
調査方法	・調査票配布時期 毎年12月に翌年調査1年間分（造船調査票は1月分～12月分、造機調査票は第1四半期分～第4四半期分）を郵送にて配布しています。 ・調査票提出期限 造船調査は、調査月翌月10日まで、造機調査は、調査四半期最終月翌月10日までに提出期限を設けています。提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。 なお、調査票提出期限までに提出がない報告者には、当省担当職員より電話にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。
調査目的	造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として調査を行っています。
概要	造船造機統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく造船造機統計調査規則（昭和25年運輸省令第14号）により、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として調査を実施しています。造船造機統計調査は、造船調査と造機調査にわかれており、造船調査では、日本で製造若しくは修繕される船舶に関する事項を、造機調査では、船舶用機関等の製造高、在庫高及び修繕高に関する事項を調査しています。調査結果は、毎月集計する「造船統計速報」及び「造船統計月報」と、四半期毎に集計する「造機統計四半期速報」及び「造機統計四半期報」に分けて公表しています。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	【造船調査票】 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275196.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275196.pdf</a> 【造機調査票】 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275202.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275202.pdf</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

②-35

政府統計コード00600310

統計名	鉄道車両等生産動態統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造（鉄道車両においては、改造及び修理を含む。）を行い、これらの製造にそれぞれ以下の従業員を使用する事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造等を行う事業所は除く。）を対象に調査しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道車両生産（新造）調査→ 全ての事業所(約20事業所)</li> <li>・鉄道車両等生産（改造・修理）調査→ 常時30人以上の従業員を使用する事業所（約30事業所）</li> <li>・鉄道車両部品生産調査→ 常時30人以上の従業員を使用する事業所</li> <li>・鉄道信号保安装置生産調査→ 常時50人以上の従業員を使用する事業所 （鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査合わせて約180事業所）</li> <li>・索道搬器運行装置生産調査→ 全ての事業所(約10事業所)</li> </ul> <p>鉄道車両生産（新造）調査については毎月末現在、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査並びに索道搬器運行装置生産調査については毎四半期末現在での調査となります。</p> <p>なお、この調査対象となる事業所（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられています。</p>
調査方法	<p>調査は、調査対象事業所の管理責任者へ郵送等により調査年度の開始1ヶ月頃までに調査票配布し、郵送、メール又はオンライン申請システムを利用した回収を行います。</p> <p>回収期間は月次調査については調査月翌月の15日まで、四半期調査については調査四半期最終月の翌月15日までとしており、調査票提出期限までに提出のなかった報告者には、当省職員より電話等にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。</p> <p>なお、提出された調査票は内容検査終了後に電子化し、単純合算集計を行っています。また、電子化にあたっては、データを電子化（入力）する際に入力する人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。集計システムにおいて簡易なエラーチェック（コード番号チェックなど）を実施するなど、データ処理の正確性に努めています。</p>
調査目的	<p>鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として調査を行っています。</p>
概要	<p>鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造（鉄道車両においては、改造及び修理を含む。）を行い、これらの製造にそれぞれ以下の従業員を使用する事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造等を行う事業所は除く。）を対象に、受注高、生産高、出荷高及び在庫高に関連する事項について調査しています。</p>
統計分野（大分類）	<p>鉱工業</p>
統計の種類	<p>基幹統計</p>
調査票	<p>調査票</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html">https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号様式（鉄道車両生産（新造）調査票）</li> </ul> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001444689.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001444689.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号様式の2（鉄道車両生産（改造・修理）調査票）</li> </ul> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001444690.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001444690.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号様式（鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置 生産調査票）</li> </ul> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001444692.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001444692.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号様式（索道機器運行装置 生産調査票）</li> </ul> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001444693.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001444693.pdf</a></p>
調査票の種類数	<p>人を対象としない</p>
調査票上での男女別欄の有無	<p>なし</p>

②-36

政府統計コード00600340

統計名	内航船舶輸送統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>(1) 調査の範囲</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、調査をしています（標本調査）。</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送する者のうち、総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を対象に年度調査を実施しています（全数調査）。</p> <p>(2) 調査対象</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 約400者の母集団名簿より、層化一段無作為抽出法を用い、約200者を抽出し、調査しています。</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 約100者全てを対象に調査しています。</p> <p>(3) 事業所母集団データベースの使用の有無 有</p> <p>(4) 重複是正措置の実施の有無 有</p> <p>(5) 標本設計 内航船舶輸送統計調査の内航船舶輸送実績調査については、標本調査であり、内航運送をする事業を営む全ての事業者を月間輸送量別、船舶の用途別、主要輸送品目別に層分けし、層化一段無作為抽出法を用い、調査対象を抽出しています。 標本抽出の詳細については、「内航船舶輸送統計調査の標本設計について」を参照ください。</p> <p>(6) 標本の交代 内航船舶輸送実績調査の標本の交代は、年2回（4月と10月）に実施しています。</p>
調査方法	<p>調査の方法及び時期</p> <p>(1) 調査周期</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 毎月</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 1年</p> <p>(2) 調査期日又は期間</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 毎月末日現在</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 調査実施年度の前年度1年間（4月～3月）</p> <p>(3) 調査票配布時期</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 毎年度、上半期（4月～9月）対象事業者には3月末頃、下半期（10月～3月）対象事業者には9月末頃に郵送で配布</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 毎年度対象事業者には3月末頃に郵送で配布</p> <p>(4) 調査票提出期限</p> <p>ア 内航船舶輸送実績調査 調査月翌月の7日まで</p> <p>イ 自家用船舶輸送実績調査 毎年4月末日まで</p> <p>※提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。なお、調査票提出期限までに提出がない報告者には、当省担当職員より電話にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。</p> <p>(5) 調査経路 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者</p>
調査目的	内航に従事する船舶についての貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的として調査を行っています。
概要	内航船舶輸送統計調査は、内航に従事する船舶についての貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とし、内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、毎月調査をしています（標本調査）。

統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	基幹統計
調査票	・内航船舶輸送実績調査 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275703.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275703.pdf</a> ・自家用船舶輸送実績調査 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275704.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275704.pdf</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

②-37

政府統計コード00200571

統計名	小売物価統計調査
機関名	総務省
調査客体	<p>「動向編」</p> <p>小売物価統計調査（動向編）は、一般の商品の小売価格又はサービスの料金を調査する「価格調査」及び家賃を調査する「家賃調査」に大別される。</p> <p>価格調査及び家賃調査については、全国の167市町村を調査市町村とし、調査市町村ごとに、商品の価格及びサービス料金を調査する価格調査地区（約28,000の店舗・事業所）と、民営借家の家賃を調査する家賃調査地区（約7,000の事業所）を設けている。</p> <p>「構造編」</p> <p>「動向編」の調査地域となっていない全国の都道府県庁所在市以外の市（91市）※とする。</p> <p>※「動向編」の調査市町村（167市町村）と併せて、各都道府県において人口の50%をカバーすることを目標に、経済圏のバランスを考慮して調査市を選定している。なお、調査市は、定期的に見直しを行っている。</p> <p>調査市全域を価格調査地区として設定し、スーパーを中心に代表的な店舗について、調査品目ごとに、販売数量が多い順（これにより難しい場合は、従業者数や売場面積などの経営規模の大きい順）に、所定数を選定し、調査店舗に指定する（全国で約500店舗）。</p>
調査方法	<p>「動向編」</p> <p>価格調査については、調査員が毎月担当する調査地区内の調査店舗等に出かけ、代表者から商品の小売価格、サービス料金等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。家賃調査については、原則として調査事業所を訪問し、事業主から家賃、延べ面積等を聞き取り、同様に調査員端末に入力する。</p> <p>調査員は、担当するすべての価格等の入力を終了した後、総務省統計局に調査したデータを送信する。総務省統計局及び都道府県でこのデータの審査を行う。なお、調査員は、毎月の調査を行う前に、総務省統計局から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を調査員端末に受信する。</p> <p>「構造編」</p> <p>総務大臣 — 都道府県知事 — 指導員（都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され、調査員の実査事務の指導を担当する。「構造編」の調査では、全国で約130人を設置している） — 調査員（民間人の中から都道府県知事により任命され、調査を担当する。「構造編」の調査では、全国で約90人を設置している） — 報告者</p> <p>調査員は、調査を行う前に、総務省統計局（以下「統計局」という。）から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を端末に受信する。</p> <p>調査員は、担当する調査地区内の調査店舗を訪問し、代表者等の報告者から調査品目の価格情報等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。このように、小売物価統計調査では、調査員端末を用いた調査を実施していることから、オンライン回答率は100%である。</p>
調査目的	<p>小売物価統計調査は、国民の消費生活において重要な商品の小売価格及びサービスの料金について調査し、毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的としており、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である小売物価統計を作成するための調査）である。</p> <p>本調査は、物価の毎月の動向を明らかにする「動向編」と、地域別の物価構造を明らかにする「構造編」から成り立っている。</p>
概要	<p>小売物価統計調査は、消費者物価指数やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。毎月、全国的規模で国民の消費生活上重要な財の小売価格、サービスの料金及び家賃を、店舗及び世帯を対象に調査しています。調査結果は、年金等の給付見直しの際の基礎資料や、公共料金の上限値を決める際の資料として、幅広く利用されています。</p> <p>調査は、物価の動向を把握するための動向編と、地域別の物価の構造を把握するための構造編で構成されています。</p>
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票等	<p>・統計調査計画</p> <p><a href="https://www.e-stat.go.jp/surveyplan/p00200571001">https://www.e-stat.go.jp/surveyplan/p00200571001</a></p> <p>・調査概要等</p> <p><a href="https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.htm">https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.htm</a></p>

③-1

政府統計コード00200211

統計名	地方公務員給与実態調査
機関名	総務省
調査客体	対象団体：都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む）、特定地方独立行政法人 対象職員：調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員
調査方法	・基幹統計調査（平成30年調査）では、総務省が地方公共団体を通じて職員に調査票を配布し、各職員及び各職員が所属する地方公共団体が記入した調査票（職員が記入する事項について、地方公共団体が記入することも可能。）を回収する方法で調査を実施する（全数調査）。 ＜調査票の配布＞ 4月中旬 ＜調査票の回収＞ 都道府県及び指定都市 7月中旬 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体 8月末
調査目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。（なお、基幹統計調査である地方公務員給与実態調査は、統計法に基づく基幹統計「給与実態統計」の作成を目的とする統計調査です。）
概要	地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とした調査で、5年に1回実施しています。
統計分野（大分類）	行財政
統計の種類	基幹統計
調査票	・一般職（職員個人別） <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/kyuuyo_jc_1_1.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/kyuuyo_jc_1_1.pdf</a>
調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:地方公務員給与実態調査票（一般職）	
設問文	⑨性別
選択肢	1男 2女

③-2

政府統計コード00450091

統計名	賃金構造基本統計調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1) 地域 日本全国(ただし、一部島しょを除く。) (2) 産業 日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)（外国公務を除く。）〕 (3) 事業所 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。
調査方法	調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあつては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。
調査目的	この調査は、統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。
概要	賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を明らかにする統計調査です。賃金構造基本統計調査によって得られる賃金の実態は、国や地方公共団体だけでなく民間企業や研究機関でも広く利用されています。 賃金構造基本統計調査では、雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）、就業形態（一般労働者、短時間労働者）、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数など、労働者の属性別の賃金の結果を、産業、企業規模別などで提供しています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	・調査票（令和2年～） <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/R02chinginkihon-jigyoyou.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/R02chinginkihon-jigyoyou.pdf</a> 調査票掲載URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#chinginkihon">https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#chinginkihon</a>
調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:賃金構造基本統計調査 調査票	
設問文	1. 事業所に係る事項 事業所の常用労働者数 常用労働者とは、・期間を定めずに雇われている労働者又は・1か月以上の期間を定めて雇われている労働者をいいます。 ・正社員・正職員 貴事業所において正社員・正職員とする者 ・正社員・正職員以外 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者 2 労働者に係る事項 (2)性
選択肢	1. 事業所に係る事項 男女計 うち、女 2 労働者に係る事項 1 男 2 女

③-3

政府統計コード00600320

統計名	船員労働統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	船員法第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の、以下のア〜ウに示す区分による船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみ使用する船舶を除く。）に乗り組む者を対象に調査しています。 ア 指定船舶（第1号調査）約3,200隻の母集団船舶名簿より、層化無作為抽出法を用い、約440隻を抽出し、調査しています。 イ 漁船（第2号調査）約1,000隻全てを対象に調査しています。 ウ 特殊船（第3号調査）約530事業所全てを対象に調査しています。
調査方法	提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。
調査目的	船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的として調査を行っています。
概要	船員労働統計調査は船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的としています。船員法（（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、漁船及び特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。）以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者、漁船に乗り組む者及び特殊船に乗り組む者を対象に報酬、労働時間、休日及び有給休暇等に関連する事項について調査し、その結果を公表しています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	基幹統計
調査票	船員労働統計調査票、船舶区分に応じて3種 ・第1号様式 ・第2号様式 ・第3号様式 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275431.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275431.pdf</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275435.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275435.pdf</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001275462.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001275462.pdf</a>
調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1:第一号調査（漁船及び特殊船以外の船舶に乗り組む船員についての調査）	
設問文	船員数 ・船長・職員 ・部員 <各船員ごとに記載> ・船長 ・職員 航海士（一等/二等/三等1/三等2）、機関長、機関士（一等/二等/三等1/三等2）、通信長、通信士（二等/三等）、運航士（一号/二号/三号/四号/五号）、事務長、事務員、医師 ・部員
選択肢	船員数 うち女性 <各船員ごとに記載> 1 男 2 女
調査票2:第二号調査（漁船に乗り組む船員についての調査）	
設問文	3欄 職種別・人員数・持代（歩）数及び給料・最低保障額 ・職員 船長、漁ろう長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、その他 ・部員 甲板長、その他の甲板部部員、操機長、その他の機関部部員、司ちゅう長、その他の司ちゅう部部員、その他 ・職員・部員計 ー以上について、人員数、持代（歩）数、1給料/2最低保障額
選択肢	うち女性船員
調査票3:第三号調査（特殊船に乗り組む船員についての調査）	
設問文	・船員 船員数、総延稼働日数 ・時間外・補償休日労働時間 ・年間取得日数 有給休暇、休日・休暇 ・報酬 定期払いを要する報酬（給料、その他手当）、割増手当・夜間割増、特別に支払われた報酬、合計、航海日当 ー以上について、船長及び職員、部員、合計
選択肢	うち女性船員

③-4

政府統計コード00500201

統計名	農業経営統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 ※農業経営体とは、①経営耕地面積が30アール以上、②農作物の作付面積等の規模が外形基準以上、のいずれかに該当する農業を行う者
調査方法	調査員調査、郵送調査、オンライン調査、その他
調査目的	農産物の販売を目的とする農業経営体の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにして、農業行政に 必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。
概要	本調査は、毎年、農業経営体の経営収支等を調査し、農業所得、農業粗収益、農業経営費や、農産物・畜産物の生産費（コスト）等を、全国、全国農業地域別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>【営農類型別経営統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農類型別経営統計調査票（個人経営体用（詳細調査））  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_kojin_syosai.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_kojin_syosai.pdf</a></li> <li>・営農類型別経営統計調査票（個人経営体用（基本調査））  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_kojin_kihon.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_kojin_kihon.pdf</a></li> <li>・営農類型別経営統計調査票（法人経営体用）  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_hojin.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/gaiyou/attach/pdf/einou_hojin.pdf</a></li> </ul> <p>【農産物生産費統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織法人経営体  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf</a></li> <li>・個別経営体  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf</a></li> </ul> <p>【畜産物生産費統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳生産費調査票  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf</a></li> <li>・子牛生産費調査票  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-2.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-2.pdf</a></li> <li>・育成牛・肥育牛生産費調査票  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf</a></li> <li>・肥育豚生産費調査票  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf</a></li> </ul> <p>【品目別経営統計】平成19年調査で廃止 個別結果表  <a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00500201&amp;tstat=000001013460&amp;cycle=7&amp;year=20070&amp;month=0&amp;tclass1=000001013649&amp;tclass2=000001020117&amp;tclass3=000001034993">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00500201&amp;tstat=000001013460&amp;cycle=7&amp;year=20070&amp;month=0&amp;tclass1=000001013649&amp;tclass2=000001020117&amp;tclass3=000001034993</a></p> <p>【農業組織経営体経営調査】平成15年調査で廃止  <a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00500201&amp;tstat=000001013460&amp;cycle=7&amp;year=20030&amp;month=0&amp;tclass1=000001034855&amp;tclass2=000001037371&amp;tclass3=000001036966">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00500201&amp;tstat=000001013460&amp;cycle=7&amp;year=20030&amp;month=0&amp;tclass1=000001034855&amp;tclass2=000001037371&amp;tclass3=000001036966</a></p> <p>【農林家経営動向調査】平成13年調査で廃止、調査票なし</p>
調査票の種類数	9種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<8種類>
男女の別欄のない調査票	<p>【農産物生産費統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織法人経営体</li> </ul> <p>※調査票に「客体番号」は付記されているが、その他の調査票との紐づけ可能か不明だったため紐づけ不可と判断</p> <p>※人に関する設問</p> <p>【1】2 構成員数と構成農家数等 構成員、農業年雇の人数、構成農家世帯数について記入してください。</p> <p>【12】1 構成員（年齢階層別）・雇用別の労働時間 作業ごとの延べ作業時間とその作業に携わった実人数を記入してください。なお、構成員の労働時間については、構成員の年齢階層(65歳未満、65～69歳、70～74歳、75歳以上)別に記入してください。</p>

## 調査票1:営農類型別経営統計調査票（個人経営体用（詳細調査））

設問文	<p>【1】現況（共通項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主 性別</li> </ul> <p>【10】労働の概要</p> <p>1年間（決算期間）に事業に従事した者の性別、家族・雇用の別、労働時間について記入してください。なお、年齢は期末（12月31日）時点の年齢を記入してください。</p> <p>(1)家族・常用雇用者労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主</li> <li>・従事者①～⑮</li> </ul> <p>(2)臨時雇用者労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数（人）</li> <li>・農業労働時間（、農作業受託労働時間）（時間）</li> <li>・農業生産関連事業労働時間（時間）</li> </ul> <p>【11】指定品目に係る労働の概要（指定品目がある方のみ記入してください。）</p> <p>1 家族・雇用者別労働時間 指定品目について、農作業に係る労働時間を男女別・労働区分別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族</li> <li>・雇用者</li> </ul>
選択肢	<p>【1】男 女</p> <p>【10】(1)男 女</p> <p>【10】(2)男 女</p> <p>【11】男 女</p>

## 調査票2:営農類型別経営統計調査票（個人経営体用（基本調査））

設問文	<p>【1】現況（共通項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主 性別</li> </ul> <p>【7】労働の概要</p> <p>1年間（決算期間）に事業に従事した者の性別、家族・雇用の別、労働時間について記入してください。なお、年齢は期末（12月31日）時点の年齢を記入してください。</p> <p>(1)家族・常用雇用者労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主</li> <li>・従事者①～⑮</li> </ul> <p>(2)臨時雇用者労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数（人）</li> <li>・農業労働時間（、農作業受託労働時間）（時間）</li> <li>・農業生産関連事業労働時間（時間）</li> </ul>
選択肢	<p>【1】男 女</p> <p>【7】(1)男 女</p> <p>【7】(2)男 女</p>

## 調査票3:営農類型別経営統計調査票（法人経営体用）

設問文	<p>【1】現況（共通項目）</p> <p>6 経営主 性別</p> <p>【6】給与の状況 1年間（決算期間）に支給した給与と関連する情報について、次の表に記入してください。</p> <p>1 給与の支給総額を、雇用形態別・男女別に記入してください。なお、従事分量配当として事業従事者に支払った場合も給与に含めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給役員（万円）</li> <li>・常用雇用者（万円） 正社員・正職員、その他</li> <li>・臨時雇用者（万円）</li> </ul> <p>2 決算日時点の有給役員の平均年齢について、男女別に記入してください。</p> <p>有給役員の平均年齢（歳）</p> <p>【12】労働の概要</p> <p>1 事業従事者の数 1年間（決算期間）の事業従事者について、男女別に雇用形態別、構成員の別に実人数で記入してください。また、事業従事者のうち農業従事者について男女別・年齢別日数階層別に記入してください。</p> <p>(1)雇用形態別の事業従事者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給役員 事業従事者（、うち農業従事者）</li> <li>・常用雇用者 正社員・正職員（、うち農業従事者）、その他（、うち農業従事者）、うち7か月以上（、うち農業従事者）</li> <li>・臨時雇用者（、うち農業従事者）</li> </ul> <p>(2)構成員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員 事業従事者（、うち農業従事者）</li> </ul> <p>(3)農業従事者の年齢別日数別従事者数（臨時雇用者を除く。） ※35歳未満、35～44、45～49、50～59、60～64、65～69、70歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に従事した日数別(人) 60日未満、60～150日、150日以上</li> </ul> <p>2 作業別・年齢別の労働時間 事業従事者の1年間（決算期間）の作業別の労働時間を男女別に雇用形態別、経営主、構成員の別に記入してください。また、農業労働時間について雇用形態別の労働時間を男女別・年齢階層別に記入してください。</p> <p>(1)雇用形態別の作業別労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間計（時間）</li> <li>農業（農畜産物の生産、販売・一般管理、受託）</li> <li>農業生産関連事業</li> </ul> <p>以上について、有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、その他、うち7か月以上）、臨時雇用者</p> <p>(2)経営主、構成員の作業別労働時間 ※「経営主」は男女別の把握なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間計（時間）</li> <li>農業（農畜産物の生産、販売・一般管理、受託）</li> <li>農業生産関連事業</li> </ul> <p>以上について、経営主、構成員</p> <p>(3)雇用形態別の年齢別農業労働時間 ※35歳未満、35～44、45～49、50～59、60～64、65～69、70歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給役員（時間）</li> <li>・常用雇用者（時間）（、うち7か月以上雇用者）</li> </ul>
選択肢	<p>【1】6 男女</p> <p>【6】1 男女</p> <p>【6】2 男女</p> <p>【12】1(1)男女</p> <p>【12】1(2)男女</p> <p>【12】1(3)男女</p> <p>【12】2(1)男女</p> <p>【12】2(2)男女</p> <p>【12】2(3)男女</p>

## 調査票4:農産物生産費（個別経営体）調査票

設問文	<p>【1】経営の概況</p> <p>2 世帯員数と農業就業者数等 世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員、家族</li> <li>・農業就業者、150日以上</li> <li>・農業年雇</li> </ul> <p>【12】作業別労働時間</p> <p>1 家族労働時間 人別・作業別に労働時間を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子予措</li> <li>・育苗</li> <li>・耕起整地</li> <li>・基肥</li> <li>・直まき</li> <li>・田植</li> <li>・追肥</li> <li>・除草</li> <li>・管理</li> <li>・防除</li> <li>・刈取脱穀</li> <li>・乾燥</li> <li>・生産管理</li> <li>・間接労働</li> </ul> <p>—以上について、人別に労働時間</p> <p>2 雇用労働時間 雇用者の男女別・作業別に労働時間を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子予措</li> <li>・育苗</li> <li>・耕起整地</li> <li>・基肥</li> <li>・直まき</li> <li>・田植</li> <li>・追肥</li> <li>・除草</li> <li>・管理</li> <li>・防除</li> <li>・刈取脱穀</li> <li>・乾燥</li> <li>・生産管理</li> <li>・間接労働</li> </ul> <p>—以上について、雇用労働時間</p> <p>4 支払賃金 当年産の食用米生産のために雇用者に支払った労賃（現物支給も含む。）を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払賃金（円）</li> <li>・食用米負担割合（％）</li> </ul>
選択肢	<p>【1】2 男 女</p> <p>【12】1 男 女</p> <p>【12】2 男 女</p> <p>【12】4 男 女</p>

## 調査票5:畜産物生産費統計 牛乳生産費統計調査票

設問文	<p>【1】経営の概況</p> <p>2 世帯員数と農業就業者数等 世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員、家族</li> <li>・農業就業者、150日以上</li> <li>・農業年雇</li> </ul> <p>【12】作業別労働時間</p> <p>1 酪農に関する定型作業 農業従事者ごとに、上段に1日当たりの平均作業時間を記入し、下段に1年間の従事日数を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>2 酪農に関する1以外の作業 「作業名」欄の（ ）に具体的な作業名を記入した上で、農業従事者ごとに年間の作業時間を記入してください。ここでは、集会出席・技術習得・簿記記帳等の生産管理の時間、自給飼料（牧草等）の生産、建物・自動車・農機具の修繕の作業時間等を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>3 支払賃金 雇用者（ヘルパー、研修生等）に支払った賃金（現物支給も含む。）を男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額（円）</li> <li>・負担割合（%） 調査対象畜、自給牧草</li> </ul>
選択肢	<p>【1】2 男 女</p> <p>【12】1 男 女</p> <p>          2 男 女</p> <p>          3 男 女</p>

## 調査票6:畜産物生産費統計 子牛生産費統計調査

設問文	<p>【1】経営の概況</p> <p>2 世帯員数と農業就業者数等 世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員、家族</li> <li>・農業就業者、150日以上</li> <li>・農業年雇</li> </ul> <p>【12】作業別労働時間</p> <p>1 調査対象畜に関する定型作業 農業従事者ごとに、上段に1日当たりの平均作業時間を記入し、下段に1年間の従事日数を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>2 調査対象畜に関する1以外の作業 「作業名」欄の（ ）に具体的な作業名を記入した上で、農業従事者ごとに年間の作業時間を記入してください。ここでは、集会出席・技術習得・簿記記帳等の生産管理の時間、自給飼料（牧草等）の生産、建物・自動車・農機具の修繕の作業時間等を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>3 支払賃金 雇用者に支払った賃金（現物支給も含む。）を男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額（円）</li> <li>・負担割合（%） 調査対象畜、自給牧草</li> </ul>
選択肢	<p>【1】2 男 女</p> <p>【12】1 男 女</p> <p>          2 男 女</p> <p>          3 男 女</p>

## 調査票7:畜産物生産費統計 育成牛・肥育牛生産費統計調査票

設問文	<p>【1】経営の概況</p> <p>2 世帯員数と農業就業者数等 世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員、家族</li> <li>・農業就業者、150日以上</li> <li>・農業年雇</li> </ul> <p>【12】作業別労働時間</p> <p>1 調査対象畜に関する定型作業 農業従事者ごとに、上段に1日当たりの平均作業時間を記入し、下段に1年間の従事日数を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>2 調査対象畜に関する1以外の作業 「作業名」欄の（ ）に具体的な作業名を記入した上で、農業従事者ごとに年間の作業時間を記入してください。ここでは、集会出席・技術習得・簿記記帳等の生産管理の時間、自給飼料（牧草等）の生産、建物・自動車・農機具の修繕の作業時間等を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>3 支払賃金 雇用者に支払った賃金（現物支給も含む。）を男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額（円）</li> <li>・負担割合（%） 調査対象畜、自給牧草</li> </ul>
選択肢	<p>【1】2 男 女</p> <p>【12】1 男 女</p> <p>          2 男 女</p> <p>          3 男 女</p>

## 調査票8:畜産物生産費統計 肥育豚生産費統計調査票

設問文	<p>【1】経営の概況</p> <p>2 世帯員数と農業就業者数等 世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員、家族</li> <li>・農業就業者、150日以上</li> <li>・農業年雇</li> </ul> <p>【12】作業別労働時間</p> <p>1 調査対象畜の生産に関する定型作業 農業従事者ごとに、上段に1日当たりの平均作業時間を記入し、下段に1年間の従事日数を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>2 調査対象畜の生産に関する1以外の作業 「作業名」欄の（ ）に具体的な作業名を記入した上で、農業従事者ごとに年間の作業時間を記入してください。ここでは、集会出席・技術習得・簿記記帳等の生産管理の時間、自給飼料の生産のための作業時間等を記入してください。</p> <p>性別</p> <p>3 支払賃金 雇用者に支払った賃金（現物支給も含む。）を男女別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額（円）</li> <li>・調査対象畜負担割合（％）</li> </ul>
選択肢	<p>【1】2 男 女</p> <p>【12】1 男 女</p> <p>【12】2 男 女</p> <p>【12】3 男 女</p>

③-5

政府統計コード00500209

統計名	農林業センサス
機関名	農林水産省
調査客体	【農林業経営体調査】農林業経営体 【農山村地域調査】市区町村、農業集落
調査方法	調査員調査、郵送調査、オンライン調査
調査目的	本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農林業構造統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、5年ごとに実施しており、全ての農林業経営体等を対象に農林業経営体数、農業従事者数、経営耕地面積、作付面積・家畜の飼養頭数等を調査する農林業経営体調査と、全国の農業集落を対象に地域住民の活動等を調査する農山村地域調査があります。 本調査結果は、全国、都道府県、市区町村等別に提供しており、国や地方公共団体の農林業施策や地域活性化の推進に活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	・農林業経営体調査 ・農山村地域調査（市区町村用） ・農山村地域調査（農業集落用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html#12">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html#12</a>
調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・農山村地域調査（市区町村用） ・農山村地域調査（農業集落用） ※人数を把握する項目なし
<b>調査票1:農林業経営体調査票</b>	
設問文	<p>【2】農業経営の労働力 個人経営の方のみ記入してください。</p> <p>1 個人経営内部の労働力 (1) 世帯員の人数を記入してください。 ・世帯員の数 ・そのうち、満14歳以下の世帯員の数（平成17年2月1日以降に生まれた方） (2) 満15歳以上の世帯員（平成17年1月31日以前に生まれた方）について記入してください。 ②性別 経営主、世帯員1、世帯員2、世帯員3、世帯員4、世帯員5、世帯員6、世帯員7 団体経営の方（経営を法人化している農家・林家を含む）のみ記入してください。</p> <p>2 団体経営内部の労働力 (1)経営主と役員（代理を委任された者を含む）・構成員のうち過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日以上の方について、記入してください。 ①性別 経営主、1…7 (2)(1)に記入した方以外で、過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日未満の方について、実人数を記入してください。</p> <p>4 常雇い 過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。 ・①性別 1…4 ・農業 従事日数の合計（人日） ・農業生産関連事業 従事日数の合計（人日）</p> <p>5 臨時雇い 過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人（手伝いなどを含みます。）について、実人数と男女別に従事した日数の合計を記入してください。 ・農業 実人数（人）、従事日数の合計（人日） ・農業生産関連事業 実人数（人）、従事日数の合計（人日） ・過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために1か月以上の契約で雇った人について、実人数を記入してください。 ・農業 実人数（人） ・農業生産関連事業 実人数（人）</p>
選択肢	<p>【2】1(1)男 女 【2】1(2)男 女 【2】2(1)男 女 【2】2(2)男 女 【2】4①男 女 従事日数の合計 男 女 【2】5 実人数 男 女 従事日数の合計 男 女 実人数 男 女</p>

③-6

政府統計コード00500210

統計名	漁業センサス
機関名	農林水産省
調査客体	【海面漁業調査 漁業経営体調査票】海面漁業を営んだ漁業経営体 【海面漁業調査 海面漁業地域調査票】漁業協同組合（内水面組合を除く。） 【内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票】内水面漁業を営んだ漁業経営体 【内水面漁業調査 内水面漁業地域調査票】内水面組合 【流通加工調査 魚市場調査票】魚市場 【流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票】水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所
調査方法	調査員調査、郵送調査、オンライン調査、その他（地方農政局等の職員による調査）
調査目的	本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、漁業構造統計（法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、5 年ごとに実施しており、全ての漁業経営体等を対象に調査しています。 本調査結果は、漁業経営体数、漁業就業者数、魚市場数、冷凍・冷蔵、水産加工場数等を全国、都道府県、市区町村別等に提供しており、国や地方公共団体の水産業施策や地域活性化の推進に活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	・漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） ・漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） ・海面漁業地域調査票 ・内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） ・内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） ・内水面漁業地域調査票 ・魚市場調査票 ・冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2023fc/cyousahyou.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2023fc/cyousahyou.html</a>
調査票の種類数	8 種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<5種類>
男女の別欄のない調査票	・海面漁業地域調査票 ・内水面漁業地域調査票 ・魚市場調査票 ※人に関する設問 【海面漁業地域調査票】 2 過去 1 年間に当該漁業地区で漁業協同組合の本所・支所が実施した他の地域との交流活動について、次の取組への参加人数をそれぞれ記入してください。なお、取組を実施する側の人数は、参加人数には含めずに記入してください。漁業体験、魚食普及活動、その他の交流活動 3 漁業協同組合が運営する水産物直売所のうち、当該漁業地区の施設数とそれら施設の過去 1 年間の利用者数（来場者数）を記入してください。 【内水面漁業地域調査票】 1 11月1日現在の漁業協同組合の正・准組合員数を記入してください。 5(1)過去 1 年間に漁業協同組合が実施した他の地域との交流活動の取組について、次の取組への参加人数をそれぞれ記入してください。なお、取組を実施する側の人数は、参加人数には含めずに記入してください。 5(2)漁業協同組合が運営する水産物直売所の施設数およびそれら施設の過去 1 年間の利用者数（来場者数）について記入してください。直売所施設数・年間利用者数 【魚市場調査票】 なし

調査票1:漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

<p>設問文</p>	<p>Ⅱ世帯について                      1 過去1年間に漁業を行った満15歳以上の世帯員（11月1日現在）をすべて記入してください。なお、漁業を行っていない世帯員や14歳以下の世帯員の記入は不要です。                      ②性別                      2 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。                      ①すべての世帯員、②うち、満14歳以下の世帯員                      Ⅲ自家漁業に雇った人について                      1 海上作業に雇った人数                      (2)海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。                      ・15～19歳                      ・20～24歳                      ・25～29歳                      ・30～34歳                      ・35～39歳                      ・40～44歳                      ・45～49歳                      ・50～54歳                      ・55～59歳                      ・60～64歳                      ・65～69歳                      ・70～74歳                      ・75歳以上                      ・合計                      2 陸上作業に雇った人数 過去1年間の漁業の陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。なお、世帯員の方は含めません。</p>
<p>選択肢</p>	<p>Ⅱ1② 男 女                      Ⅱ2①② 男 女                      Ⅲ1(2)男 女                      Ⅲ2 男 女</p>

調査票2:漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

<p>設問文</p>	<p>Ⅱ漁業の従事者について                      1 過去1年間に管理業務を含む漁業に従事した経営主、役員であり、海上作業又は陸上作業において責任がある人について記入してください。                      ⑧性別                      2 海上作業に雇った人(1に記入した人を除く。)                      (2)海上作業に雇っている日本人のうち、漁ろう長、船長、機関長、養殖場長の役職につく者について記入してください。                      ⑤性別                      (3)海上作業に雇っている日本人のうち(2)の役職につく者を除いた人の中で、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。                      ・15～19歳                      ・20～24歳                      ・25～29歳                      ・30～34歳                      ・35～39歳                      ・40～44歳                      ・45～49歳                      ・50～54歳                      ・55～59歳                      ・60～64歳                      ・65～69歳                      ・70～74歳                      ・75歳以上                      ・合計                      3 陸上作業に雇った人(1に記入した人を除く。) 過去1年間の漁業の陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。</p>
<p>選択肢</p>	<p>Ⅱ1⑧ 男 女                      Ⅱ2(2)⑤ 男 女                      Ⅱ2(3) 男 女                      Ⅱ3 男 女</p>

調査票3:内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

<p>設問文</p>	<p>I【すべての方が対象】</p> <p>1 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。 ①すべての世帯員、②うち、満14歳以下の世帯員</p> <p>2 過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）に漁業を行った満15歳以上の世帯員（11月1日現在）をすべて記入してください。なお、漁業を行っていない世帯員や14歳以下の世帯員の記入は不要です。</p> <p>②性別</p> <p>II 湖沼漁業について</p> <p>2 過去1年間で、湖上作業に雇った人の人数を年齢別に記入してください。なお、世帯員の方は含めません。また、雇った人がいない場合は、「湖上作業に雇った人はいない」を選んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15～19歳</li> <li>・20～24歳</li> <li>・25～29歳</li> <li>・30～34歳</li> <li>・35～39歳</li> <li>・40～44歳</li> <li>・45～49歳</li> <li>・50～54歳</li> <li>・55～59歳</li> <li>・60～64歳</li> <li>・65～69歳</li> <li>・70～74歳</li> <li>・75歳以上</li> <li>・合計</li> </ul> <p>III 養殖業について</p> <p>1 過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）に養殖業に雇った人を年齢別に記入してください。なお、世帯員の方は含めません。また、雇った人がいない場合は、「養殖業に雇った人はいない」を選んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15～19歳</li> <li>・20～24歳</li> <li>・25～29歳</li> <li>・30～34歳</li> <li>・35～39歳</li> <li>・40～44歳</li> <li>・45～49歳</li> <li>・50～54歳</li> <li>・55～59歳</li> <li>・60～64歳</li> <li>・65～69歳</li> <li>・70～74歳</li> <li>・75歳以上</li> <li>・合計</li> </ul>
<p>選択肢</p>	<p>I1①② 男 女</p> <p>I2② 男 女</p> <p>II 2 男 女</p> <p>III 1 男 女</p>

調査票4:内水面漁業経営体調査票II（団体経営体用）

設問文	<p>II 湖沼漁業について</p> <p>2 過去1年間の湖上作業の従事者の人数を年齢別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15～19歳</li> <li>・20～24歳</li> <li>・25～29歳</li> <li>・30～34歳</li> <li>・35～39歳</li> <li>・40～44歳</li> <li>・45～49歳</li> <li>・50～54歳</li> <li>・55～59歳</li> <li>・60～64歳</li> <li>・65～69歳</li> <li>・70～74歳</li> <li>・75歳以上</li> <li>・合計</li> </ul> <p>III 養殖業について</p> <p>1 過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の養殖業の従事者を年齢別に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15～19歳</li> <li>・20～24歳</li> <li>・25～29歳</li> <li>・30～34歳</li> <li>・35～39歳</li> <li>・40～44歳</li> <li>・45～49歳</li> <li>・50～54歳</li> <li>・55～59歳</li> <li>・60～64歳</li> <li>・65～69歳</li> <li>・70～74歳</li> <li>・75歳以上</li> <li>・合計</li> </ul>
選択肢	<p>II 2 男 女</p> <p>III 1 男 女</p>

調査票5:冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

設問文	<p>II 事業所の概要について</p> <p>2 令和5年11月1日現在の従業者数を記入して下さい。経営者（事業主）や家族従事者も含めて、全員の人数を男女別に記入して下さい。なお、外国人の人数は、雇用契約を結んでいる人だけを数えます。男女別人数にも含めて記入し、さらに「うち、外国人」欄にも記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時従業者、うち雇用者</li> <li>・その他の従業者</li> </ul>
選択肢	<p>男 女</p>

③-7

政府統計コード00600280

統計名	港湾調査
機関名	国土交通省
調査客体	調査の対象は以下に掲げる全国の港湾です。（全数調査）港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則において甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾（令和2年以降） 甲種港湾 166港 乙種港湾 512港
調査方法	国土交通省－都道府県－（調査員）－報告者 郵送、オンライン（電子メール、政府統計共同利用システム、サイバーポート）、調査員
調査目的	港湾調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である港湾統計を作成するための調査）として、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として調査を行っています。
概要	港湾調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とした港湾に関する唯一の基幹統計調査であり、入港船舶、海上出入貨物、コンテナ個数等のデータを公表しています。 港湾調査の結果である港湾統計は、港湾管理者等において策定される港湾計画の将来貨物量推計等に利用される他、港湾の経済効果分析や、各種物流関連施策等の基礎資料として、官民を問わず各方面で活用されています。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	基幹統計
調査票	・第1号様式（甲種港湾調査票） ・第2号様式（乙種港湾調査票） <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001274558.xls">https://www.mlit.go.jp/common/001274558.xls</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001274559.xls">https://www.mlit.go.jp/common/001274559.xls</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<甲種港湾調査票> 船舶乗降人員（乗込人員、上陸人員） <乙種港湾調査票> 2 船舶乗降人員 外国航路（乗込人員、上陸人員） 内国航路（乗込人員、上陸人員）	

③-8

政府統計コード00600330

統計名	自動車輸送統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>&lt;調査対象の範囲&gt;</p> <p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車（道路運送車両法第3条）のうち、国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施しています。なお、貨物自家用自動車のうち軽自動車及び旅客自家用自動車並びに一般の輸送の用に供さない以下の自動車については、調査から除外しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車以外の自動車については、登録を受けない自動車</li> <li>・軽自動車については、検査対象外自動車</li> <li>・駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車</li> <li>・被けん引車</li> <li>・一般の輸送に従事しない特種用途車（消防車、パトカー等）</li> <li>・二輪車</li> </ul> <p>全数バス調査については、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業（道路運送法第3条）を営む全ての事業所を対象に調査を実施しています。</p> <p>なお、調査対象の自動車及び事業所であっても、工場構内、駅構内のみの輸送等、公道を使用しない輸送は調査に含まれません。</p> <p>&lt;調査対象数&gt;</p> <p>（1）第1号様式（貨物営業用） 約9,800両（1、4、7、10月） 約4,900両（上記以外の月）（母集団数約：143万両）</p> <p>（2）第2号様式（貨物自家用） 約9,700両（母集団数：約631万両）</p> <p>（3）第3号様式（全数バス） 約4,400事業所（全数調査）</p> <p>（4）第3号様式の2（旅客営業用（一般乗合・高速乗合）） 約1,000両（母集団数：約900事業所）</p> <p>（5）第3号様式の3（旅客営業用（貸切）） 約900両（母集団数：約3,900事業所）</p> <p>（6）第4号様式（旅客営業用（乗用）） 約500両（母集団数：約23万両）</p>
調査方法	<p>&lt;調査周期&gt;</p> <p>毎月</p> <p>&lt;調査期間&gt;</p> <p>（1）第1号様式（貨物営業用） 7日間/月を2回（前期調査月（1、4、7、10月）及び後期調査月（前期調査月以外））</p> <p>（2）第2号様式（貨物自家用） 7日間/月</p> <p>（3）第3号様式（全数バス） 1か月間</p> <p>（4）第3号様式の2（旅客営業用（一般乗合・高速乗合）） 3日間/月</p> <p>（5）第3号様式の3（旅客営業用（貸切）） 3日間/月</p> <p>（6）第4号様式（旅客営業用（乗用）） 3日間/月</p> <p>&lt;調査経路&gt;</p> <p>国土交通省－民間事業者－報告者</p> <p>&lt;調査票の配布時期・方法&gt;</p> <p>調査開始1週間前頃に郵送にて配布されます。</p> <p>&lt;調査票の提出期限・方法&gt;</p> <p>調査期間満了後15日以内に、郵送又はオンラインにて提出するよう求めています。</p> <p>オンラインによる調査票の提出についてはこちらを参照してください。</p> <p>なお、調査票提出期限までに提出がない報告者には、当省が外部委託している民間事業者を通じて郵便又は電話にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。</p>
調査目的	自動車輸送統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である自動車輸送統計を作成するための調査）として、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量・走行量等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。
概要	<p>自動車輸送統計調査は、国内で輸送活動を行う自動車を対象とする統計調査で、国の重要な統計調査として毎月実施しています。</p> <p>自動車輸送統計調査から得られる輸送量等は、国や地方公共団体の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料の作成等に役立てられています。</p> <p>自動車輸送統計調査では、輸送トン数（輸送人員）、輸送トンキロ（輸送人キロ）等の調査結果を、全国、地方運輸局別、6大都市圏別の区分で提供しています。</p>

統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	基幹統計
調査票	<a href="https://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya.html#%E2%96%A0%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AE%E7%9B%AE%E7%9A%84">https://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya.html#%E2%96%A0%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AE%E7%9B%AE%E7%9A%84</a>
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考：人に関する設問	
<p>&lt;第3号 旅客営業用（全数調査票）&gt; ※一般乗合運行、高速乗合運行、貸切運行、特定運行ごとに ・輸送人員（合計） ※一般乗合運行は、「うち輸送人員（定期）」「うち輸送人員（定期外）」あり &lt;第3号様式の2 旅客営業用（一般乗合・高速乗合）&gt; ・一日の延輸送人員 &lt;第3号様式の3 旅客営業用（貸切）&gt; &lt;第4号様式 旅客営業用（乗用）&gt; ・輸送人員</p>	

統計名	作物統計調査
機関名	農林水産省
調査客 体	<p>○面積調査</p> <p>1.耕地面積調査：田耕地及び畑耕地</p> <p>2.作付面積調査</p> <p>（1）水稲：水稲の栽培に供された耕地</p> <p>（2）水稲以外の調査対象作物：調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体等を対象とする。</p> <p>○作況調査（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）</p> <p>1.水稲：水稲が栽培されている耕地</p> <p>2.茶：荒茶工場</p> <p>3.てんさい：日本ビート糖業協会</p> <p>4.さとうきび：全ての製糖会社、製糖工場等。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場の実績が把握できる場合には、製糖工場を調査対象とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。</p> <p>5.陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ及び飼料作物：調査対象作物を取り扱っている全ての農業協同組合等の関係団体。また、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、併せて標本経営体調査を実施することとし（注）、直近の農林業センサスにおいて、調査対象作物を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体（飼料作物については、飼料作物等を作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体）の中から作付面積の規模に比例した確率比例抽出や系統抽出により、調査対象経営体を抽出する。</p> <p>○作況調査（果樹）：6年ごとに実施する全国調査においては、全ての都道府県を調査の範囲とし、全国調査年以外の年においては、主産県（調査対象品目ごとに、面積調査の直近の全国調査年の調査結果に基づき、全国の栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、果樹共済事業を実施する都道府県）を調査の範囲とし、当該都道府県に所在する農協等の関係団体及び農林業経営体を調査の対象とする。なお、パインアップルは、沖縄県のみを調査の範囲としている。</p> <p>○作況調査（野菜）：作付面積調査は3年、収穫量調査は6年ごとに実施する全国調査においては、すべての都道府県を調査の範囲とし、全国調査年以外の年においては、主産県（調査対象品目ごとに、直近の全国調査年における作付面積の全国値のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、野菜指定産地に指定された区域を含む都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）を調査の範囲とし、当該都道府県に所在する農協等の関係団体及び農林業+ C5体を調査の対象とする。</p> <p>○作況調査（花き）：全国調査年（作付面積調査にあっては3年ごと、収穫量調査にあっては6年ごと）においては、全ての都道府県を調査の範囲とし、全国調査年以外の年においては、主産県（調査対象品目ごとに、面積調査の直近の全国調査年の調査結果に基づき、全国の作付（収穫）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県）を調査の範囲とし、当該都道府県に所在する農協等の関係団体及び農林業経営体を調査の対象とする。</p>
調査方法	<p>○面積調査</p> <p>調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行う。</p> <p>1.耕地面積調査及び水稲の作付面積調査</p> <p>抽出（選定）方法により母集団から抽出した標本単位区内の全ての筆について、職員又は統計調査員により1筆ごとに現況地目、耕地の境界及び作付けの状況を確認する。</p> <p>また、遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集によって把握している。</p> <p>2.耕地の拡張及びかい廃面積</p> <p>職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集によって把握している。</p> <p>3.陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、えん麦（緑肥用）、果樹、茶、てんさい及びさとうきびの作付（栽培）面積調査</p> <p>（1）てんさい：日本ビート糖業協会に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行う。</p> <p>（2）さとうきび：製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行う。</p> <p>（3）（1）及び（2）以外の作物：調査対象作物を取り扱っている全ての関係団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により把握する。</p> <p>○作況調査（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）</p> <p>調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行う。</p> <p>1.水稲：地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査。作況標本筆の対角線上の3か所を系統抽出法により調査箇所を選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査による。</p> <p>2.茶、てんさい、さとうきび：調査対象に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行う。</p> <p>3.陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ及び飼料作物：関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行う。</p> <p>○作況調査（果樹）：調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行う。</p> <p>関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行っている。</p> <p>○作況調査（野菜）：調査は、農林水産省－地方農政局等－報告者の調査系統で実施する。関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行っている。</p> <p>○作況調査（花き）：調査は、農林水産省－地方農政局等－報告者の調査系統で実施する。関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行っている。</p>

<p>調査目的</p>	<p>○面積調査：農業の生産基盤である耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としている。</p> <p>○作況調査（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）：作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の策定及び達成状況の検証、経営所得安定対策の交付金算定、作物の生産振興に資する各種事業の推進、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業の適切な運営等のための農政の基礎資料を整備することを目的とする。</p> <p>○作況調査（果樹）：作物統計調査の収穫量調査として実施したものであり、果樹の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における果実の生産努力目標の策定及びその達成状況の検証、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済事業の適切な運営等のための資料を整備することを目的とする。</p> <p>○作況調査（野菜）：作物統計調査の作付面積調査及び収穫量調査の野菜調査として実施したものであり、野菜の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における野菜の生産努力目標の策定及び達成状況の検証、野菜の生産振興に資する各種事業の推進、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく畑作物共済事業の共済金額の算定のための資料を整備することを目的とする。</p> <p>○作況調査（花き）：作物統計調査の作付面積調査及び作況調査の花き調査として実施したものであり、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を明らかにし、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）に基づき策定された「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」において推進される各種対策のための資料を整備することを目的とする。</p> <p>○被害調査</p> <p>1.被害応急調査：農作物に重大な被害が発生した場合に、地方交付税のうち特別交付税の算定、天災融資法等の適用、その他災害対策の企画・立案、実施等の資料を速やかに作成することを目的とする。</p> <p>2.共済減収調査：農業共済制度における損害の額の認定審査、その他災害対策の企画・立案、実施等の資料を作成することを目的とする。</p>
<p>概要</p>	<p>本調査は、毎年、耕地の状況、収穫量等を調査し、耕地面積、農作物の作付面積、収穫量、被害面積・被害量等を、全国、都道府県（主産県）別等に提供しています。</p> <p>○面積調査：耕地面積及び各作物の作付（栽培）面積</p> <p>○作況調査（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）：水稻の作柄概況、予想収穫量及び水陸稲、麦類、大豆、そば、工芸農作物等の作付面積、収穫量（全国農業地域、都道府県別等）</p> <p>○作況調査（果樹）：果樹（14品目）の結果樹面積、収穫量、出荷量（全国・主産県別）</p> <p>○作況調査（野菜）：野菜（41品目）の作付面積、収穫量、出荷量（全国・主産県別）</p> <p>○作況調査（花き）：花き（切り花類、球根類、鉢もの類、花壇用苗もの類）の作付（収穫）面積、出荷量（全国・主産県別）</p>
<p>統計分野（大分類）</p>	<p>農林水産業</p>
<p>統計の種類</p>	<p>基幹統計</p>

調査票	<p>○面積調査 ※8種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積調査実測調査票 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-18.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-18.pdf</a></li> <li>・作付面積調査調査票（団体用）（果樹及び茶用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-23.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-23.pdf</a></li> <li>・作付面積調査調査票（団体用）（大豆（乾燥子実）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-21.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-21.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（陸稲用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-24.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-24.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（麦類（子実用）） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-26.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-26.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば、なたね（子実用）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-25.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-25.pdf</a></li> <li>・畑作物収穫量調査調査票（団体用）（てんさい用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-22.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-22.pdf</a></li> <li>・畑作物収穫量調査調査票（団体用）（さとうきび用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-27.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/attach/pdf/index-27.pdf</a></li> </ul> <p>○作況調査（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物） ※11種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作柄概況・（予想）収穫量調査水稲作況標本（基準）筆調査票 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（陸稲用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-27.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-27.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（麦類（子実用）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-23.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-23.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば、なたね（子実用）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-28.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-28.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（てんさい用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-31.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-31.pdf</a></li> <li>・畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）（さとうきび用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-24.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-24.pdf</a></li> <li>・畑作物収穫量調査調査票（団体用）（大豆（乾燥子実）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-25.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-25.pdf</a></li> <li>・茶収穫量調査調査票（団体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-29.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-29.pdf</a></li> <li>・畑作物収穫量調査調査票（経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-26.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-26.pdf</a></li> <li>・飼料作物収穫量調査調査票（経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-32.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-32.pdf</a></li> <li>・畑作物収穫量調査調査票（経営体用）（なたね（子実用）用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-30.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/attach/pdf/index-30.pdf</a></li> </ul> <p>○作況調査（果樹） ※2種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹収穫量調査調査票（団体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf</a></li> <li>・果樹収穫量調査調査票（経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/attach/pdf/index-6.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/attach/pdf/index-6.pdf</a></li> </ul> <p>○作況調査（野菜） ※5種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜収穫量調査調査票（団体用）春植えばれいしょ用 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-11.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-11.pdf</a></li> <li>・野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-14.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-14.pdf</a></li> <li>・野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）指定産地（市町村）用 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-12.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-12.pdf</a></li> <li>・野菜収穫量調査調査票（経営体用）春植えばれいしょ用 <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-15.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-15.pdf</a></li> <li>・野菜収穫量調査調査票（経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-13.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/attach/pdf/index-13.pdf</a></li> </ul> <p>○作況調査（花き） ※2種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf</a></li> <li>・花き出荷量調査調査票（経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/attach/pdf/index-5.pdf</a></li> </ul>
-----	---

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

③-10

政府統計コード00500216

統計名	海面漁業生産統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	海面に沿う市区町村及び漁業法第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある水揚機関及び海面漁業経営体を対象
調査方法	調査は、農林水産省－地方農政局等－（統計調査員）－報告者の系統で実施している。 水揚機関 （1）統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告の方法又はオンライン調査の方法 （2）統計調査員が水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法 （3）統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法 漁業経営体 地方農政局等の職員が、調査票を郵送により配布又は電磁的記録を配布し、収集する自計調査の方法又はオンライン調査の方法 一括調査 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告又はオンライン調査の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法
調査目的	海面漁業生産統計調査は、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、毎年、海面における漁業生産の状況を調査し、漁業種類別、魚種別の漁獲量、養殖の収獲量等を、全国、都道府県別、市町村別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	基幹統計
調査票	海面漁業漁獲統計調査 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-2.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-2.pdf</a> 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-1.pdf</a> 海面養殖業収獲統計調査 海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-4.pdf</a> 海面養殖業収獲統計調査票（一括調査用） <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/attach/pdf/index-3.pdf</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

③-11

政府統計コード00600120

統計名	建築着工統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に係る建築物 届出が行われた建築物（全数調査） ※令和4年度実績：539,771棟
調査方法	国土交通省へ送付することにより回答してください。
調査目的	建築動態統計調査は、「建築着工統計調査」と「建築物滅失統計調査」からなっており、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的としています。
概要	建築着工統計調査は、建築基準法第15条第1項の規定により届出が義務づけられている建築物を対象とする統計調査で、毎月調査結果を公表しています。調査から得られる全国の建築物の動態は、国や地方公共団体の施策の基礎資料となるばかりでなく、民間でも業界団体、金融機関、各種研究機関等で動態分析などに広く利用されています。 建築着工統計調査では、建築物の着工状況について建築主別の建築物の数、床面積の合計、工事費予定額などの結果を、全国、都道府県、市区町村の地域で提供しています。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	基幹統計
調査票	建築着工統計調査票 <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001612307.pdf">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001612307.pdf</a>
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし

調査票なし-1

政府統計コード00100409

統計名	国民経済計算
機関名	内閣府
調査客体	-
調査方法	各種の基礎統計を利用して推計する加工統計
調査目的	国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準(SNA)に準拠しつつ国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成される。
概要	国民経済計算は「四半期別GDP速報」と「国民経済計算年次推計」の2つからなっており、「四半期別GDP速報」は速報性を重視し、GDPをはじめとする支出側系列等を、年に8回四半期別に作成・公表している。「国民経済計算年次推計」は、生産・分配・支出・資本蓄積といったフロー面や、資産・負債といったストック面も含めて、年に1回作成・公表している。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	調査票なし <a href="https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html">https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html</a>
備考	
国民経済計算は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。	

調査票なし-2

政府統計コード00450437

統計名	社会保障費用統計
機関名	厚生労働省
調査客体	-
調査方法	各制度に係る決算等情報を用いて作成
調査目的	我が国における年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの社会保障制度に係る1年間の支出（国民に対する金銭・サービスの給付）等を取りまとめることにより、国の社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにし、社会保障政策や財政等を検討する上での資料とすることを目的とする。
概要	<p>社会保障費用統計は、国立社会保障・人口問題研究所が、年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など、社会保障制度に関する1年間の収支を、OECD（経済協力開発機構）基準による「社会支出」とILO（国際労働機関）基準による「社会保障給付費」の2通りで毎年集計し、公表しているものです。</p> <p>社会保障費用統計は、社会保障政策、財政政策等を検討する上での基礎資料として、また、社会保障費用の諸外国との比較を行うための重要な指標として、広く活用されています。</p>
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	基幹統計
調査票	<p>調査票なし（国立社会保障・人口問題研究所）</p> <p><a href="https://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.html">https://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.html</a></p>
備考	
社会保障費用統計は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。	

調査票なし-3

政府統計コード00550300

統計名	鉱工業生産・出荷・在庫指数
機関名	経済産業省
調査客体	生産指数：鉱工業生産活動の全体的な水準の推移を示します。 出荷指数：生産活動によって産出された製品の出荷動向を総合的に表すことにより、鉱工業製品に対する需要動向を観察します。 在庫指数：生産活動によって産出された製品が出荷されずに生産者の段階に残っている在庫の動きを示します。 在庫率指数：在庫とその出荷の比率の推移をみることにより、生産活動により産出された製品の需給状況を示します。
調査方法	生産・出荷指数 生産・出荷指数の採用系列数は408品目です。そのうち経済産業省所管品目は364品目となっており、主に「経済産業省生産動態統計調査」を利用しています。また、他省又は業界団体で作成している統計を利用した所管外品目は、44品目（食料品・たばこ工業の品目や、医薬品、鋼船など）です。 ウェイトは、生産指数は付加価値額ウェイト、出荷指数は出荷額ウェイトを用いており、ともに「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。 在庫指数 在庫指数の採用系列数は291品目で、生産指数よりも少なくなっています。これは受注製品で仕掛品在庫はあっても製品在庫のない品目や把握が困難な品目や、経済産業省所管外品目で生産ないし出荷の実績値が入手可能でも在庫数値が得られない品目などがあるためです。基礎データは、主に「経済産業省生産動態統計調査」を利用しています。 ウェイトは、在庫額ウェイトを用いており、「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。 在庫率指数 在庫率指数の採用系列数は291品目で、生産指数よりも少なくなっています。これは受注製品で仕掛品在庫はあっても製品在庫のない品目や把握が困難な品目や、経済産業省所管外品目で生産ないし出荷の実績値が入手可能でも在庫数値が得られない品目などがあるためです。基礎データは、主に「経済産業省生産動態統計調査」を利用しています。 ウェイトは、在庫額ウェイトを用いており、「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。 在庫率指数 在庫率指数の採用系列は283品目と、在庫指数よりも更に少なくなっています。これは、在庫指数から季節変動が激しい品目を除外しているためです。基礎データは、主に「経済産業省生産動態統計調査」を利用しています。 ウェイトは在庫額ウェイトを用いており、「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。
調査目的	鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷、在庫に係る諸活動、製造工業の設備の稼働状況、各種設備の生産能力の動向の把握を行うことを目的としています。また、速報公表時に同時に公表される製造工業生産予測指数は、生産計画をもとに先行き2か月の動向を把握できます。
概要	鉱工業指数は、我が国の生産、出荷、在庫に関連する諸活動を体系的に捉えるもので、このうち生産指数は鉱工業の生産活動を表す総合的な指標として、経済指標の中では最も重要なもの一つとなっています。また、出荷指数は生産活動によって産出された製品の出荷状況を、在庫指数は生産者に残っている製品在庫の状況を表しており、鉱工業製品に対する需要や生産局面の動向を観察することができます。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	調査票なし <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html</a>
備考	
<p>鉱工業指数は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。</p> <p>鉱工業指数は、以下の系列がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産指数：鉱工業生産活動の全体的な水準の推移を示します</li> <li>・出荷指数：生産活動によって産出された製品の出荷動向を総合的に表すことにより、鉱工業製品に対する需要動向を観察します</li> <li>・在庫指数：生産活動によって産出された製品が出荷されずに生産者の段階に残っている在庫の動きを示します</li> <li>・在庫率指数：在庫とその出荷の比率の推移をみることにより、生産活動により産出された製品の需給状況を示します</li> <li>・生産能力指数：製造工業の生産能力を、操業日数や設備、労働力に一定の基準を設け、これらの条件が標準的な状態で生産可能な最大生産量を能力として定義し、これを指数化したものです</li> <li>・稼働率指数：製造工業の設備の稼働状況を表すために、生産量と生産能力の比から求めた指数です</li> </ul>	

調査票なし-4

政府統計コード00550320

統計名	製造工業生産能力・稼働率指数
機関名	経済産業省
調査客体	生産能力指数：製造工業の生産能力を、操業日数や設備、労働力に一定の基準を設け、これらの条件が標準的な状態で生産可能な最大生産量を能力として定義し、これを指数化したものです。 稼働率指数：製造工業の設備の稼働状況を表すために、生産量と生産能力の比から求めた指数です。
調査方法	生産能力指数 生産能力指数は、主に「経済産業省生産動態統計調査」における品目別生産能力を用います。品目によっては能力調査が困難なものもあるため、鉱工業生産指数と比べ対象品目は限定的です。また所管外品目についてはデータが得られていません。そのため、採用系列数は139品目と、生産指数に比べ少なくなっています。 ウェイトは、鉱工業生産指数に用いる基準年の付加価値額ウェイトを加工して求めた、能力付加価値額ウェイト(品目別単位当たり付加価値額×生産能力量)を用いており、「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。 稼働率指数 稼働率指数は、主に「経済産業省生産動態統計調査」における品目別生産能力と生産量を用います。品目別稼働率における生産量は、原則として生産指数と同様となっていますが、能力測定が困難な一部の品目については、生産とは異なる求め方をしています。なお、品目によっては能力調査が困難なものもあるため、生産指数と比べ対象品目は限定的です。また所管外品目についてはデータが得られていません。そのため、指数採用品目数は生産能力指数と同様に139品目と、生産指数に比べ少なくなっています。 ウェイトは、鉱工業生産指数に用いる基準年の付加価値額ウェイトを加工して求めた、生産実績付加価値額ウェイト(品目別単位当たり付加価値額×生産実績数量)を用いており、「経済センサス-活動調査（基幹統計調査）」等を基礎データとしています。
調査目的	鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷、在庫に係る諸活動、製造工業の設備の稼働状況、各種設備の生産能力の動向の把握を行うことを目的としています。また、速報公表時に同時に公表される製造工業生産予測指数は、生産計画をもとに先行き2か月の動向を把握できます。
概要	生産能力指数は、製造工業の生産能力を、操業日数や設備、労働力に一定の基準を設け、これらの条件が標準的な状態で生産可能な最大生産量を能力として定義し、これを指数化しています。また、稼働率指数は、製造工業の設備の稼働状況を表すために、生産量と生産能力の比から指数化しています。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	調査票なし <a href="https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html">https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html</a>
備考	
<p>鉱工業指数は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。</p> <p>鉱工業指数は、以下の系列がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産指数：鉱工業生産活動の全体的な水準の推移を示します</li> <li>・出荷指数：生産活動によって産出された製品の出荷動向を総合的に表すことにより、鉱工業製品に対する需要動向を観察します</li> <li>・在庫指数：生産活動によって産出された製品が出荷されずに生産者の段階に残っている在庫の動きを示します</li> <li>・在庫率指数：在庫とその出荷の比率の推移をみることにより、生産活動により産出された製品の需給状況を示します</li> <li>・生産能力指数：製造工業の生産能力を、操業日数や設備、労働力に一定の基準を設け、これらの条件が標準的な状態で生産可能な最大生産量を能力として定義し、これを指数化したものです</li> <li>・稼働率指数：製造工業の設備の稼働状況を表すために、生産量と生産能力の比から求めた指数です</li> </ul>	

調査票なし-5

政府統計コード00200603

統計名	産業連関表
機関名	総務省
調査客体	-
調査方法	-
調査目的	-
概要	産業連関表は、作成対象年次における我が国の経済構造を総体的に明らかにするとともに、経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定を行うための基礎資料を提供することを目的に作成しており、一定期間（通常1年間）において、財・サービスが各産業部門間でどのように生産され、販売されたかについて、行列（マトリックス）の形で一覧表にとりまとめたものです。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	基幹統計
調査票	-
備考	
産業連関表は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。	

調査票なし-6

政府統計コード00550205

統計名	生産動態統計
機関名	-
調査客体	-
調査方法	経済産業省生産動態統計調査 木材統計調査 牛乳乳製品統計調査 造船造機統計調査 鉄道車両等生産動態統計調査 油糧生産実績調査 薬事工業生産動態統計調査
調査目的	-
概要	-
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	基幹統計
調査票	固有の調査票なし
<p>生産動態統計は、以下の総称をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省生産動態統計調査</li> <li>・木材統計調査</li> <li>・牛乳乳製品統計調査</li> <li>・造船造機統計調査</li> <li>・鉄道車両等生産動態統計調査</li> <li>・油糧生産実績調査</li> <li>・薬事工業生産動態統計調査</li> </ul>	

調査票なし-7

政府統計コード00200524

統計名	人口推計
機関名	総務省
調査客体	-
調査方法	<p>1) 国勢調査による人口を基礎（基準人口）として、その後の人口動向を他の人口関連資料から得て、毎月1日現在の人口（全国、総人口及び日本人人口）を算出しています。</p> <p>また、このうち、各年10月1日現在の人口については、全国及び都道府県別人口（総人口及び日本人人口）を算出しています。</p> <p>* 2021年（令和3年）12月報から、基準人口を令和2年（2020年）国勢調査確定人口としています。</p> <p>2) 算出のための基本式は、次のとおりです。</p> <p>総人口＝基準人口（総数）＋自然動態（日本人・外国人）＋社会動態（日本人・外国人）</p> <p>日本人人口＝基準人口（日本人）＋自然動態（日本人）＋社会動態（日本人）＋国籍の異動による純増</p> <p>* 自然動態＝出生児数－死亡者数</p> <p>* 社会動態＝入国者数－出国者数</p> <p>* 都道府県別人口においては、社会動態に「都道府県間転入者数－都道府県間転出者数」を加算します。</p> <p>3) 算出に用いている資料は、次のとおりです。</p> <p>出生児数及び死亡者数 ……「人口動態統計」（厚生労働省）</p> <p>出入国者数 ……「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）</p> <p>国籍異動 ……法務省資料</p> <p>都道府県間転出入者数 ……「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）</p> <p>その他 ……「国勢調査」（総務省統計局）</p>
調査目的	我が国の人口の実態は、5年ごとに実施される国勢調査によって明らかにされますが、この「人口推計」は、国勢調査の実施間の時点においての各月、各年の人口の状況を把握するために行うものです。
概要	人口推計は、国勢調査による人口を基に、その後の各月における出生・死亡、入国・出国などの人口の動きを他の人口関連資料から得ることで、毎月1日現在の男女別、年齢階級別の人口を推計しています。また、毎年10月1日現在の全国各歳別結果及び都道府県別結果も推計しています。
推計結果は、各種白書や国際機関における人口分析、経済分析等の基礎資料として利用されています。	
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	基幹統計
調査票	調査票なし <a href="https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm">https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm</a>
備考	
<p>3) 算出に用いている資料は、次のとおりです。</p> <p>出生児数及び死亡者数 ……「人口動態統計」（厚生労働省）</p> <p>出入国者数 ……「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）</p> <p>国籍異動 ……法務省資料</p> <p>都道府県間転出入者数 ……「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）</p> <p>その他 ……「国勢調査」（総務省統計局）</p>	
人口推計は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。	

調査票なし-8

政府統計コード00450012

統計名	生命表
機関名	厚生労働省
調査客体	-
調査方法	<p>【完全生命表（基幹統計）】                      国勢調査による日本人人口（確定数）、人口動態統計（確定数）をもとに、精緻なデータ及び計算方法により5年ごとに作成している。</p> <p>【簡易生命表（基幹統計）】                      推計人口による日本人人口、人口動態統計（概数）をもとに、死亡率を除いて完全生命表とほぼ同様の方法により毎年作成している。</p> <p>【都道府県別生命表】                      国勢調査年を含む前後3年間の人口動態統計（確定数）及び国勢調査による日本人人口（確定数）をもとに、都道府県別に5年ごとに作成している。</p> <p>【市区町村別生命表】                      国勢調査年を含む前後3年間の人口動態統計（確定数）及び国勢調査による日本人人口（確定数）をもとに、市区町村別に5年ごとに作成している。</p>
調査目的	<p>生命表は、ある期間における死亡状況（年齢別死亡率）が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものである。特に、0歳の平均余命である「平均寿命」は、死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。</p>
概要	<p>生命表は、ある期間における死亡状況（年齢別死亡率）が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものです。</p> <p>特に、0歳の平均余命である「平均寿命」は、死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されています。</p>
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	基幹統計
調査票	調査票なし
備考	
<p>・完全生命表（基幹統計）                      国勢調査による日本人人口（確定数）、人口動態統計（確定数）をもとに、精緻なデータ及び計算方法により5年ごとに作成している。</p> <p>・簡易生命表（基幹統計）                      推計人口による日本人人口、人口動態統計（概数）をもとに、死亡率を除いて完全生命表とほぼ同様の方法により毎年作成している。</p>	
<p>生命表は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」。</p>	